

第 2 期 みやぎ農業農村整備 基本計画

(平成23年度～平成32年度)



平成29年2月改定
宮城県農林水産部

目 次

第1章 はじめに

第1節	基本計画見直しの趣旨	1
第2節	基本計画の性格	1
第3節	基本計画の期間	1
第4節	基本計画の進行管理	1
第5節	目標実現に向けた関係者の役割	2
第6節	基本計画に関連する計画・方針等	3

第2章 宮城県の農業・農村を取り巻く現状と課題

第1節	宮城県の農業・農村を取り巻く情勢	4
第2節	これまでの取組状況	14

第3章 基本計画で目指す将来の姿

第1節	基本計画で目指す農業・農村の将来像	16
第2節	農業・農村の見通し及び目標	18

第4章 農業・農村の振興に関する施策の推進方向

第1節	施策の推進方向体系図	20
第2節	各施策の推進方向	21
基本項目1	競争力のある農業の持続的な発展	21
基本項目2	農業・農村の多面的な機能の発揮	29
基本項目3	農村の活性化に向けた総合的な振興	42
第3節	推進指標一覧	52
第4節	目標を実現するための体制強化	54
1	農業土木技術強化・人財育成の関係	54
2	災害発生時における市町村等への支援	57

第5章 圏域計画

1	広域仙南圏	58
2	広域仙台都市圏	60
3	広域大崎圏	62
4	広域栗原圏	64
5	広域登米圏	66
6	広域石巻圏	68
7	広域気仙沼・本吉圏	70

<参考>

1	食料・農業・農村基本計画の概要	75
2	土地改良長期計画の概要	77
3	TPP対策の概要	82
4	食と農の県民条例基本計画の概要	87
5	食と農の県民条例基本計画 各施策において重点的に取り組む事項（関係分）	90
6	東日本大震災に係る農地・農業用施設の復旧・復興の ロードマップの見直しについて	96

<別冊>

推進指標算定根拠	別冊
----------	----

第1章 はじめに

第1節 農業農村整備基本計画見直しの趣旨

宮城県では、農業・農村の将来にわたる振興に向け、平成12年に「みやぎ食と農の県民条例」（以下「条例」という。）を制定しました。この条例に掲げる目標の実現に向け、平成13年に「みやぎ食と農の県民条例基本計画」（以下「食と農基本計画」または「食農」という。）を策定したことに伴い、農業農村整備の計画的な事業推進を図るため、この実施計画として、「みやぎ農業農村整備基本計画」（以下「農業農村整備基本計画」という。）を策定しています。

農業農村整備基本計画の第1期計画については、平成22年度を目標年度として平成14年に策定され、社会経済情勢の変化を踏まえ、平成18年に中間見直しが行われました。

第2期計画については、平成23年度から平成32年度までの10か年計画として平成23年3月に策定されましたが、策定直後に東日本大震災が発生したため、平成23年10月に策定した「みやぎの農業・農村復興計画」に基づき、早期の復旧・復興に向けて取り組んできたところであります。

その後、復旧・復興に伴う急速な農業構造の変化、国における「農林水産業・地域の活力創造プラン」の策定や「食料・農業・農村基本計画」の見直し、生産物価格の低迷等による農業経営の圧迫、農村社会の活力低下など、さまざまな社会経済情勢の変化が生じています。

宮城県の「魅力ある農業・農村の再興」に向けて、食と農基本計画の中間年である平成27年度において、食と農基本計画の見直しと併せ、農業農村整備基本計画の中間見直しを行うものであります。

第2節 農業農村整備基本計画の性格

農業農村整備事業の基本計画として、今後の推進方向と目標を達成するための方策を明らかにすることにより、今後の事業推進の指針とします。

第3節 農業農村整備基本計画の期間

農業農村整備基本計画の計画期間は、条例に基づき、平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とします。

第4節 農業農村整備基本計画の進行管理

県では、毎年度、農業農村整備基本計画に位置づけられた各種施策の実施状況や達成状況等を確認しながら、計画的に施策を推進します。また、各種施策の評価や課題、農業・農村を取り巻く情勢の変化に対しては、施策の重点化を図るなど、柔軟に対応します。

第5節 目標実現に向けた関係者の役割

農業農村整備基本計画の目標を実現するためには、農業・農村が果たしている役割について、県民の方々に理解を深めていただき、幅広い支援と支持を得ながら、各関係者がそれぞれの責務と役割を認識し、一体となって計画を推進することが求められます。

◆ 農業者

宮城県の農業・農村がこれからも持続的に発展していくためには、農業に携わる方々が主体的に創意と工夫をこらして取り組むことが必要不可欠です。

また、生産活動を通じた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮とともに、都市と農村との交流などを行いながら、魅力ある農業・農村を築いていくことが求められます。

◆ 土地改良区

農業水利施設をはじめ多様な農業生産を支える土地改良施設の管理主体として、集落レベルの水利管理組織と連携し、食料生産の源となる水を守る役割を担っています。

農業者で構成され、地域営農を担う多様な経営体の育成を主体的に実施することが可能な団体であり、農地に関する情報の提供や地域住民等の多様な参画による地域資源の適切な保全管理等について、関係団体等と連携し、主導的な役割を果たすことが求められています。

◆ NPO、民間企業

各関係団体等との協力関係を構築し、保有する能力を発揮して地域の多様な取り組みを補完・支援するとともに、新たな手法を取り入れるなど先導的に社会に貢献する役割が求められています。

◆ 都市住民

農業・農村の有する様々な価値を理解し、「ゆとり」や「やすらぎ」を享受する場や健康志向、環境意識などを満足させる一つ的手段として農業・農村を選択し、新たなライフスタイルとして、都市と農村の双方向での「人・もの・情報」の行き来を活発にさせていただくことが求められています。

◆ 土地改良事業団体連合会

土地改良法に基づく公益法人であり、会員である市町村や土地改良区などを技術的に指導・援助し、県との協力体制により、農業農村整備事業を適切かつ効率的に推進し、その共同の利益を増進することが求められています。

◆ 公益社団法人 みやぎ農業振興公社

農業の競争力の強化と地域農業の発展に向けて、経営改善に意欲的に取り組む担い手経営体を育成するとともに、農地中間管理事業を活用しながら円滑に農地を集積・集約化することが求められています。

◆ 県

基本計画の実現に向けて、農業者や関係団体等の意向や要望を踏まえ、各関係機関と連携を図りながら、各種施策を展開します。また、県民の方々の理解と主体的な参画、協働が得られるよう努めます。

第6節 基本計画に関連する計画・方針等

この基本計画は、宮城県の農業・農村の振興方策を示す基本的な計画として位置づけています。県では、他にも関連する各種計画・方針等を策定しており、相互に連携しながら推進を図っています。農業農村整備等に係る主な計画は以下のとおりです。

- ・みやぎ食と農の県民条例基本計画（平成28年3月 中間見直しによる改定）
- ・みやぎの農業・農村復興計画（平成23年10月）
- ・ストックマネジメント推進計画（平成20年8月）
- ・みやぎ型グリーン・ツーリズム行動計画（第3期／平成25年3月）

第2章 宮城県の農業・農村を取り巻く現状と課題

〔食農から〕

第1節 宮城県の農業・農村を取り巻く情勢

1 東日本大震災の発生

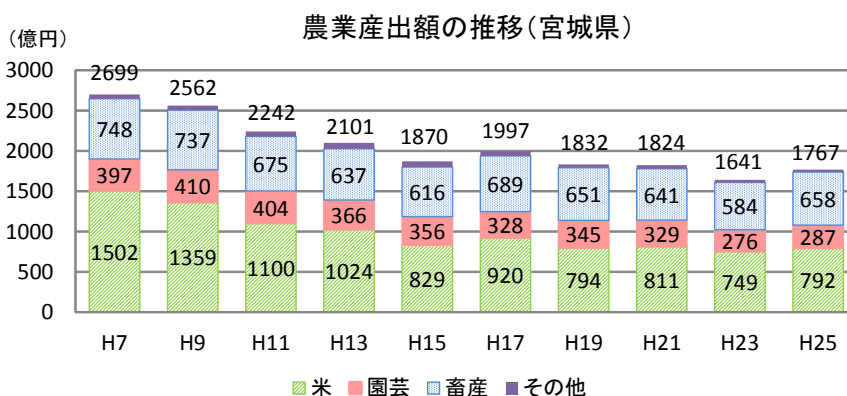
平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、沿岸部を中心として甚大な被害を受けました。宮城県の農業においては、多くの貴重な人材を失うとともに、農地・生産基盤施設、農業生産施設・機械、流通加工関連施設等が流失・損壊し、食料供給基地としての機能が大きく低下する事態となりました。農業関係被害額としては約5,500億円にも上り、この被害額は、震災直前の県農業予算の約13年分にも相当する膨大な金額となりました。

県では、平成23年3月に策定した本計画を、今後10年間の農業・農村の目指すべき方向性を示す指針として位置づけつつ、復旧・復興に向けて緊急かつ重点的に取り組む具体的施策を定めた「みやぎの農業・農村復興計画」を同年10月に新たに策定し、農業・農村の早期復興に向け、両計画に基づく各種施策を展開してきました。

2 農業を取り巻く情勢

◆ 1 農業産出額の低迷

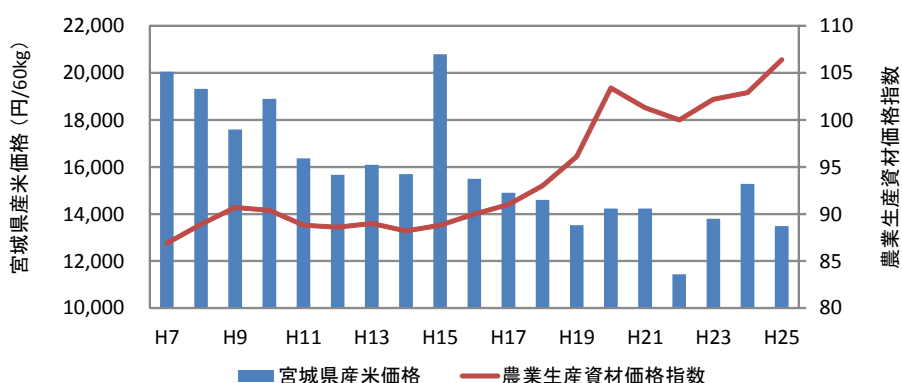
宮城県の農業産出額は、需給調整による米の生産量の減少、米価の低迷等の影響を受け、平成7年の2,699億円に対して平成25年の1,767億円と18年間で約7割にまで低下しています。また、米価の低迷に加え、農業生産資材の価格の高止まり等、農業経営を取り巻く状況は厳しさを増しています。



(出典: 農林水産省 「生産農業所得統計」)

米に特化してきた宮城県の農業生産構造が、産出額低迷の大きな要因であると考えられることから、今後はバランスの取れた生産構造への転換により産出額の拡大を図るほか、高付加価値化、生産コストの削減により収益性を向上させることが必要です。

宮城県産米価格^{注1)}及び農業生産資材価格指数^{注2)}の推移



注1) 宮城県産ひとめぼれの民間流通米販売価格 (出典:「平成26年度 稲作指導指針」)
 注2) 農家が購入する農業生産に必要な資材の小売価格を、平成22年を100として指数化したもの。
 (出典:農林水産省「農業物価統計調査」)

◆ 2 農業者の減少・高齢化

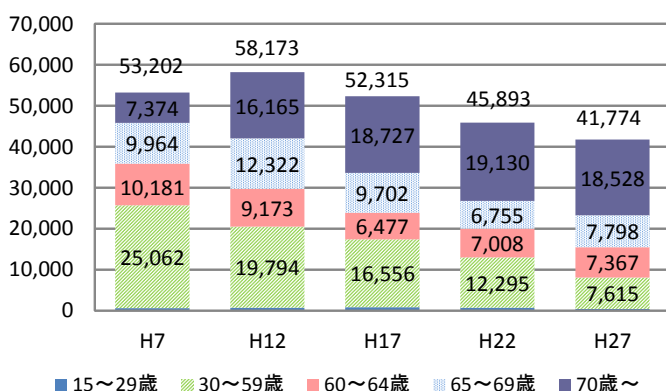
販売農家数は平成7年には約8万戸でしたが、平成27年には約3万8千戸と約5割にまで減少しています。

また、販売農家における基幹的農業従事者数は、平成27年で約4万2千人で、そのうち70歳以上の割合は44%と平成7年の14%から大幅に増加し、農業者における高齢化が著しく進んでいます。

新規就農者は毎年度増加の傾向にあるものの、今後はそれを上回るペースで高齢農業者のリタイアが増加すると見込まれることから、担い手不足がより一層深刻化すると予想されます。

農業の新たな担い手の確保・育成は、今後の農業・農村の持続的発展を考える上で大きな課題と言えます。

年齢別基幹的農業従事者数(人)



年齢別基幹的農業従事者割合(%)

	60歳以上	70歳以上
H7	51.7	13.9
H12	64.7	27.8
H17	66.7	35.8
H22	71.7	41.7
H27	80.7	44.4

(出典:農林水産省「農林業センサス」)

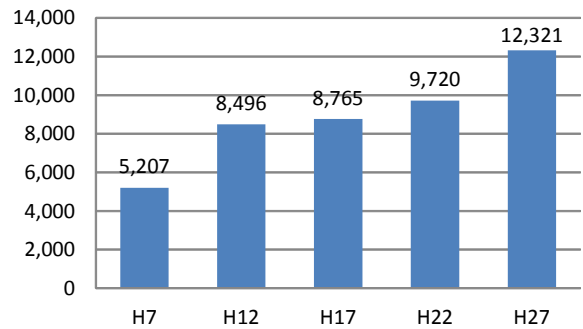
◆ 3 耕作放棄地の拡大

農業者の離農及び高齢化、農業所得の低下による生産意欲の減退、水田における米の需給調整の実施等を背景に、過去1年以上作付けせず、かつ、この数年の間に再び耕作する予定のない耕作放棄地が拡大し、平成7年の約5千haから平成27年には1万2千haを超えており、20年間で大幅に増加しています。

また、一度耕作放棄地となった農地は、数年経つと原形を失うほどに荒れてしまい、再び農地として利用することがかなり困難となるため、農畜産物の安定供給に直接関わる重要な問題となります。

さらに、耕作放棄地は、病虫害・鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用排水施設の管理への支障等、周辺地域の営農環境に悪影響を及ぼし、国土保全機能の低下を招くおそれもあることから、耕作放棄地の拡大に歯止めをかけるとともに、耕作放棄地となった農地を再生利用していくことが求められています。

耕作放棄地面積(ha)



(出典:農林水産省「農林業センサス」)

◆ 4 農業経営の大規模化

農業者の減少及び高齢化が進む一方で、地域の中核となる農業経営体の規模拡大の動きが見られています。震災後は、特に被災沿岸部において農地集積が急速に進んでおり、100ha規模の大規模経営体も出現しています。

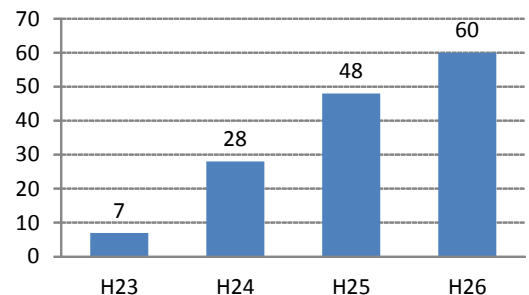
経営の大規模化に対応し、生産の省力化・効率化に向けた基盤整備及び技術の高度化、経営能力の向上が必要となっています。

◆ 5 6次産業化の取組の拡大

農業経営を取り巻く状況が厳しいことから、所得の向上や農村における雇用創出を目指し、原材料供給としての農業生産にとどまらず、農業者自ら、又は商工業者等多様な事業者との連携により、加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）も手がける6次産業化の取組事例が増加しています。

6次産業化の取組の拡大に伴い、企業の視点に立った経営能力の習得や、ビジネスマッチングの機会の増大が必要となっています。

6次産業化総合化事業計画認定数の推移



(東北農政局公表資料)

◆ 6 大規模園芸経営体の増加

震災により壊滅的な被害を受けた沿岸地域では、復旧・復興が進み、先進的な技術を導入した大規模園芸経営体が増加しています。また、近年需要が高まっている加工・業務用野菜についても県内の生産が拡大しており、機械化一貫体系による大規模な取組も進んでいます。

宮城県における園芸の競争力強化に向けて、大規模園芸経営体の生産技術の向上と経営の早期安定化が必要です。

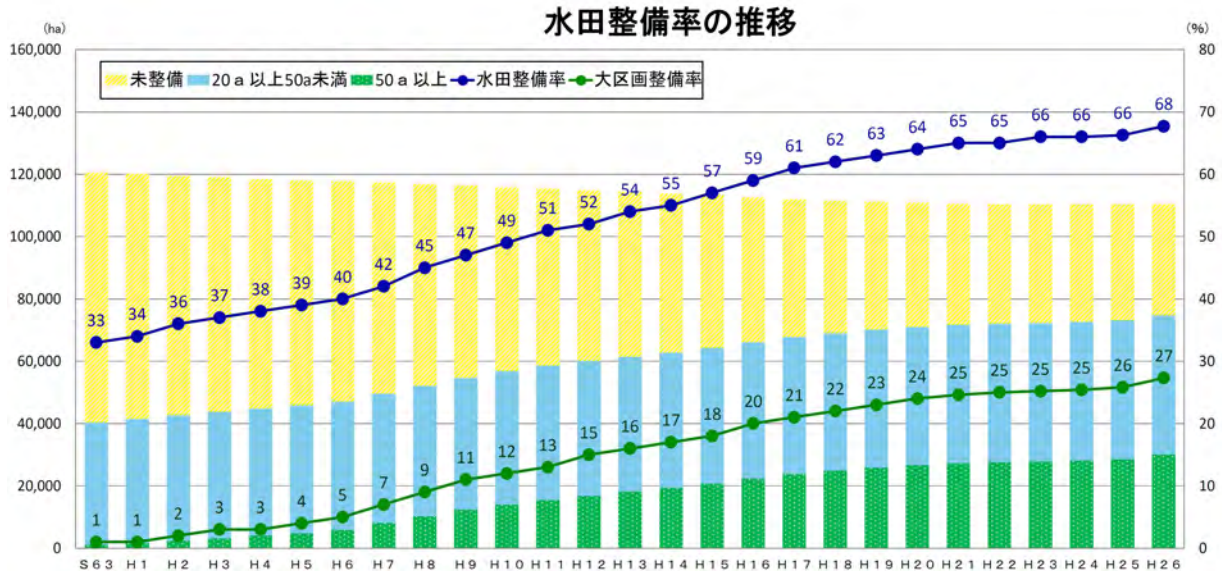
◆ 7 新たな担い手

震災以降、被災沿岸部を中心として、新たに数多くの組織経営体や農業法人が設立されています。宮城県農業の真の復興のためには、そのような新規法人の早期の経営安定化と持続的な

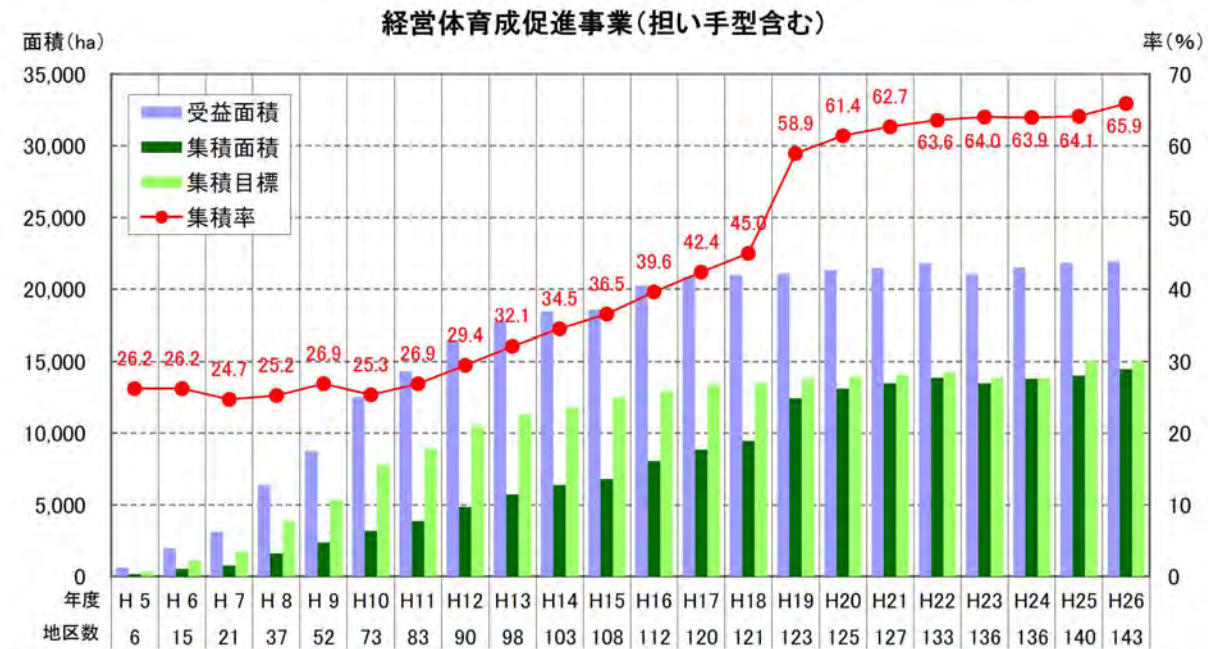
発展が必要です。

また、新規就農者や、農業参入した企業等も、地域農業の新たな担い手として期待されており、その確保と定着に向けた支援が求められます。

◆ 8 水田整備の状況



◆ 9 ほ場整備実施地区における農地集積状況



◆10 農業水利施設の状況

農業水利施設ストックの現状

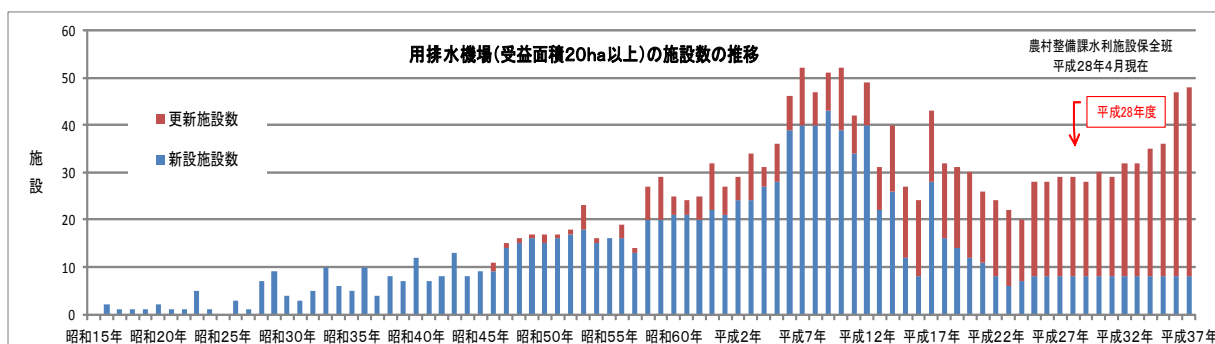
○ 農業水利施設の老朽化の状況

(平成28年4月現在)

施設区分	施設数 (割合%)	標準耐用 年数	同左超過施設数 (超過割合%)
用排水機場	1,917 (58.2%)	20年	1,341 (70.0%)
頭首工(堰)	718 (21.8%)	50年	454 (63.2%)
水門・その他	658 (20.0%)	30年	414 (62.9%)
合計	3,293		2,209 (67.1%)

○ 造成主体別の施設数

施設区分	国営造成 施設数	県営造成 施設数	団体営造成等 施設数	合計
用排水機場	64	905	948	1,917
頭首工(堰)	23	55	640	718
水門・その他	81	288	289	658
合計	168	1,248	1,877	3,293



◆11 土地改良区の状況

(1) 土地改良区数 (H27.4現在) : 52 土地改良区

(2) 受益面積規模別の状況

500ha未満の小規模土地改良区は19 / 52 (全体の36.5%)

(3) 職員数規模別の状況

正職員数が2人未満の土地改良区は14 / 52 (全体の26.9%)

(4) 職員の年齢構成の状況 (H26年度決算ベースの値)

正職員291人中, 50歳代以上 : 123人 (42.3%), 40歳代 : 64人 (22.0%) と高齢化

(5) 組合員の減少 (H2 : 107,672人→H27 : 74,267人) △31.0%

◆12 農地等復旧・復興の状況

項目	(復旧面積等) ／(復旧対象面積等)	進捗率	備考
農地 (除塩含む) 復旧対象面積: 約13,000ha ※年度別復旧計画 H23 5,780ha H27 470ha H24 5,220ha H28 190ha H25 700ha H29 50ha H26 590ha		着手 約99% 着手面積: 約12,838ha(H28/11末現在) 完成 約91% 工事完了面積: 約11,976ha(H28/11末現在)	復旧対象面積に直轄災害復旧面積を含む
津波被災地域における農地整備 復旧復興対象面積: 約4,707ha ※年度別復旧計画 H25 1,771ha H28 461ha H26 1,723ha H29 21ha H27 731ha		着手 約95% 着手面積: 約4,480ha(H28/11末現在) 完成 約77% 工事完了面積: 約3,630ha(H28/11末現在)	平成28年11月末現在

3 農村を取り巻く情勢

◆1 農村における集落機能の低下

農村における人口減少と高齢化の進展は、食料の安定供給や産地の維持に関わるとともに、集落機能の低下をもたらし、農業・農村の多面的機能の維持や農村文化の伝承、食文化などの継承が難しいものとなります。特に、少子高齢化が急速に進む中山間地域においては、担い手不足による耕作放棄地の発生や鳥獣による農作物被害が拡大するとともに、農地・農業用水等の生産資源の保全が困難となりつつあります。

農村の持つ魅力の発信や都市住民等とのつながりの深化などにより、コミュニティ機能を強化・再生することが必要であり、多様な主体の参画による集落機能の維持が求められます。

◆2 都市農村交流への関心の高まり

農業・農村は、その生産活動を通じ、良好な景観の形成、文化の継承等、多面的な機能を有しており、地域住民や農村を訪れる都市住民にゆとりや安らぎをもたらしています。農林水産省が消費者を対象に、今後、農業・農村とどのように関わりたいか調査(平成26年5月公表)を行ったところ、「地域農産物の積極的な購入等により農業・農村を応援したい」が9割、「グリーン・ツーリズム等、積極的に農村を訪れたい」が3割となっており、農業・農村に対する関心の高さがうかがえます。

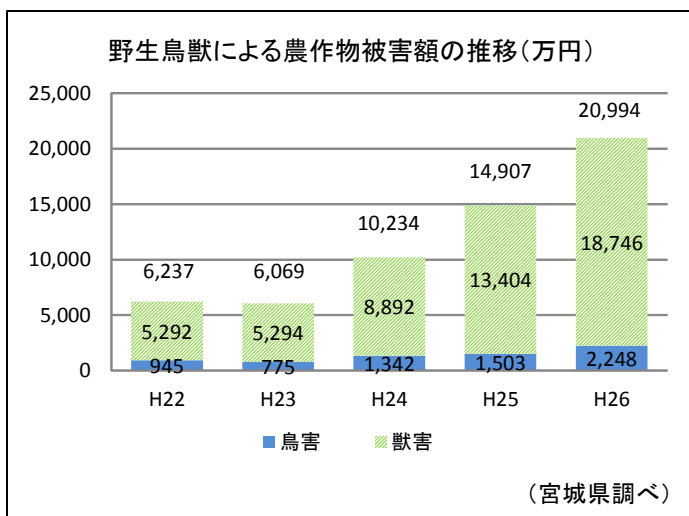
農村の多様な地域資源を活用して、都市と農村の交流に積極的に取り組みながら、農村における雇用や所得を増大し、農村経済の活性化を図ることが必要となっています。

◆3 鳥獣被害の深刻化

野生鳥獣による農作物被害は、全国的に深刻化・広域化しており、その中でもシカとイノシ

シによる被害額が多くなっています。宮城県においては、平成22年度の農作物被害は6千万円程でしたが、平成26年度には2億円を超えており、中山間地域を中心に深刻な問題となっています。特に、イノシシについては、被害地域が県北部へと広域化し、今後、西部から東部への拡大が懸念されます。

鳥獣による農作物被害は、農業者の営農意欲を低下させ、耕作放棄地を増加させる一因となり、その増加がさらなる鳥獣被害を招くという悪循環を生じさせており、被害額として数字に表れる以上に、農村の生活に深刻な影響を及ぼしています。各関係機関・団体と地域住民が連携し対策に取り組む必要が生じています。



◆ 4 農村生活環境整備の状況

農村地域を総合的に整備し、秩序ある土地利用、生活環境の改善など、農業生産基盤と生活環境の両面で質の高い環境整備を実施。



(農林水産省HPより)

◆ 5 多面的機能支払交付金事業の取り組み状況

事業の推移

事業名	期別	年度	市町村数	活動組織数	取組農用地面積 (ha)	カバー率
農地・水・環境保全向上対策支援交付金	第1期	H19	23	517	43,870	37%
		H20	23	517	43,963	37%
		H21	23	517	43,949	37%
		H22	23	517	43,931	37%
農地・水保全管理支払交付金	第2期	H23	23	502	42,126	35%
		H24	22	512	43,865	37%
		H25	22	525	45,109	38%
多面的機能支払交付金	第2期	H26	29	784	61,979	52%
		H27	33	946	69,378	58%

※カバー率は県内農振農用地面積(119,764ha)を対象に算出

◆ 6 中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み状況

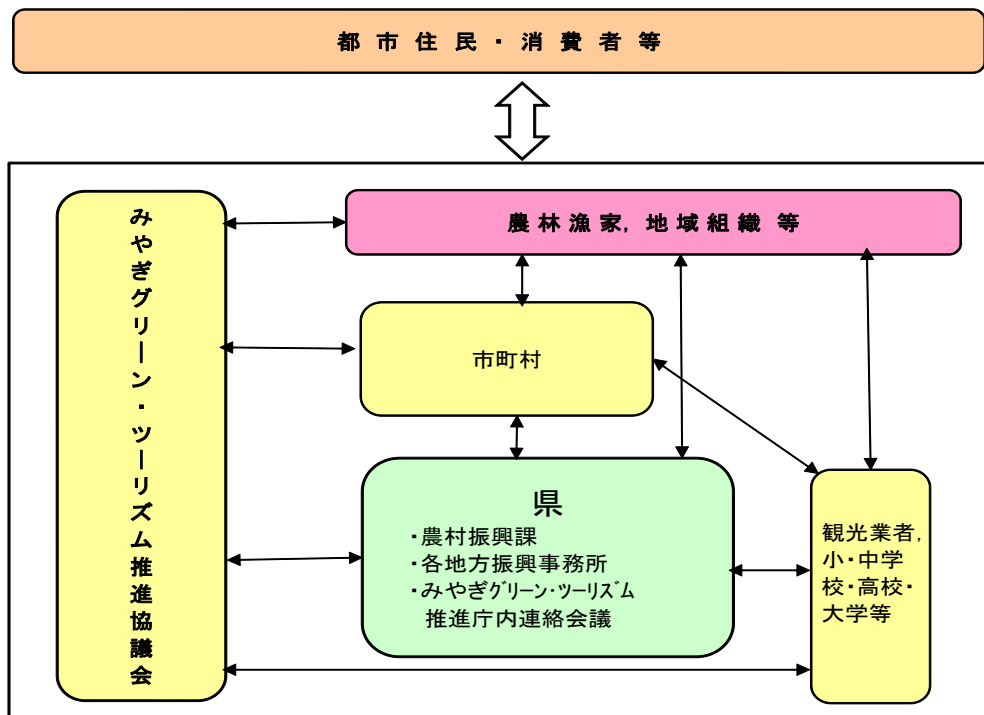
事業の推移

期別	協定数	取組市町村数	交付面積 (ha)
1期対策(H12-H16) H16実績	328	21	2,613
2期対策(H17-H21) H21実績	253	14	2,182
3期対策(H22-H26) H26実績	232	13	2,100
4期対策(H27-H31) H27実績	226	13	2,185

◆7 グリーntourismの状況

みやぎ型グリーン・tourismとは、「農山漁村を舞台とした交流活動、共生の交流活動で、宿泊の有無等の形にこだわらず多様に展開する」としています。

〔グリーン・tourismの推進イメージ〕



※↔は、連携

4 国による新たな農政改革とTPP（環太平洋パートナーシップ）交渉

◆1 国による新たな農政改革

国では、平成25年12月に今後の農政のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定（平成26年6月改定）し、農業や食品産業の成長産業化を進める産業政策と農業・農村の多面的機能の発揮を進める地域政策を車の両輪として施策を展開していくこととし、あわせて、下記の4つの改革を行うこととしました。

また、農林水産業・地域の活力創造プラン等で示された施策の方向やこれまでの施策評価も踏まえて、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定（平成27年3月31日閣議決定）されました。

【改革1 農地中間管理機構による農地集積・集約化】

今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立に向けて、都道府県ごとに農地中間管理機構を整備し、地域内に分散・錯綜する農地を整理して、担い手への集積・集約化を推進することとしました。

【改革2 水田フル活用と米政策の見直し】

水田のフル活用を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実等を進める中で、平成30年を目途に、行政による生産数量目標配分に頼らずとも、国が作成する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産が行われるよう体制を整備することとしました。

【改革3 経営所得安定対策等の見直し】

米の直接支払交付金については、平成26年産から単価を半減した上で、平成30年産に廃止することとし、畑作物の直接支払交付金及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策については、平成27年産からその交付対象を認定農業者、集落営農、認定新規就農者とするなどの見直しを行いました。

【改革4 日本型直接支払制度の創設】

農業・農村は、国土保全、水源涵養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益を広く国民が享受しています。そのため、平成26年度に、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、「多面的機能支払」、「中山間地域等直接支払」、「環境保全型農業直接支払」を日本型直接支払制度として位置づけ、平成27年度からは、法律（「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」）に基づく制度として実施することとしました。

◆2 TPP交渉の大筋合意

平成22年（2010年）3月に始まったTPP交渉が、平成27年10月5日、交渉参加12カ国による閣僚会合（米国アトランタで開催）において大筋合意に至りました。

TPPは、世界の成長センターであるアジア太平洋地域に1つの巨大な経済圏（世界の国内総生産（GDP）の約4割を占める）を創造し、21の分野にわたり関税の取扱いをはじめ、モノやサービス、投資などが出来るだけ自由に行き来できるようルールや仕組みを統一する国際約束であり、その発効は早くても平成30年3月になるとの見方が示されております。

農林水産物については、2,328品目のうち1,885品目で関税が撤廃（81%）されることとなり、そのうち「重要5項目」として位置づけられた、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖の586品目においても、約3割にあたる174品目において関税が撤廃されることとなります。

（宮城県のTPP対策の概要）

○基本的な考え方

県は、農林水産業を将来にわたり維持発展させるため、収益性の高い競争力のある農林水産業の実現を目指していく。

○対策の方向性

国が実施する農林水産業の体質強化対策等も十分に活用しながら、引き続き、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（再生期）」や分野別基本計画、宮城県農林水産行政の重点方針に基づく施策の実施を通じて、本県農林水産業の発展に努めていく。

第2節 これまでの取組状況

第2期計画では、条例に掲げる目標の達成に向け、これまで以下の3項目に関して推進施策を展開してきました。

1 競争力と個性のある農業の持続的な発展

◆ 1 担い手の確保・育成

意欲ある活力に満ちた担い手の確保及び育成、震災からの復興に向け、経営改善意欲の高い認定農業者及び集落営農組織の育成支援を行いました。平成26年度末現在、認定農業者数は6,138経営体となり、集落営農組織については900組織、農業法人については453法人がそれぞれ設立されています。特に、農業法人においては、震災以降、131法人が新たに設立されており、復興の新たな担い手として期待されています。

◆ 2 生産基盤の整備と有効活用

農地等の生産基盤に関しては、ほ場整備及び基幹的な用排水施設の整備を実施し、生産性の高い土地利用型農業の条件整備を推進しました。また、水田における麦・大豆・飼料作物等の生産を効率化するための大型機械及び農業施設の導入、生産の合理化を進めるための団地化等を促進し、水田の高度利用化に向けた取組を推進するとともに、農業経営体の育成及びほ場整備事業を一体的に進め、意欲ある経営体への農地の利用集積を図りました。

震災からの復興に向けては、農地や農業用施設の復旧を行い、平成28年5月末現在で、農地は約91%、農業用施設は約92%が復旧しています。また、園芸栽培施設及び畜舎・畜産関連施設は、それぞれ約96%、約98%が復旧しました。

◆ 3 収益性の高い農業生産の推進

収益性の高い効率的な農業生産を目指し、水田を活用した土地利用型農業を推進するとともに、園芸については、重点振興品目を中心に生産、流通及び販売体制の強化による競争力のある産地づくりに努めました。震災以降は、土地利用型農業では100ha規模の法人の出現、園芸ではヘクタール規模のいちご、トマト等の団地整備や大規模施設園芸法人の設立など、農地の集約化や経営の大規模化が推進されています。

水田における大豆の作付けは、大きく拡大し、作付面積で北海道に次ぐ全国第2位の生産地となっております。

2 農業・農村の多面的な機能の発揮

農地、農業用水等の生産資源及び農村が有する自然環境、景観等の環境資源を良好に維持・保全していくため、農地・水・環境保全向上対策等を活用し、農業者だけではなく地域住民が一体となって取り組む保全活動を推進しました。

また、農山漁村が持つ自然景観、食材、伝統文化等の地域資源を活用した多様な体験及び交流を促進するグリーン・ツーリズムを推進するとともに、都市住民の多様な需要に対応し、交流拠

点となる農産物直売所，農林漁家民宿・レストラン等の施設間のネットワーク組織活動の支援等を行いました。

さらに，学童期から農業に親しみ，将来，職業として農業を選択できる人材や農業を応援する人材を育成するため，小中学校の教職員を対象としたセミナー等の開催や，農業・農村の多面的機能への県民理解の向上に向けて，「田んぼの学校」及び各種イベントを開催し，普及啓発を図りました。

中山間地域の振興に関しては，中山間地域等直接支払制度を活用し，継続的な農業生産活動を通じて耕作放棄地の発生防止及び多面的機能の維持を図るとともに，農村地域における生活の利便性を確保するために，生活排水・汚水処理施設等の定住環境を整備しました。

こうした取組により，県内各地において，農地・水・環境の保全に向けた住民による協働活動が展開されるとともに，農林漁家レストラン・民宿，農産物直売所等が着実に増え，都市住民と農村との交流の場が増加しました。

3 農村の活性化に向けた総合的な振興

商工業者等の多様な事業者と連携し，農林水産物などの地域資源を活用した6次産業化等に取り組む農業者を支援するとともに，農業を核とした多様なコミュニティビジネスの振興のため，農林漁家民宿・レストラン，直売施設等を営む農業者等に対して，経営に関する経験や専門知識を有するアドバイザーを派遣したほか，販売力の向上を図るための講座を開催しました。

また，農村地域の生活環境基盤については都市と比較して立ち遅れていることから，その水準の向上を図るため，集落排水施設，集落道路，農村公園等の生活環境基盤整備を生産基盤整備と一体的に実施しました。

こうした取組により，農村経済の活性化に寄与する6次産業化等の取組事例や農産物直売所の売上額が増加するとともに，農村集落における下水道整備人口が増加しました。

第3章 基本計画で目指す将来の姿 [食農から]

第1節 基本計画で目指す農業・農村の将来像

農業・農村を取り巻く情勢が深刻さを増す中で、条例に定める目標の実現には、宮城県の豊かな食・農業・農村を共有の財産として次代に継承していくとともに、「地方創生」の取組を推進していくことを通じて、農業が地域経済を支える産業としてそれぞれの地域で栄え、安定した就業の場が確保されていることが必要となります。

そのためには、次の視点を基本に、各関係者が一丸となり、農業の構造改革や新たな需要の取り込みを通じて農業を産業として強くする産業政策とともに、農村の有する地域資源を活かしつつ多様な方法で農村の維持・活性化を図る地域政策を展開しながら、「農業を若者があこがれる魅力ある産業に」変革し、持続可能な魅力ある食・農業・農村を築き上げることが求められます。

- ◆ 農業者と消費者の相互理解が深まり、「食」を通じて互いに支え合う風土づくり
- ◆ 社会情勢の変化に対応した担い手の確保など宮城県への人材還流・育成、雇用の創出
- ◆ 6次産業化や他産業との連携等、多彩な経営展開による他産業と遜色ない所得の確保
- ◆ 美しい農村景観や多様な生態系等の地域資源の維持・保全と農村の魅力発信

農業・農村の将来像

農業を若者があこがれる魅力ある産業に！

若者があこがれる魅力ある農業・農村の将来像を以下のとおり掲げます。

農業の将来像

意欲ある多様な担い手が活躍し、土地利用型農業・園芸・畜産のバランスがとれた生産が行われるとともに、6次産業化等の付加価値を高める取組が広がり、競争力と魅力のある農業が展開されています。

- 認定農業者、集落営農組織、農業法人及びアグリビジネス経営体等、経営能力に優れた担い手が宮城県の農業生産の中心を担っています。
- 農家の子弟である後継者のみならず、非農家出身者の就農及び異業種からの農業参入等により、意欲ある多様な担い手が確保されています。
- 女性農業者の活躍により新たな商品やサービスが生み出され、地域農業の活力が向上しています。
- 農地中間管理事業等の推進により、優良な農地の確保及び担い手への利用集積が進み、大規模化、低コスト化による効率的かつ安定的な経営が展開されています。
- 麦及び大豆をはじめ地域戦略作物等の生産により、水田のフル活用が行われ、経営の高度化、多角化が図られています。
- ICTの活用やイノベーションにより、顧客満足度を高めるフードバリューチェーンが構

築されています。

- 消費者のニーズに応える生産の振興により、土地利用型農業、園芸及び畜産の生産力が向上し、宮城県の農業産出額が増加しています。
- マーケットインによる生産・販売及びブランド力のある農畜産物の産出により、農業所得が向上しています。
- 6次産業化及び農商工等連携などにより、新たな事業が数多く生まれ、付加価値の高い農業が展開されています。

■ 農村の将来像

美しい景観、豊かな生態系の保全など農業・農村が有する多面的機能の役割及び地域資源の価値が県民に十分に理解され、都市と農村の人的交流及び農村集落における経済活動が進み、地域が活性化しています。

- 農業・農村に関する情報の積極的な提供及びグリーン・ツーリズムの推進等により、農村の果たす役割、重要性、豊かさが県民に十分に理解され、県民全体で農業・農村を支える関係が構築されています。
- 環境に配慮した生産活動が積極的に営まれ、良好な自然環境が保たれています。
- 農村のコミュニティを活かし、地域資源の有効活用及び地域産業との連携等により、創意工夫のある新たなビジネスが創出されています。
- 農村の魅力を残しつつ、生活環境の整備による快適性の向上及び防災機能の充実により、安全で安心な地域社会の形成が進んでいます。
- 若者を中心に新たな生活スタイルを求めて「田園回帰」の流れが定着し、移住・定住の促進とともに安心して暮らせる農村となっています。

第2節 農業・農村の見通し及び目標

1 農業の担い手・農地の見通し

【販売農家戸数，農業就業人口の見通し】

項目	平成22年	平成27年	平成32年
販売農家 (単位：戸)	49,384	37,522	31,500
主業農家	8,577	6,967	6,000
準主業農家	16,631	10,203	8,500
副業的農家	24,176	20,352	17,000
農業就業人口 (単位：人)	70,869	54,295	39,000

(注) 農林水産省「世界農林業センサス」に基づき作成

【農地の面積の見通し】

項目	平成21年	平成26年	平成32年
農地面積 (単位：ha)	136,600	130,000	128,600
水田	110,500	106,500	105,320
畑	26,100	23,500	23,280

(注) 平成21年及び平成26年：農林水産省「耕地面積調査」
平成32年：宮城県国土利用計画（第5次）

2 農業産出額及び主要品目生産の目標

【農業産出額】

項目	平成20年	平成25年	平成32年
農業産出額 (単位：億円)	1,875	1,767	2,015
米の産出額	824	792	811
園芸の産出額	335	287	422
畜産の産出額	672	658	690
その他産出額	44	30	92

(注) 農林水産省「生産農業所得統計」に基づき作成

【主要品目別栽培面積】

項 目	平成20年	平成25年	平成32年
栽培面積 (単位：ha)			
水稲	72,400	72,200	73,100
小 麦	1,480	1,230	1,250
六条大麦	1,260	917	1,200
大 豆	12,100	9,540	11,400
野 菜 (かんしょ含む)	9,399	8,680	9,335
いちご	181	82	124
きゅうり	486	416	421
トマト	199	189	196
ほうれんそう	470	390	394
ねぎ・こねぎ	562	553	616
そらまめ	92	76	80
パプリカ	3	7	12
たまねぎ	185	184	233
キャベツ	369	368	410
えだまめ	363	320	334
花 き	190	158	180
輪ぎく	60	46	50
スプレーぎく	20	18	21
花壇用苗物	18	19	22
鉢物	19	15	17
果 樹	1,808	1,672	1,685
りんご	307	261	265
日本なし	176	170	174
小果樹類	29	37	38

(注) 農林水産省「宮城農林水産統計年報」に基づき作成(一部品目は県調べ等)。「水稲」は、平成20年及び平成25年は主食用米、備蓄米、加工用米等を含み、平成32年は主食用米、備蓄米、加工用米、飼料用米等を含む。

第4章 農業・農村の振興に関する施策の推進方向

第1節 施策の推進方向体系図

◆ 基本項目1 競争力のある農業の持続的な発展

施策1 優良な生産基盤の確保と有効活用

- ① 生産基盤となる農地・施設等の整備
- ② 整備した優良農地の利用集積の推進
- ③ 農業水利施設等のストックマネジメントの推進（再掲）

◆ 基本項目2 農業・農村の多面的な機能の発揮

施策2 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と県民理解の向上

- ① 農地と水、農村景観の保安全管理
- ② 都市と農村の交流促進
- ③ 多面的機能への県民理解の向上

施策3 農業・農村が有する地域資源の保全・管理と活用

- ① 農業水利施設等のストックマネジメントの推進
- ② 再生可能エネルギーの活用の推進

◆ 基本項目3 農村の活性化に向けた総合的な振興

施策4 中山間地域等における農業振興と農村活性化

- ① 中山間地域等の農業振興
- ② 地域資源を活用した農村経済の活性化

施策5 快適な暮らしを守る生活環境の整備

- ① 農村の防災機能の充実
- ② 地域の特性に配慮した生活環境の整備

第2節 各施策の推進方向

基本項目1 競争力のある農業の持続的な発展

◆ 施策展開の基本方針〔食農〕

人口減少による国内市場の縮小や農業者の減少・高齢化に加えて、東日本大震災による担い手や生産基盤の喪失等、宮城県の農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中、産業としての農業を強化し、発展させていくために、マーケットイン型の農業を振興します。

農業の競争力の強化に向け、マーケティング戦略を持ってアグリビジネスに取り組む経営体及び経営改善に意欲的に取り組む認定農業者・集落営農組織等を育成するとともに、次代の農業を支える新規就農者の確保を図ります。

地域農業の発展と担い手の経営基盤強化に向けて、担い手への農地集積、農地の大区画化や汎用化、施設等の整備を一層推進します。

また、消費者や実需者の多様なニーズに対応するため、園芸及び畜産の生産振興、水田をフル活用した作物生産を推進するとともに、県産農畜産物の認知度及び評価を高める販売戦略を展開します。

さらに、農業の生産力と品質の向上、消費指向の変化に対応した農畜産物の生産を図るため、農業技術の開発・高度化とその普及を推進します。

■ 施策1 優良な生産基盤の確保と有効活用

◆1 背景及び課題〔食農〕

農村の高齢化・人口減少が進み、後継者不足、遊休農地の拡大等により、農村の活力低下に歯止めがかからない中、特に沿岸部においては、東日本大震災による生産基盤への大きな被害により、農業生産力の維持や農村集落の存続が危ぶまれる状況となっています。

また、畜産では輸入飼料の価格が高止まりしており、飼料代が経営を逼迫させています。

このため、沿岸部を中心とした復旧・復興に重点を置きつつ、土地利用型農業や園芸、畜産の生産性の向上や担い手の経営基盤強化に向けた取組が一層必要となっています。そのためには、地域農業の将来像である人・農地プラン等の作成や更新、平成26年度から開始した農地中間管理事業等を有効活用した担い手への農地集積、農地の大区画化や汎用化、施設等の整備の一層の推進が求められます。

◆2 施策の推進方向

① 生産基盤となる農地・施設等の整備〔食農〕

土地利用型農業については、生産性向上と経営基盤強化を図るため、農地の大区画化や汎用化に向けたほ場整備、農地集積を推進します。園芸については、経営力強化のため、養液栽培施設等の導入を推進します。畜産については、経営の安定化を図るため、飼養管理施設等の整備を推進します。

【主な取組】

■ 競争力ある農業経営を確立するため、農地中間管理事業を活用しながら、効率的かつ安定的な農業経営を目指している担い手への農地集積と、大区画ほ場整備を推進。〔食農〕



整備された水田

■ 米、麦、大豆及び地域振興作物等の生産等、水田の高度利用による生産性の高い土地利用型農業を推進するため、水田の汎用化に向けたほ場整備及び基幹的な用排水施設整備を推進。〔食農〕

■ 津波被災農地については、次代の農業者の育成と競争力ある農業の発展に向けて、2ha標準区画や地下かんがいシステム等を導入した先進的な農地整備を実施するとともに、生産組織の立ち上げや法人化に向けた支援を実施。〔食農〕

【実施計画（5年間で重点的に取り組む計画）】

■ ほ場の大区画化・汎用化の推進により効率的で生産性の高い優良農地の確保、安定的な農業生産を支える基幹的な農業水利施設の計画的な更新整備、農道網の充実による流通の効率化など、農業の基礎である生産基盤の整備を行い、農地中間管理事業との連携により担い手の育成を支援します。

（取組の具体例／ほ場整備）

ほ場整備事業とは、ほ場の大区画化(50㍍～100㍍)、農道の整備、用水路・排水路の整備などを総合的に実施するもので、ほ場整備を実施することにより、大型機械の導入が可能となり農業生産性の向上が図られるとともに、排水条件の整備、水田の汎用化により、麦、大豆、野菜などの作付けが可能となり、農地の高度利用が実現します。また、将来の地域農業を担う、担い手の育成と担い手への農地利用集積により、農業経営の安定化が実現し、地域農業構造の改善に寄与します。さらに、土地利用の秩序化や国土保全・防災の役割を果たしています。

水田整備のイメージ **地域のニーズに応じ** **た水田整備の展開**

実施前

- 大区画化による生産性向上
- 大区画化による生産性向上
- 大区画化による生産性向上

実施後

- 大区画化による生産性向上
- 大区画化による生産性向上
- 大区画化による生産性向上

地域への展開

- 大区画化による生産性向上
- 大区画化による生産性向上
- 大区画化による生産性向上

水はけの悪い狭小な水田

- 農地集積の作業効率が良い
- 大区画化による生産性向上
- 水田以外の作物の生産に活用

用排水用の土水路

- 水の流れが速く、水の管理が簡単
- 深さが定かなく、排水が保たれない
- 草取り、荒上げが機械作業に多大な労力

狭い農道

- 大型機械、車両の導入、通行が不可能
- 農道のすれ違いが困難なため、農業者の作業に支障

ほ場の大区画化

- ほ場の大区画化、農道、用水路、排水路の整備等を総合的に実施することにより、農業の生産性が飛躍的に向上

農道及び用水路(パイプライン)の整備

- 農道の整備により、大型機械の導入が可能となり、作業効率の向上が図られる
- 用水路の整備により、水の管理が簡単になり、水の流れが速く、水の管理が簡単になる

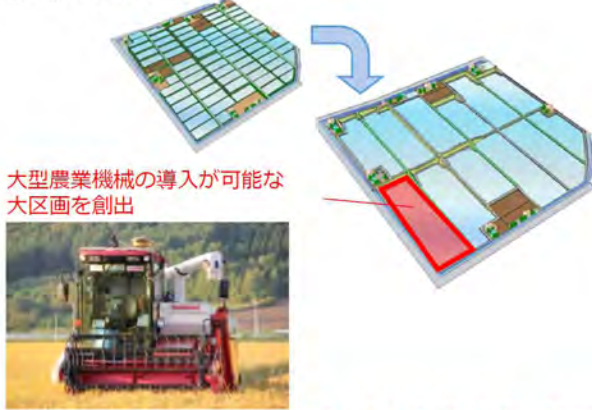
水田の汎用化

- 水田の汎用化により、農業経営の選択自由度が拡大
- 水田の汎用化により、農業経営の選択自由度が拡大

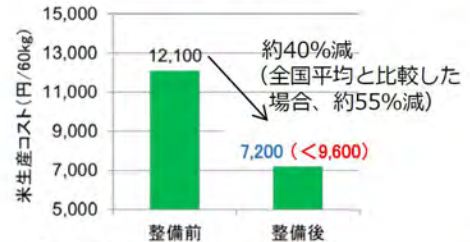
- 国の「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、米の生産コストの大幅削減や高収益作物への転換などにより農業の体質強化を図るとともに、耕作放棄地の発生防止、食料供給力の強化のため、水田の大区画化と十分な排水対策による汎用化を重点的に行います。

(取組の具体例／TPP対策) (農林水産省「農政新時代」パンフレットより)

<整備後のイメージ>

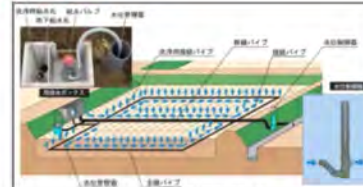


<効果(米の生産コストの低減(円/60kg))>



※ 対象地区：
平均経営規模15ha程度以上かつ1ha程度以上の大区画で実施した地区 (H22～24年度完了地区)
※ 「日本再興戦略」上の担い手の米生産コスト削減目標 16,000円/60kg → 9,600円/60kg

水管理の省力化・合理化を可能とするパイプライン化、地下かんがいを推進



- 津波被災地域においては、「東日本大震災に係る農地・農業用施設等の復旧復興のロードマップ」に基づく計画的な復旧復興を目指し、東日本大震災復興交付金等を活用した新たな時代の農業・農村モデルを構築し、収益性の高い農業経営の実現と活力ある農村の振興を図ります。

(取組の具体例／ロードマップ)

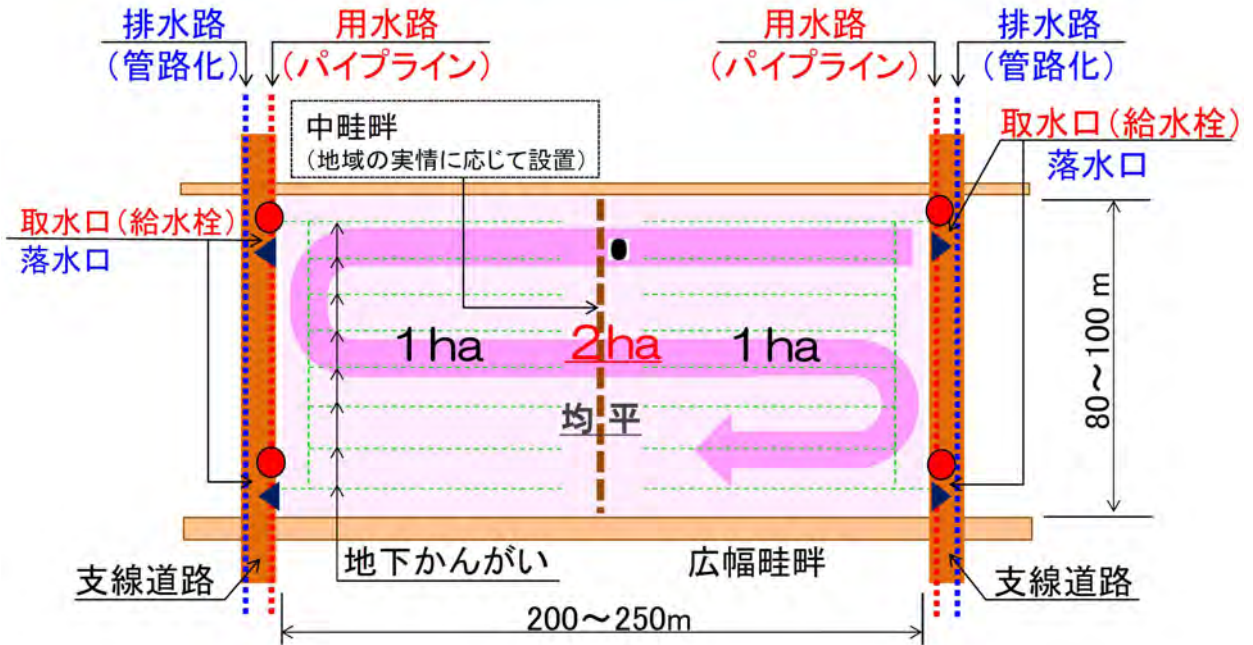
農地・農業用施設の復旧復興のロードマップ(H28.3.10見直し公表)

工種	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備考
■農地(除塩含む) 面積:13,000ha(※1)	本復旧										
完了面積	5,110ha	1,920ha	3,160ha	810ha	930ha	800ha	140ha	130ha			
進捗率(%)	39%	54%	78%	85%	92%	98%	99%	100%			
■主な農業用施設 排水機場:47施設(※2)	本復旧										
完了施設	4施設	6施設	23施設	10施設		1施設	3施設				
進捗率(%)	9%	21%	70%	91%	91%	94%	100%				
■農地海岸 農地海岸:94箇所(※3)	本復旧										
完了箇所	0箇所	2箇所	11箇所	10箇所	12箇所	27箇所	32箇所				
進捗率(%)	0%	2%	14%	24%	37%	66%	100%				
■農山漁村地域復興基金総合整備 (復興交付金を活用した農地整備事業) 面積:(新規)4,707ha(※4)	農地整備/震災後新たに取り組む地区										
完了面積(新規)	0ha	0ha	164ha	1,396ha	2,042ha	1,065ha	40ha	付帯工	換地	換地	
進捗率(%)	0%	0%	3%	33%	77%	99%	100%	100%	100%	100%	

※1 農地復旧面積には、国が仙台市において直轄特定災害復旧事業で実施するもの及び自力復旧、他省庁事業による復旧、復興事業等による転用などの面積を含む。
 ※2 受益面積が10ha以上の県が復旧する排水機場(国が事業主体として復旧する15機場を除く。)
 ※3 県が復旧する農地海岸(国が特定災害復旧等海岸工事で復旧する亶理・山元農地海岸地区の3海岸を除く。)
 ※4 農地復旧面積の13,000haのうち、津波等被害が著しい未整備の農地を中心として復興交付金を活用して県が実施するもの。また、このほか、国が仙台市において直轄農用地災害復旧関連区画整理事業で約2,000haを実施中。

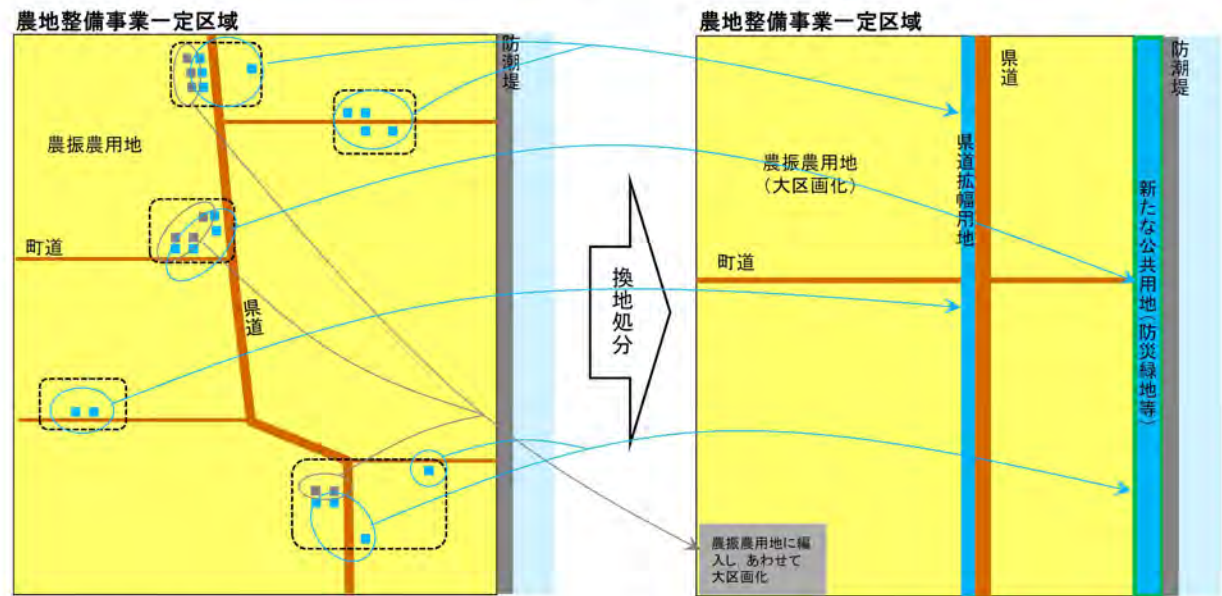
(取組の具体例 / 2ha区画)

「2ha標準区画」の標準図



(取組の具体例 / 土地利用の整序化)

【概念図】 防災集団移転区域を含めた土地利用の整序化



- : 防災集団移転区域
- : 住宅跡地 (市町買上げ)
- : 農振農用地 (青地)
- : 農振農用地以外の農用地 (白地)

- ・農振農用地 : ほ場整備一定区域内の農地とあわせて大区画化
- ・農振農用地以外の農用地 (白地) : 農振農用地に編入し、ほ場整備一定区域内の農地とあわせて大区画化
- ・住宅跡地 : 市町有地として新たな公共施設用地 (道路、防災緑地等) や道路等の拡幅用地として換地
- ・公共用地 : 県・市町有地として新たな公共施設用地 (道路、防災緑地等) や道路等の拡幅用地に換地
- ・法定外公共物 (赤線、青線等) : 機能交換により帰属

【推進指標】

項 目	平成21年	平成26年	平成32年
水田ほ場整備面積〔食農〕 (単位：ha)	71,620	74,654	79,000
うち大区画ほ場整備面積〔食農〕 (単位：ha)	27,588	30,094	34,000

大区画ほ場：効率的な農業経営のため一般的に50a以上の区画に整理されたほ場

※（参考）耕地面積（水田）見込みに対する水田ほ場整備率目標：75%（平成32年）

うち大区画ほ場整備率目標：32%（平成32年）

【関連事業】

- ・農業競争力競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）
- ・農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）
- ・農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）
- ・東日本大震災復興交付金事業（農地整備事業）

② 整備した優良農地の利用集積の促進

○農地中間管理事業等の有効活用による人・農地プラン等の実践〔食農〕

地域農業の維持発展のため、地域の話し合いを通して人・農地プラン等の作成や更新を行うとともに、プランの実現に向け、基盤整備事業との連携や水田フル活用等の事業を進めつつ、認定農業者や農業法人、集落営農組織等の担い手への円滑な農地集積、流動化を推進します。

【主な取組】

■ 認定農業者や農業法人、集落営農組織等、担い手の経営基盤の強化に向けて、農地整備や経営体の法人化等を契機に、農地中間管理事業等を活用しながら農地集積を推進。〔食農〕

■ 農地中間管理事業の普及啓発と円滑な実施のため、関係機関との連携強化を図り、モデル地区等に対する重点的な支援、機構集積協力金の有効活用を推進。

〔食農〕



農地集積に向けた話し合い

【実施計画（5年間で重点的に取り組む計画）】

■ 農地整備事業実施地区については、農地中間管理事業における重点実施区域（モデル地区）に設定することを原則とし、担い手の育成に加え、出し手の掘り起こしなども計画的に行い、農地集積・集約化を重点的に支援します。



- 基盤整備を契機とした質の高い農地利用集積により、土地利用型農業の構造改革を推進し、収益性を高めるなど、農業経営の効率化を支援します。

(取組の具体例／農地耕作条件改善事業)

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を加速するため、耕作条件の改善を支援します
～ 農地耕作条件改善事業 ～



営農が一段落ついたし、すぐに規模の拡大を検討したい！

今年中に農地の整備をやりたいけど、今からでは申請が間に合わないかも？



そんなあなた！

農業者の自力施工も活用し、機動的な区画拡大や暗渠排水等の整備を支援します



《畦畔除去》



《暗渠設置》

農地耕作条件改善事業の概要

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援するもの。

- ① 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域を対象
- ② 農地中間管理機構との連携概要を策定し、事業を実施

(主な内容)

- 1 地域内農地集積型 : 区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備、土層改良、農作業道、条件改善促進支援 等
- 2 高収益作物転換型 : プラン作成に係る調査・調整、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催、実証展示ほ場の設置・運営 等

【推進指標】

項 目	平成21年	平成26年	平成32年
事業実施地区内における認定農業者等の 経営面積割合 (単位：%)	57	65	68
担い手育成数 (単位：経営体)	750	1,388	1,400

【関連事業】

- ・ 農業競争力強化基盤整備事業（農業経営高度化支援事業）
- ・ 農山漁村地域整備交付金（農業経営高度化支援事業）
- ・ 農村地域復興再生基盤総合整備事業（農業経営高度化支援事業）
- ・ 東日本大震災復興交付金事業（農業経営高度化支援事業）

③ 農業水利施設等のストックマネジメントの推進
(施策3に掲載)

基本項目2 農業・農村の多面的な機能の発揮

◆ 施策展開の基本方針〔食農〕

地球温暖化防止及び生物多様性の保全が求められる中、国土の保全、水源のかん養、美しい景観及び安らぎ空間の提供といった農業・農村が持つ多面的機能の重要性が注目されています。

農村の集落機能が低下する中で多面的機能を維持していくために、地域全体で資源の保全に取り組みながら環境負荷を低減した農業を推進するとともに、農業・農村が持つ豊かさへの県民理解の醸成を図ります。

■ 施策2 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と県民理解の向上

◆1 背景及び課題〔食農〕

農業・農村の有する多面的機能は、農業の生産活動と深く結びついています。農村の過疎化、高齢化等を背景とする集落機能の低下は、食料の安定供給とともに、この多面的機能の発揮に対する影響が懸念されるなど、大きな課題となっています。

また、地域住民の安全で豊かな生活を実現し、都市住民にとっても魅力ある農村環境を守るためには、農地・農業用水等の生産資源、農村景観、自然環境等の地域資源の維持・保全が求められています。

さらに、定住人口が減少している農村では、都市と農村を行き交う新たなライフスタイルを広め、都市と農村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の交流を活発にする「都市と農村の共生・対流」により集落機能の再生及び創造を図ることが求められています。

◆2 施策の推進方向

① 農地と水、農村景観の保全管理〔食農〕

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を行い、農地・水等の地域資源や農村景観の適切な保全管理を推進します。

【主な取組】

- 広く県民に対して保全活動の周知を図り、農業者以外の多様な主体の参画を促すとともに、集落の将来像を見据えた、特色ある保全活動の展開を推進。〔食農〕
- 多面的機能を支える、農地・水等の地域資源の基礎的な共同保全活動を支援。〔食農〕
- 植栽による景観形成など農村環境を保全する共同活動や施設の長寿命化のための活動を支援。〔食農〕



地域共同による保全活動

【実施計画（5年間で重点的に取り組む計画）】

- 農業・農村の多面的機能の発揮には、地域資源を維持・保全していくことが不可欠であり、農業農村整備事業の実施を契機として自然環境や生物多様性、農村景観などに配慮して事業を実施します。
- 農地や農業用水、自然環境等の保全向上を通じた田園環境の維持・再生とともに、農村の美しい景観保全と創出を進める地域主体の協働活動を支援するなど、農業・農村の持つ多面的機能の維持保全を図るため多面的機能支払事業等を実施します。

（取組の具体例／多面的機能支払）



（参考）宮城県の多面的機能の評価額



- 農業・農村の多面的機能とは、国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、安らぎの提供等、農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のことを言います。
- 宮城県の農業農村が持つ多面的機能を金額換算すると、年間2,699億円と評価しています。（平成28年試算）

※平成13年試算は2,287億円

多面的機能の評価額

機能の分類		評価額（年間）		うち中山間地域（法指定）		うち中山間地域（農林統計）	
		金額億円	構成比%	金額億円	シェア%	金額億円	シェア%
国土保全機能	洪水防止機能 機械排水非農業被害防止機能（※4）	1,595.2 〈167.3〉	59.1	639.8	40.1	370.6	23.2
	土壌浸食防止機能	16.6	0.6	10.2	61.6	7.6	45.8
	水資源かん養機能	696.4	25.8	253.2	36.4	121.3	17.4
	土砂崩壊防止機能	8.8	0.3	6.4	72.7	5.6	63.6
	大気浄化機能	2.5	0.1	1.1	44.0	0.6	24.0
	気候緩和機能	1.2	0.1	0.4	33.3	0.1	8.3
	小計 〈小計〉	2,320.7 〈2,488.0〉	86.0	911.1	39.3	505.8	21.8
アメニティ機能	景観保全機能	58.0	2.1	24.6	42.5	14.0	24.1
	保健休養機能	64.4	2.4	27.4	42.5	15.5	24.1
	生態系保全機能	119.4	4.4	50.7	42.5	28.7	24.1
	小計	241.8	8.9	102.7	42.5	58.2	24.1
教育文化機能	情操教育機能	79.6	3.0	33.8	42.5	19.1	24.1
	伝統文化保存・継承機能	57.6	2.1	24.5	42.5	13.9	24.1
	小計	137.2	5.1	58.3	42.5	33.0	24.1
	計（アメニティ、教育文化）	379.0	14.0	161.0	42.5	91.2	24.1
合計 〈合計〉		2,699.7 〈2,867.0〉	100.0	1,072.1	39.7	597.0	22.1

（平成28年試算）

【推進指標】

項目	平成21年	平成26年	平成32年
農村の地域資源の保全活動を行った面積 〔食農〕 （単位：ha）	—	64,079	85,000
環境配慮対策実施地区数 （単位：地区）	55	93	149

【関連事業】

- ・多面的機能支払事業
- ・中山間地域等直接支払交付金事業
- ・中山間地域等農村活性化事業

② 都市と農村の交流促進〔食農〕

定住人口が減少している農村の活性化とともに、都市住民の農業・農村への関心の高まり等に伴う多様な交流機会の創出を図るため、農山漁村が持つ多様な地域資源を活用した都市と農村の交流を推進します。

【主な取組】

- 都市と農村の交流促進のため、農林漁家レストランや民宿、農産物直売所等の多様な交流施設を活用するとともに、教育機関等と連携した子ども達への交流機会の提供を推進。〔食農〕
- グリーン・ツーリズムは、都市住民が農山漁村での農業体験等を楽しみ、農業に対する理解を深める機会となることなどから、活動実践者やグリーン・ツーリズム推進組織等を支援。〔食農〕



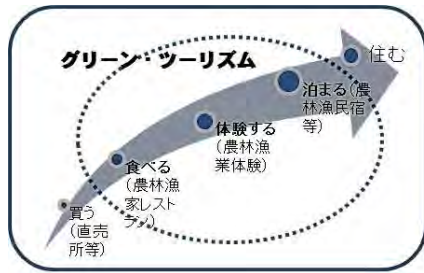
都市農村交流活動

【実施計画（５年間で重点的に取り組む計画）】

- みやぎ型グリーン・ツーリズムの一層の展開や、子ども農山漁村交流プロジェクトの実践等は、にぎわいのあるみやぎの農業・農村への契機となることから、取組を通じて定住人口の減少を補う交流人口の増加を図るとともに、みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会と連携しながらグリーン・ツーリズムの底上げを推進します。
- 農林漁業体験受入れに取り組む地域グリーン・ツーリズム実践団体を対象として、宿泊体験や情報発信PR活動を支援し、都市と農山漁村の交流を促進することで、新しい人の流れをつくるグリーン・ツーリズムの推進を図るため、みやぎ農山漁村交流促進事業を実施します。

(参考) 農村におけるグリーン・ツーリズム





【推進指標】

項 目	平成21年	平成26年	平成32年
主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口【食農】 (単位：万人)	901	1,279	1,600
主要な都市農山漁村交流拠点施設数 (単位：箇所)	684	562	706

【関連事業】

- ・グリーン・ツーリズム促進支援事業
- ・みやぎ農山漁村交流促進事業
- ・農山村集落体制づくり支援事業
- ・多面的機能支払事業
- ・中山間地域等直接支払交付金事業
- ・中山間地域等農村活性化事業

③ 多面的機能への県民理解の向上〔食農〕

農業・農村の持つ役割や多面的機能について、グリーン・ツーリズム等による地域資源の魅力伝える農業体験や交流機会等を活用するとともに、教育分野と農業分野の連携の強化を進めるなど、県民理解の向上に向けた取組を推進します。

【主な取組】

- 農業・農村の持つ役割や多面的機能について、県民理解の向上を図るため、ワークショップ等による農業・農村の地域資源を再発見するための取組を推進。

〔食農〕

- 生き物観察会及び体験学習会等に取り組む協働組織への支援など、県民が農業・農村の魅力再認識する意識を醸成。〔食農〕



水路の生き物調査

- 多面的機能の理解向上に向けて、グリーン・ツーリズムの活動の活用など、消費者と農業者の交流を一層進めるとともに、教育分野と農業分野の連携を更に強化。〔食農〕

【実施計画（5年間で重点的に取り組む計画）】

- 農林漁業体験受入れに取り組む地域グリーン・ツーリズム実践団体を対象として、宿泊体験や情報発信PR活動を支援し、都市と農山漁村の交流を促進することで、農業・農村の魅力の理解の向上を図ります。（再掲）
- みやぎの田園環境教育支援事業（非予算的手法）により、農村環境に関する研修会、水田の生き物調査や水利施設を対象としたウォーキング活動などの学教教育と連携した広報活動を支援します。

平成26年度の活動状況

活動項目	参加人数
・七夕まつり, 仙山交流味祭, 伊豆野堰祭等	1,000
・みやぎの農業農村復旧・復興セミナー	900
・NN事業, 土地改良施設学習会	400
・田んぼの生き物調査・生き物学習会	300
・農業体験(田植・稲刈)学習	200
・集落支援活動	100
・花いっぱい運動(植栽活動)	100
・植林活動	100
・その他(水土里の路ウォーキング等)	100
合計	3,200

農業農村整備事業, 土地改良施設学習会



【推進指標】

項 目	平成21年	平成26年	平成32年
地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数【食農】 (単位：人)	20,055	36,293	65,000

【関連事業】

- ・グリーン・ツーリズム促進支援事業
- ・みやぎ農山漁村交流促進事業
- ・農山村集落体制づくり支援事業
- ・多面的機能支払事業
- ・中山間地域等直接支払交付金事業
- ・みやぎの田園環境教育支援事業（非予算的手法）

■ 施策3 農業・農村が有する地域資源の保全・管理と活用

◆1 背景及び課題〔食農〕

農業水利施設は、食料生産に不可欠な基本インフラであり、県内には用排水機場（ポンプ場）、頭首工（堰）、水門等の施設が約4千箇所あります。

これらの施設の多くは、戦後の食料増産の時代や高度経済成長期に造成されており、その約7割以上が標準耐用年数を経過し、施設の老朽化による突発的な事故の増加や施設機能の低下等が懸念されています。

農業水利施設は、食料生産を支える重要なインフラであるのみならず、農村地域の環境保全及び防災・減災等の公益的機能を有していることから、これらの機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、適時・的確な機能保全対策に取り組む必要があります。

さらに、農業・農村が有する地域資源を暮らしに取り入れていくことは、地域の持続的な発展のために必要であり、災害時にも利用できる自立・分散型エネルギーシステムの構築にもつながることから、農業水利施設を活用した小水力発電や太陽光発電など、農村地域の特性を活かした多様な再生可能エネルギーの導入を促進することが求められています。

◆2 施策の推進方向

① 農業水利施設等のストックマネジメントの推進〔食農〕

農業水利施設等の機能を安定的に発揮させるために施設の機能診断を行い、診断結果に基づく機能保全計画を策定し、最適な予防保全対策工事を実施しています。

【主な取組】

- 農業水利施設の機能保全計画を策定し、計画に基づく対策工事を実施。〔食農〕

- 施設において発生した突発事故に対する緊急補修工事を実施。〔食農〕

- 土地改良事業等で造成された施設の機能診断と小規模な整備補修を実施。〔食農〕



ポンプ設備の機能診断

- 基幹的な用排水施設であるダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の新設及び改修工事を実施。〔食農〕

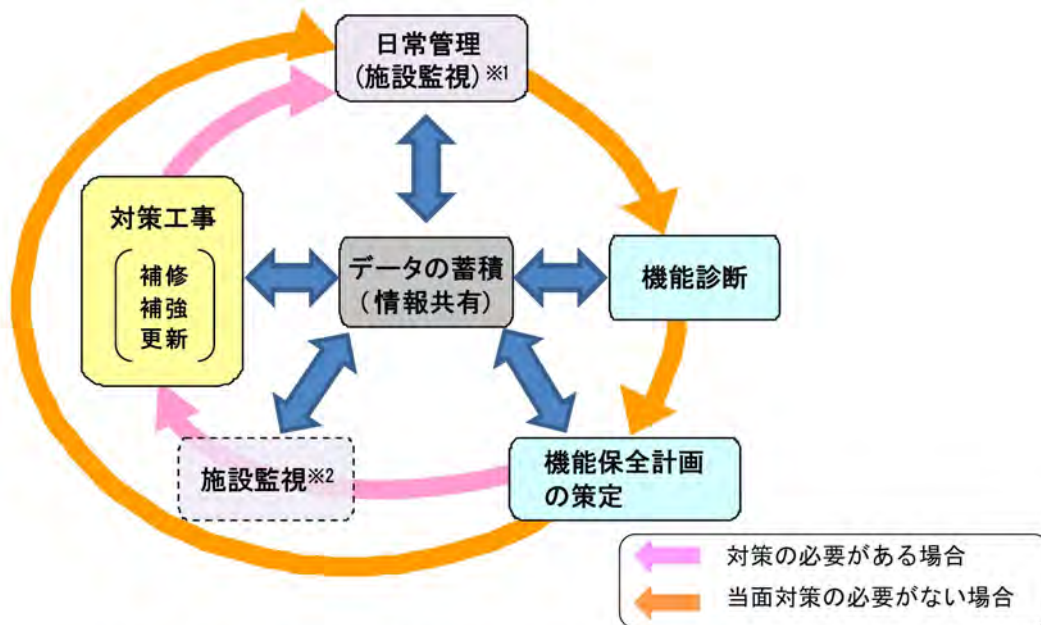
【実施計画（5年間で重点的に取り組む計画）】

- 農業水利施設ストックマネジメント地方推進会議による1次機能診断を年間50箇所を目標として継続的に実施するとともに、農業水利施設ストックマネジメント県推進会議による施設管理者を対象とした研修会を開催し、技術力の向上を図ります。

- 農業水利施設の整備補修にあたっては、計画的に推進できるよう客観的指標に基づいて優

先順位付けを行い、適時的確な対策となるよう努めるとともに、各施設の整備補修の履歴や点検の記録等をストック台帳として一元的管理し、情報を蓄積するなど、今後の対策工事等に備えていきます。

○ストックマネジメントのサイクル模式図



※1 日常管理の一環として継続的に行う施設監視（結果は機能診断・機能保全計画策定等に活用）

※2 機能保全計画の精度を高め、適期に対策工事を実施するために継続的に行う施設監視

○県独自の取り組み

【推進体制の構築】

1 農業水利施設ストックマネジメント推進会議

農業水利施設の管理体制の強化・支援及び長寿命化に向けた各種施策を推進するため、県庁内に「県農業水利施設ストックマネジメント推進会議」を、地方振興事務所内に「農業水利施設ストックマネジメント地方推進会議」を設置。

【事業制度（県単独事業）】

1 土地改良施設機能診断事業

経年変化により機能低下が懸念される土地改良施設を対象に機能診断劣化度の評価、整備補修年次計画作成、整備補修工事を併せて行い、施設の長寿命化を図る。

（事業メニュー）

- 1) 外観及び分解検査による劣化度合の測定・評価
- 2) 施設診断カルテ及び整備補修年次計画の作成
- 3) 小規模な整備補修

（採択基準）

- ・ 土地改良事業等で造成した受益面積20ha以上の施設（頭首工、揚水機場等）
- ・ 1地区の事業費が170万円以上の地区（複数施設可）

2 県営造成施設管理体制整備促進事業

県と市町村が連携を図り、県営造成施設又はこれと一体的に管理する必要のある施設を管理する土地改良区等を対象として行う次に掲げる全ての事業の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を図るもの。

(事業メニュー)

- 1) 管理体制整備計画書の策定
- 2) 管理体制整備推進協議会を設置し、地域における多面的機能発揮のための合意形成のために行う活動に対する支援
- 3) 多面的機能の発揮や管理の高度化を対象とした管理の実践に対する支援

(採択基準)

- ・対象地区は県営造成施設で土地改良区の受益地であること。(国営附帯事業造成施設及び国営関連施設分は除く。)
- ・対象施設は、受益面積100ヘクタール以上の県営事業で造成されたダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路、排水樋管、及びこれらの施設と一体的に管理する必要のある施設。

①農業水利施設ストックマネジメントの推進

1) 農業水利施設の機能診断の促進



2) 農業水利施設の予防保全対策と更新整備の推進



3) 施設管理者の管理体制の強化



- 農業水利施設の維持管理を担う土地改良区の役割はより重要になっていることから、その組織運営基盤を強化するため、統合整備を推進します。

[統合整備計画]

H26.2月策定の「土地改良区組織運営基盤強化推進基本方針」に則り、財政基盤等が脆弱な小規模改良区の解消や、復興後の農業水利施設の適正な維持管理が担えるよう統合整備を推進

- ・500ha未満の小規模土地改良区の解消
- ・一市町一土地改良区の実現

- 土地改良区の経営力の向上と経営基盤の強化のため、農業水利施設の管理体制の充実を図る取組として、金利負担が大きい国営土地改良事業負担金の農家及び県の負担軽減を目的とした低利資金を調達し国への繰上償還を実施します。

土地改良区の状況

(1) 土地改良区数 (H27.4現在) : 52 土地改良区
(2) 受益面積規模別の状況 500ha未満の小規模土地改良区は 19 / 52 (全体の36.5%)
(3) 職員数規模別の状況 正職員数が2人未満の土地改良区は 14 / 52 (全体の26.9%)
(4) 職員の年齢構成の状況 (H26年度決算ベースの値) 正職員291人中, 50歳代以上 : 123人 (42.3%), 40歳代 : 64人 (22.0%) と高齢化
(5) 組合員の減少 (H2 : 107,672人→H27 : 74,267人) △31.0%

【推進指標】

項 目	平成21年	平成26年	平成32年
基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数【食農】(単位:施設)	0	85	220
基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策により農業生産が持続される農地面積(単位:ha)	—	22,000	70,000
基幹水利施設整備延長 (単位:km)	80	85	115
農業水利施設の機能診断実施施設数(単位:箇所)	323	566	820
土地改良区数 (単位:改良区)	56	53	41
償還対策導入調整実施地区数(単位:地区)	8	8	9

【関連事業】

- ・ 水利施設整備事業
- ・ 土地改良施設維持管理適正化事業
- ・ 国営造成施設管理体制整備促進事業
- ・ 県営造成施設管理体制整備促進事業
- ・ 土地改良施設機能診断事業
- ・ 農家負担金軽減支援対策事業
- ・ 国営土地改良事業負担金償還助成事業
- ・ 国営土地改良事業負担金償還対策事業

② 再生可能エネルギーの活用の推進〔食農〕

農業・農村が有する地域資源の利活用促進と地域振興に資するため、農業水利施設を活用した小水力発電及び太陽光発電施設の導入を推進します。

【主な取組】

- 県内の農業水利施設を活用した発電施設の可能性を把握するため、国の補助事業を積極的に活用し、導入可能性調査等を実施。〔食農〕
- 農村地域の未利用エネルギーの利用と地域活性化のため、農業水利施設を活用した小水力発電施設の導入を推進。〔食農〕
- 震災の地盤沈下等に伴い増大している用排水施設等の維持管理経費の補填のため、太陽光発電施設の導入を推進。〔食農〕



小水力発電施設

【実施計画（5年間で重点的に取り組む計画）】

- 農業水利施設を活用した再生可能エネルギーを推進するため、平成25年3月に設置した「宮城県農業用水利施設小水力等発電推進協議会」等により、県内市町村、土地改良区等に対する情報提供や意識啓発を図るとともに、小規模な水力発電利用の可能性が見込まれる箇所について、小水力発電等の事業化に向けて導入可能性調査を推進します。

☆平成27年度までの調査設計、施設整備の実績

	【小水力発電】		
	県営	県営以外	計
可能性調査	46	13	59
概略設計	10	3	13
施設整備	1	2	3

可能性調査の結果、小水力発電については、「開水路型」では、水量と落差が大きく、発電出力10kw以上の用水路7地点で、「ダム・ため池型」では、発電に利用できる水量が年間を通じて確保でき、アクセスが良好で、かつ配電線が近傍まで通じている3地点で採算性が見込める傾向であった（平成26年度末時点）。

小水力発電施設の整備計画

平成22年時点で県内において農業用水利施設を活用した小水力発電施設の導入事例は、荒砥沢ダム発電所（出力：1,000kw）の1か所となっており、小水力発電の普及推進に向け、低コストで最適な整備手法の早期確立と導入効果検証を目的に、モデル施設の整備に取り組めます。

具体的には、整備にあたって「みやぎ環境税」を活用して、県の水力発電の導入目標の

基準年比（平成22年）の1.2倍を達成するため、平成32年までに1,200kwの小水力発電施設の導入を図ることとし、50kw～200kwクラスのモデル地区2か所の発電施設整備を目標としています。

三丁目幹線小水力発電所(H25.12～発電開始)



内川小水力発電所(H27.4～発電開始)



〈事業実施予定スケジュール〉

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
管理設備工事(内川地区)	←→				
実施設計(2か所)		←→			
モデル施設整備(2か所)			←→	←→	←→
効果検証(直営)	←→	←→	←→	←→	←→

■ 太陽光発電施設整備について

東日本大震災の津波被災地域等においては、震災の地盤沈下等に伴う排水経費の掛かり増し経費が課題であることから、管理経費の軽減対策として、被災沿岸地域4地区で太陽光発電施設を造成します。

【推進指標】

項 目	平成21年	平成26年	平成32年
農業水利施設を活用した小水力発電施設の箇所数【食農】 (単位：箇所)	—	3	5

【関連事業】

- ・ 地域用水環境整備事業
- ・ かんがい排水事業等の農業農村整備事業（発電施設の単独整備は不可）
- ・ 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業（ソフト事業）
- ・ 復興再生基盤総合整備事業（地域資源利活用施設整備）

基本項目3 農村の活性化に向けた総合的な振興

◆ 施策展開の基本方針〔食農〕

農村における人口の減少及び高齢化に対応し、若者が定住できる農村社会を実現するために、他産業との連携による新商品又は新サービスの開発、地域ぐるみで取り組むコミュニティビジネスの振興、企業誘致等による雇用と所得の増大により、農村経済の活性化を図るとともに、防災対策及び生活環境の整備により農村における生活の安全性・快適性の向上を目指します。

■ 施策4 中山間地域等における農業振興と農村活性化

◆1 背景及び課題〔食農〕

農村における高齢化や人口減少が進行する中、特に中山間地域では、担い手不足等による農地の荒廃や生産基盤の脆弱化等が深刻化しています。また、集落人口の減少により、これまで集落の共同活動として行われてきた農地・農業用水等の地域資源の維持管理や、生活サービスの提供等の継続に支障を及ぼすことが懸念されています。

さらに、近年拡大している農産物等の鳥獣被害は荒廃農地の増加や集落人口の減少の一因となっており、今後、さらなる被害の深刻化が懸念されています。

一方で、農産物、伝統文化及び自然環境等の地域資源を活用し、農業者、食品製造業者をはじめとする企業、地域住民等が相互に連携しながら、新たな商品やサービスを提供することで所得の増大や都市農村交流の促進を図ろうとする取組が県内各地で増えつつあり、農村経済の活性化への手段として注目されています。

また、沿岸地域では、東日本大震災により甚大な被害を受けましたが、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を活用して、食品関連産業をはじめとする多くの企業が工場の新増設を進めており、また、国の農業関連産業の農村への導入等を促進するための環境整備の動きもあります。

若者が希望を持って定住でき、にぎわいのある農村地域づくりを目指し、農村経済の振興を図っていくことが必要です。

◆2 施策の推進方向

① 中山間地域の農業振興〔食農〕

平地に比べ農業を行う上で条件が不利な中山間地域における、農業・農村を維持する取り組みを総合的に支援します。

【主な取組】

- 中山間地域における集落単位の耕作放棄地の発生防止及び水路や農道の管理活動など、多面的機能の維持に向けた活動等を支援。〔食農〕

- 中山間地域において水田等の区画整理などを行う生産基盤整備や集落に関連する道路・排水施設などの生活環境基盤整備を総合的に実施するため、中山間地域総合整備事業を推進。〔食農〕



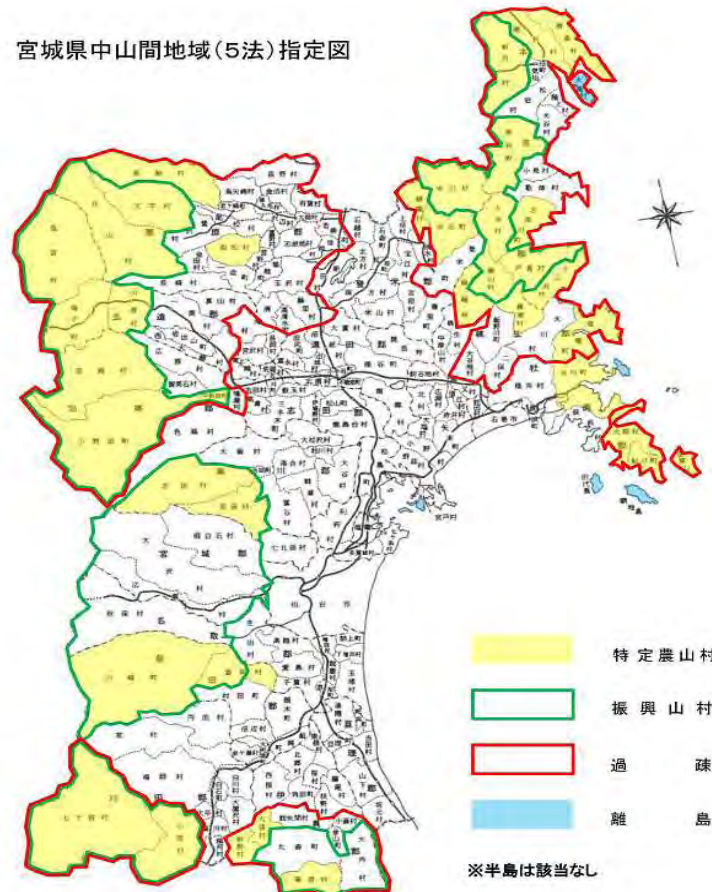
中山間地域の生産基盤整備

【実施計画（5年間で重点的に取り組む計画）】

- 中山間地域等の条件不利地域は、傾斜など地理的な厳しさのため、営農や農地・農業用施設の維持・管理をはじめとする様々な取組が困難な状況におかれている。こうした条件不利に起因し、社会情勢の変化が顕著に影響する地域でもあることから、農業生産の維持を図りながら、多面的な機能を確保するため、中山間地域等直接支払交付金事業や中山間地域等農村活性化事業を実施。
- 中山間地域等の過疎化、高齢化等を背景とする集落機能の低下を補うためには、農村又は農村と都市を結ぶ相互補助などの人と信頼ネットワークである農村協働力の優れた面を活用するとともに、多様な主体の参加による新たな農村協働力の形成を推進するため農山村集落体制づくり支援事業を実施。
- 平地に比べ営農条件が不利な中山間地域を対象に、土地利用型農業の生産性を向上し、農地の集積を進める農業生産基盤の整備や、複合化の前提となる、自由度の高い営農を可能とする農地の汎用化を進めるため、中山間地域総合整備事業を実施。

(参考)

宮城県中山間地域(5法)指定図



(取組の具体例／中山間地域等直接支払交付金)

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援

【対象地域】

地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域

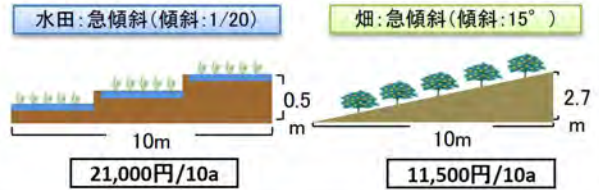
特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法、東日本大震災復興特別区域法

【対象者】

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

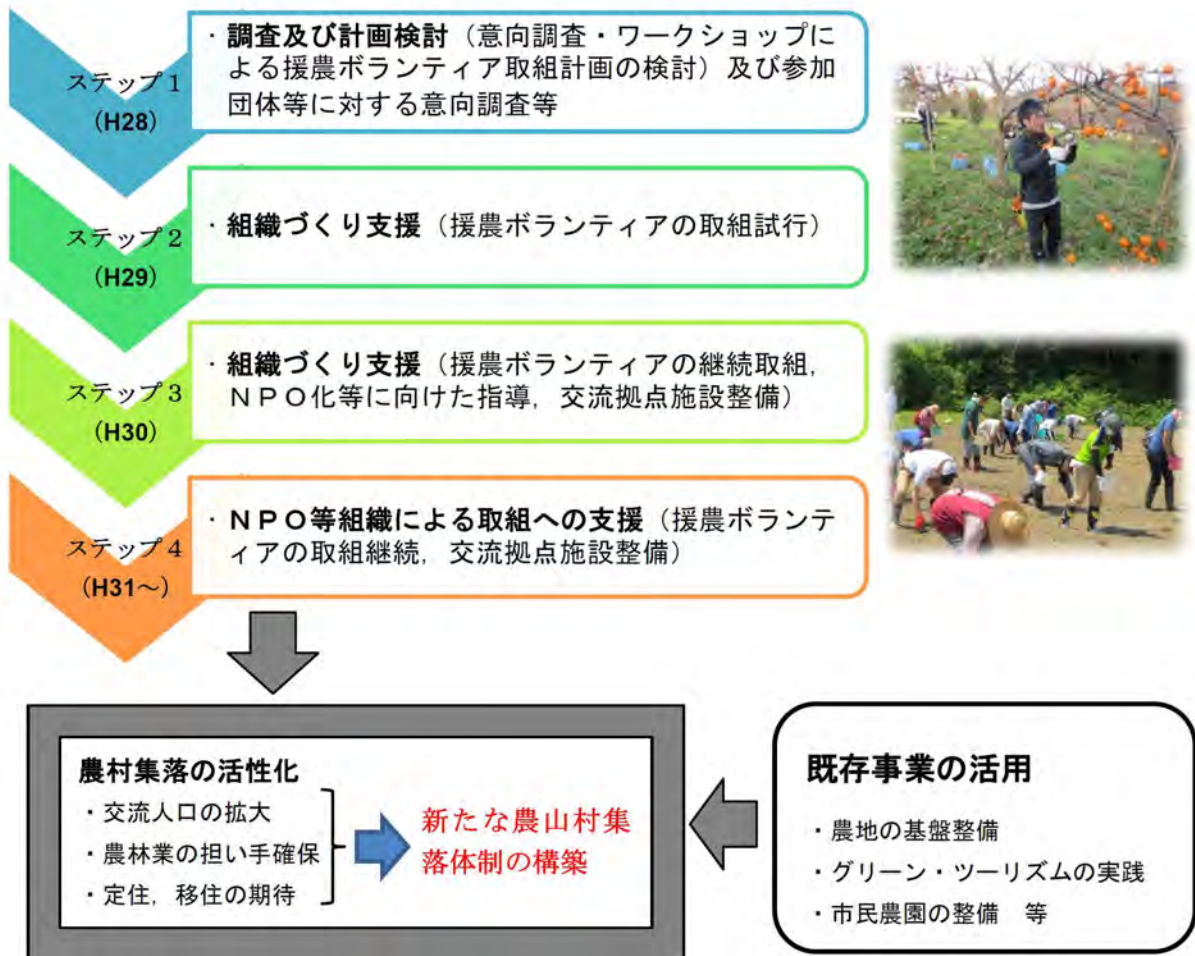
【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500



- 集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、それに基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

(取組の具体例／農山村集落体制づくり支援事業)



(参考) 中山間地域におけるほ場整備率

水田整備状況 (中山間地域内数データ付)

参考値扱い

(平成26年度実績)

区分			水田整備率				中山間地域			
管内	番号	市町村名	水田面積 (ha)	整備済 水田面積 (ha)	整備率 (%)	うち大区画		水田 面積 (ha)	整備済 面積 (ha)	整備率 (%)
						整備済 水田面積 (ha)	整備率 (%)			
大 河 原	1	白石市	1,760	1,120	64%	0	0%	1,052	931	88%
	2	角田市	3,590	3,009	84%	244	7%	638	586	92%
	3	蔵王町	986	503	51%	97	10%	264	0	0%
	4	七ヶ宿町	267	76	28%	0	0%	182	75	41%
	5	大河原町	454	87	19%	80	18%			
	6	村田町	961	144	15%	18	2%	462	17	4%
	7	柴田町	822	387	47%	31	4%			
	8	川崎町	1,200	387	32%	28	2%	907	220	24%
	9	丸森町	1,850	734	40%	0	0%	698	302	43%
		小計		11,890	6,446	54%	497	4%	4,203	2,131
仙 台	10	仙台市	5,210	3,447	66%	369	7%	1,491	153	10%
	11	塩釜市	21	0	0%	0	0%	2	0	0%
	12	名取市	2,410	1,523	63%	699	29%			
	13	多賀城市	325	0	0%	0	0%			
	14	岩沼市	1,510	1,286	85%	510	34%	0	0	0%
	15	亶理町	2,600	2,491	96%	1,002	39%			
	16	山元町	1,440	888	62%	468	33%			
	17	松島町	872	795	91%	191	22%	752	365	49%
	18	七ヶ浜町	109	48	44%	20	18%			
	19	利府町	301	0	0%	0	0%			
	20	大和町	2,310	1,756	76%	333	14%	1,438	168	12%
	21	大郷町	1,950	1,350	69%	194	10%	498	70	14%
	22	富谷町	641	364	57%	30	5%			
23	大衡村	1,150	119	10%	0	0%				
	小計		20,849	14,065	67%	3,814	18%	4,181	756	18%
大 崎	24	大崎市	16,700	11,088	66%	6,790	41%	1,297	277	21%
	25	色麻町	2,540	1,969	78%	34	1%			
	26	加美町	5,050	3,594	71%	1,187	23%	3,466	2,759	80%
	27	涌谷町	2,890	2,151	74%	419	14%			
	28	美里町	4,760	4,105	86%	3,483	73%			
	小計		31,940	22,906	72%	11,912	37%	4,763	3,036	64%
栗 原	29	栗原市	16,100	9,163	57%	2,631	16%	3,686	1,444	39%
	小計		16,100	9,163	57%	2,631	16%	3,686	1,444	39%
登 米	30	登米市	16,400	13,808	84%	5,452	33%	1,438	462	32%
	小計		16,400	13,808	84%	5,452	33%	1,438	462	32%
石 巻	31	石巻市	8,840	6,472	73%	4,763	54%	2,286	1,494	65%
	32	東松島市	2,560	1,481	58%	1,024	40%	734	247	34%
	33	女川町	5	0	0%	0	0%	2	0	0%
	小計		11,405	7,954	70%	5,787	51%	3,022	1,741	58%
気 仙 沼	34	気仙沼市	1,190	223	19%	0	0%	681	149	22%
	35	南三陸町	503	90	18%	1	0%	260	22	9%
	小計		1,693	312	18%	1	0%	941	171	18%
全 県		合 計	110,277	74,654	68%	30,094	27%	22,234	9,741	44%

- 1) 整備済水田面積とは、20a区画以上に整備された水田面積。
 - 2) 大区画整備済水田面積とは、50a区画以上に整備された水田面積及びほぼ区均平により畦畔を除去した場合50a区画以上となる整備済水田面積。
 - 3) 整数値表示としているため、必ずしも計は一致しない。
 - 4) 水田面積は、耕地面積のうちの水田面積を表す。
- 注) 東日本大震災津波被災地域の農地転用面積等の整理が必要であり、整備済面積は参考値扱い。
注) 水田面積は耕地面積統計調査のH22数値(震災前)である。

- 抽出対象は農林業センサス区分の中間農業地域及び山間農業地域。
- 地域区分は旧町村単位で定めらるため農林業センサスの経営耕地面積(水田)を採用。
- この面積は自給的農家、土地持ち非農家等の面積は算入されていないので、耕地面積統計調査とは一致しない。

中山間地域等直接支払交付金の取組



水路敷の草刈



花壇の整備

【推進指標】

項 目	平成21年	平成26年	平成32年
中山間地域等直接支払制度の交付面積 (単位：h a)	2,088	2,088	2,200

【関連事業】

- ・ 中山間地域総合整備事業
- ・ 農山村集落体制づくり支援事業
- ・ 中山間地域等直接支払交付金事業
- ・ 中山間地域等農村活性化事業

② 地域資源を活用した農村経済の活性化〔食農〕

地域資源を活用し、農業者等が民間企業や地元住民と取り組む6次産業化などの取組を支援し、農村への誘客を促進するとともに、農村の雇用拡大と所得の増大を通じて、若者の定住や地域外からの移住を促進します。

【主な取組】

- グリーン・ツーリズムの推進組織を支援するなどの各種施策により、農村経済の活性化を支援。〔食農〕

【実施計画（5年間で重点的に取り組む計画）】（再掲）

- みやぎ型グリーン・ツーリズムの一層の展開や、子ども農山漁村交流プロジェクトの実践等は、にぎわいのあるみやぎの農業・農村への契機となることから、取組を通じて定住人口の減少を補う交流人口の増加を図るとともに、みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会と連携しながらグリーン・ツーリズムの底上げを推進。
- 農林漁業体験受入れに取り組む地域グリーン・ツーリズム実践団体を対象として、宿泊体験や情報発信PR活動を支援し、都市と農山漁村の交流を促進することで、新しい人の流れをつくるグリーン・ツーリズムの推進を図るため、みやぎ農山漁村交流促進事業を実施。

都市と農山漁村の交流



丸森町耕野芦沢集落 干し柿作りの作業状況



七ヶ宿町干蒲集落 ヨモギの収穫状況

【関連事業】

- ・グリーン・ツーリズム促進支援事業
- ・みやぎ農山漁村交流促進事業
- ・農山村集落体制づくり支援事業
- ・多面的機能支払事業
- ・中山間地域等直接支払交付金事業
- ・中山間地域等農村活性化事業

■ 施策5 快適な暮らしを守る生活環境の整備

◆1 背景及び課題〔食農〕

近年、農村地域においては、農業者の減少及び高齢化に伴い、農地・農業用施設の管理機能及び農村の地域防災能力が低下してきています。

快適で魅力ある農村づくりを進めるために、農業用施設の老朽化による排水機能の低下への対応、気象変動に伴う集中豪雨等により増大する災害被害の拡大防止及び早期復旧に迅速に対応する支援体制の整備が必要です。

また、農村地域は都市部と比較し污水处理等の施設整備が遅れており、混住化の進展及び生活様式の多様化に伴う生活排水の処理の推進等が求められます。

◆2 施策の推進方向

① 農村の防災機能の充実〔食農〕

農業生産基盤の造成と合わせた国土の保全とともに、水源かん養等の多面的機能を有する農村と住人の生命を予期せぬ大規模な自然災害から守るため、農村の防災機能の充実を図ります。

【主な取組】

■ 流域の排水条件を改善するため、排水施設やため池等を整備。〔食農〕

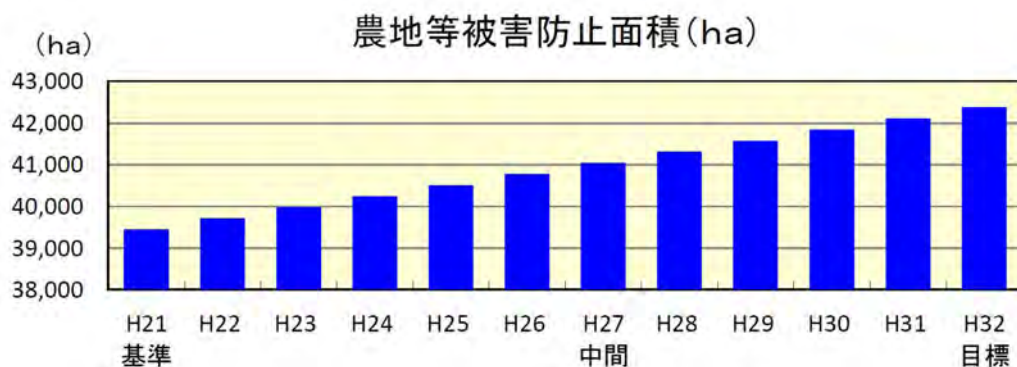
■ 大規模災害発生時に適切な対応を図るため、農地・農業用施設の災害復旧技術支援を行う人材育成と、その確保を推進。〔食農〕



整備されたため池

【実施計画（5年間で重点的に取り組む計画）】

■ 推進指標に基づき、老朽ため池や湛水を防止する排水機場、排水路等の整備を計画的に実施することで農地等被害防止区域を拡大していくとともに、地域農業の安定化と安全で安心して暮らせる環境を構築していきます。



農地等被害防止面積：老朽ため池や湛水を防止する排水機場、排水路等の受益面積の累計

- 農村災害支援技術者の育成に向けて、災害に係る研修会や、各種講習会、現地研修会などについて開催するとともに、積極的な参加要請を行いながら、継続的な農村災害支援技術者の育成を行います。



【推進指標】

項 目	平成21年	平成26年	平成32年
農地等被害防止面積【食農】（単位：ha）	39,453	40,611	41,551
老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数（単位：箇所）	2	2	3
老朽ため池等の改修地区数（単位：地区）	—	7	28
湛水被害を防止する排水機場の設置数（単位：箇所）	2	5	5
農村災害支援技術者の育成数（単位：人）	68	82	88

【関連事業】

- ・ため池等整備事業
- ・用排水施設等整備事業（湛水防除事業）
- ・地すべり対策事業
- ・農村防災施設整備事業
- ・海岸保全施設整備事業
- ・農村地域復興再生基盤総合整備事業
- ・災害復旧事業

② 地域の特性に配慮した生活環境の整備〔食農〕

農村に暮らす住民のみならず、今後就農により農村での暮らしを始める人々の居住性を高めるため、生活環境の整備を行います。

【主な取組】

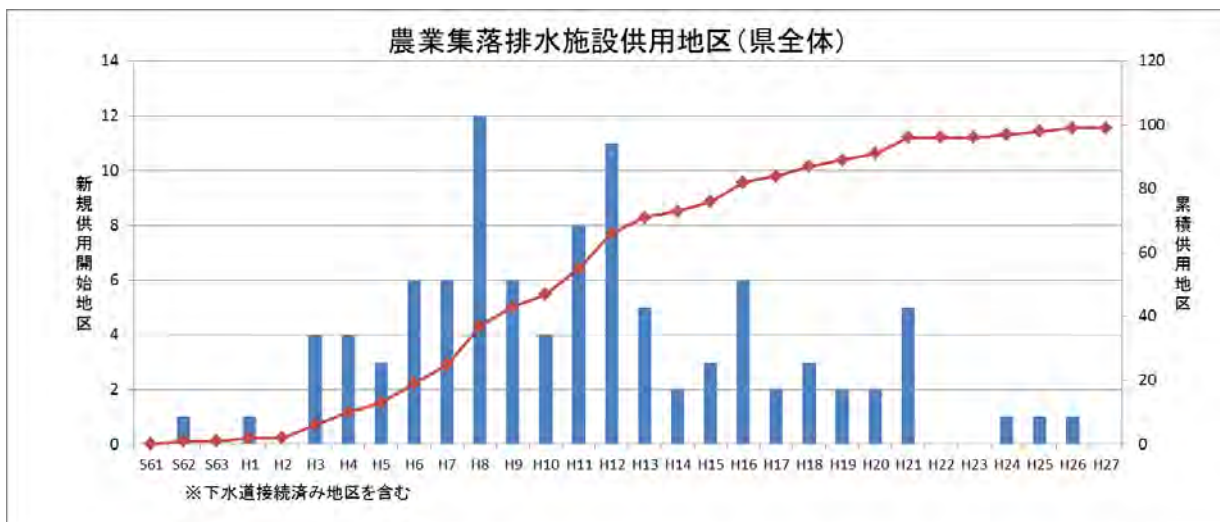
- 農村地域の居住性を高めるため、污水处理を中心とした、集落排水施設、農道・集落道路等のインフラ整備を推進。〔食農〕



集落排水処理場

【実施計画（5年間で重点的に取り組む計画）】

- 水質保全や生活環境の改善を目的に、これまで整備してきた農業集落排水施設の老朽化が進行しており、施設の機能診断や最適整備構想を策定し、計画的な保全対策を実施します。



- 路面の舗装化や路線の改良を行い、農作物の流通コストの軽減や荷傷みの防止等を図り、農村集落と農地や集出荷施設などの農業施設を効率的に連絡する農道網の形成による優良な生産基盤の確保に加え、都市と農村の交流や農村の活性化、定住の促進を目指す取組として、基幹的な農道の整備を実施します。



【推進指標】

項 目	平成21年	平成26年	平成32年
農業集落における下水道整備人口【食農】 (単位：人)	86,429	80,237	92,920
基幹的農道整備延長(再掲) (単位：km)	1,919	1,936	1,937

【関連事業】

- ・ 農業集落排水事業
- ・ 農道整備事業
- ・ 集落基盤整備事業

第3節 推進指標一覧

◆ 基本項目1 優良な生産基盤の確保と有効活用

施策1 優良な生産基盤の確保と有効活用

施策	No.	推進指標	初期値	平成26年 (現況値)	平成32年 (目標年)
①生産基盤となる農地・施設等の整備	1	水田ほ場整備面積(ha) [食農]	71,620	74,654	79,000
	2	うち大区画ほ場整備面積(ha) [食農]	27,219	30,094	34,000
②整備した優良農地の利用集積の促進	3	事業実施地区内における認定農業者等の経営面積割合(%)	57	65	68
	4	担い手育成数(経営体)	750	1,388	1,400
③農業水利施設等のストックマネジメントの推進(再掲)	—	施策3 ①参照			

◆ 基本項目2 農業・農村の多面的な機能の発揮

施策2 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と県民理解の向上

施策	No.	推進指標	初期値	平成26年 (現況値)	平成32年 (目標年)
①農地と水、農村景観の保全管理	5	農村の地域資源の保全活動を行った面積(ha) [食農]	64,079	64,079	85,000
	6	環境配慮対策実施地区数(地区)	55	93	149
②都市と農村の交流促進	7	主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口(万人) [食農]	901	1,279	1,600
	8	主要な都市農山漁村交流拠点施設数(箇所)	684	562	706
③多面的機能への県民理解の向上	9	地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数(人)[食農]	20,055	36,293	65,000

施策3 農業・農村が有する地域資源の保全・管理と活用

施策	No.	推進指標	初期値	平成26年 (現況値)	平成32年 (目標年)
①農業水利施設等のストック マネジメントの推進	10	基幹的な農業水利施設の機能を維持する 対策を行った施設数(箇所) [食農]	0	85	220
	11	基幹的な農業水利施設の機能を維持する 対策により農業生産が維持される農地面 積(ha)	—	40,430	70,000
	12	基幹水利施設整備延長(km)	80	85	115
	13	農業水利施設の機能診断実施施設数 (箇所)	323	566	820
	14	土地改良区数(土地改良区)	56	53	41
	15	償還対策導入調整実施地区数(地区)	8	8	9
②再生可能エネルギーの活用 の推進	16	農業水利施設を活用した小水力発電施設 の箇所数(箇所) [食農]	1	3	5

◆ 基本項目3 農村の活性化に向けた総合的な振興

施策4 中山間地域等における農業振興と農村活性化

施策	No.	推進指標	初期値	平成26年 (現況値)	平成32年 (目標年)
①中山間地域の農業振興	17	中山間地域等直接支払制度の取組面積 (ha)	2,088	2,088	2,200
②地域資源を活用した農村経 済の活性化	—	施策2 ②都市と農村の交流促進 の指標を参考とする			

施策5 快適な暮らしを守る生活環境の整備

施策	No.	推進指標	初期値	平成26年 (現況値)	平成32年 (目標年)
①農村の防災機能の充実	18	農地等被害防止面積 (ha) [食農]	39,453	40,611	41,551
	19	老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含 めた改修施設数(箇所)	2	2	3
	20	老朽ため池等の改修地区数(地区)	—	7	28
	21	湛水被害を防止する排水機場の設置数 (箇所)	2	6	5
	22	農村災害支援技術者の育成数(人)	68	82	88
②地域の特性に配慮した生活 環境の整備	23	農業集落における下水道整備人口(人) [食農]	86,429	80,237	92,920
	24	基幹的農道整備延長(km)	1,925	1,936	1,937

第4節 目標を実現するための体制強化

1 農業土木技術強化・人財育成の関係

「みやぎ人財育成基本方針」（平成18年3月）や平成8年度から実施している「農業土木技術強化推進計画」の着実な実行により、みやぎの農業・農村を支える人財の育成を行います。

さらに、県では復興への道筋として震災後10年間における「宮城県震災復興計画」を策定しており、農林水産部においては農業分野の個別計画として「みやぎの農業・農村復興計画」を策定し、農業農村の復興に向け、緊急かつ重点的に取り組む施策を定め、事業実施しているところでもあります。

これらを踏まえ、現在、農業土木技術強化推進計画（第4次）を定め、より効果的な研修計画を体系化し、さらなる農業土木技術職員の技術強化を目指します。

◆ 1 農業土木技術強化推進計画（第4次）の理念と方針

「みやぎ農業・農村復興計画」の基本理念に基づき、復興再生期に合わせた技術力強化を目的に復旧復興に関する技術研修に重点を置いた実践的な内容とし、再生期から発展期まで対応した計画として策定しています。

（1）理 念

既存の技術にとらわれず、新工法の採用や創意工夫により復旧復興を加速的に推進できる能力と、活力ある農業農村の創造的な復興をコーディネートできる能力を持った農業土木技術者の育成

～創造的な復興を担う農業土木技術者を目指して～

（2）基本方針

- ①農業農村の創造的復興を担う人材の確保と育成。
- ②復旧復興に関する技術研修に重点を置いた実務研修の充実。
- ③土木部や他機関との連携による基礎技術研修の強化。

（3）期 間

平成27年度～平成32年度（みやぎの農業・農村復興計画「再生期～発展期」）

※復旧復興の進捗状況により中間見直しを行う場合もあり。

◆ 2 推進計画（第4次）の内容 [重点事項]

- （1）みやぎの農業・農村復興計画への対応
[災害に強く安心して暮らせる農村づくり]

- ・復旧復興に関する技術研修の充実。
- ・市町村及び他県への災害協力支援を担う職員の育成と確保を図るための災害要員育成研修の充実。
- ・地元ニーズの高まっているストックマネジメント技術の習得。
- ・日本型直接支払制度等の地域資源保全施策及び、グリーン・ツーリズム等の農村活性化施策に関する技術習得。
- ・家畜伝染病発生時における対応知識の習得。

[効率的な土地利用と営農方式の導入による地域農業の再構築]

- ・農地中間管理事業等の活用をはじめとする農地集積の推進に関する知識の習得。
- ・新たな標準区画の導入に対応する新技術等の技術研修の充実。

[次世代を担う競争力のある農業経営体を育成]

- ・経営規模拡大や6次産業化に繋がる専門的知識の習得。

(2) 新工法や創意工夫に関する技術情報の取得

- ・外部団体との連携により、新技術などを含めた有益な研修を実施することにより、技術力向上に努める。
- ・大学や試験研究機関等からの技術的支援や建設関連業界の技術協力により、産学官の連携強化を図る。

(3) 技術力の向上と研修の効率化

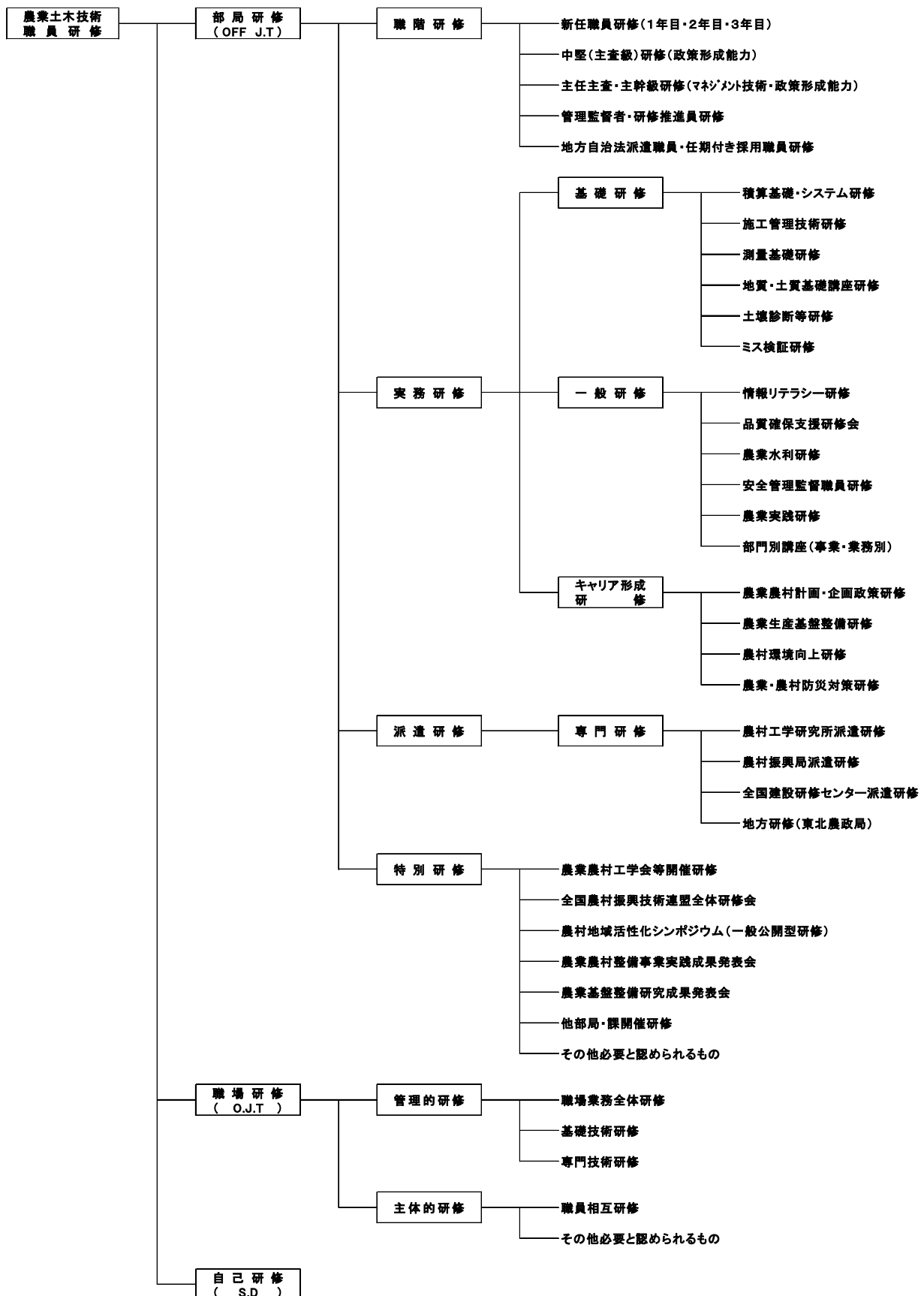
- ・復旧復興事業の増大に伴う、安全管理研修の充実。
- ・実務研修に基礎技術研修を追加し、内容を整理し基礎技術力の向上を図る。
- ・中堅職員まで受講対象及び受講数を拡充し、東北農政局主催の地方専門研修を活用して技術力向上を図る。

(4) 地方自治法派遣職員及び任期付き採用職員への技術研修

- ・東日本大震災の復旧復興に関する技術等の習得。
- ・宮城県農業農村整備事業における積算基準や各種規則等の技術研修を実施。

◆ 3 農業土木技術職員研修計画 研修体系図

農業土木技術職員研修計画 研修体系図 (第4次技術強化推進計画)



2 災害発生時における市町村等への支援

地球温暖化などの影響による水害等の大規模災害，多発している内陸直下型の大規模地震や近い将来に発生が予測されている宮城県沖地震などの大規模災害に備え，被災した市町村，土地改良区等に対し積極的な支援を行える体制を整備します。

第5章 圏域計画

第1節 広域仙南圏

1 食と農の県民条例基本計画による重点推進事項（関連項目）

項 目	具 体 的 な 内 容
(1) 農業を担う経営意欲の高い多様な担い手の育成及び定着	<p>① 高い意欲と能力を有する経営体及び認定農業者の育成に加え、新規就農者等多様な担い手を確保し、仙南地域の立地条件を活かした多彩な農業の展開を促進します。</p> <p>② 効率的で生産力の高い農業を実現するため、ほ場整備等を契機とした担い手の組織化、集落営農組織等の育成を進め、農地中間管理事業等による担い手への農地集積を促進し、経営発展を支援します。</p>
(2) 地域の美しい農村空間を活かした地域活動の推進	<p>① 豊かな農山村での体験学習や滞在等、都市農山村交流の取組みを支援します。</p> <p>② 地域のコミュニティづくりのため、集落機能の維持による農業生産活動及び共同活動による豊かな農村景観づくりを推進します。</p> <p>③ 近年被害が増加している鳥獣害対策に取り組み、農業生産の基盤である農地等の計画的な整備・保全に努めます。</p>

2 農業農村整備の推進方向

項 目	具 体 的 な 内 容
(1) 競争力のある農業の持続的な発展	<p>① 未整備水田の割合が高いことから、農作業の効率化や生産性の向上に資するほ場の大区画化や汎用化、農業用水路や農道の整備を積極的に推進します。</p> <p>② 地域農業の維持、発展に向けて、担い手への農地の集約化、集積を進めるとともに、複合経営による経営基盤の強化が図られるよう支援します。</p>
(2) 農業・農村の多面的な機能の発揮	<p>① 農業用排水機場などの農業水利施設は、耐用年数を超えている施設が多いため、日常的な施設点検による劣化状態の把握や計画的な予防保全対策等を行うなど、適切な管理による施設の長寿命化を図ります。</p> <p>② 仙南地域は、農地や農業用水路、樹園地や草地等の農村景観が特徴であることから、地域資源の適切な保全管理を図る地域の共同活動を支援します。</p> <p>③ 都市住民の農業・農村への関心の高まり等に伴う多様な交流の創出へ向けて、都市と農村の交流を推進します。</p>
(3) 農村の活性化に向けた総合的な振興	<p>① 仙南地域は、農業生産条件が不利な中山間地域が多いため、中山間地域直接支払制度による協定の継続支援や営農継続へ向けた生産基盤整備等を推進します。</p> <p>② 人口減少や高齢化が進む中山間地域等の活性化へ向けて、集落内の地域活動の継続や地域資源を活用した取組などを支援します。</p> <p>③ 台風や大雨などによる自然災害の発生を未然に防止するため、農業用排水路や排水機場、ため池の整備、地すべり対策などの事業を推進します。</p>

推 進 指 標 【広域仙南圏】

施策	推 進 指 標	単 位	H 2 2 (H21現況値)	H 2 7 (H26実績値)	H 3 2 (最終目標)
----	---------	-----	-------------------	-------------------	-----------------

施策 1 優良な生産基盤の確保と有効活用

①	1	水田ほ場整備面積 [食農]	h a	6,416	6,446	6,488
	2	うち大区画水田ほ場整備面積 [食農]	h a	492	497	524
②	3	事業実施地区内における認定農業者等の経営面積割合	%	48	55	63
	4	担い手育成数	経営体	53	54	67
③	—	農業水利施設等のストックマネジメントの推進		施策3の10～15を参照		

施策 2 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と県民理解の向上

①	5	農村の地域資源の保全活動を行った面積 [食農]	h a	/	5,232	7,900
	6	環境配慮対策実施地区数	地区	4	7	12
②	7	主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口 [食農]	万人	192	267	334
	8	主要な都市農山漁村交流拠点施設数	箇所	95	85	98
③	9	地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数 [食農]	人	/	/	/

施策 3 農業・農村が有する地域資源の保全・管理と活用

①	10	基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数 [食農]	箇所	0	4	15
	11	基礎的な農業水利施設の機能を維持する対策により農業生産が維持される農地面積 [食農]	h a	/	/	/
	12	基幹水利施設整備延長	k m	2	2	5
	13	農業水利施設の機能診断実施施設数	箇所	53	106	136
	14	土地改良区数	改良区	9	8	8
	15	償還対策導入調整実施地区数	地区	1	1	1
②	16	農業水利施設を活用した小水力発電施設の箇所数 [食農]	箇所	0	0	/

施策 4 中山間地域等における農業振興と農村活性化

①	17	中山間地域等直接支払制度の取組面積	h a	882	885	951
②	—	地域資源を活用した農村経済の活性化		施策2の7～8を参照		

施策 5 快適な暮らしを守る生活環境の整備

①	18	農地等被害防止面積 [食農]	h a	/	/	/
	19	老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数	箇所	/	/	/
	20	老朽ため池等の改修地区数	地区	0	2	6
	21	湛水被害を防止する排水機場の設置数	箇所	0	1	1
	22	農村災害支援技術者の育成数	人	13	14	14
②	23	農業集落における下水道整備人口 [食農]	人	6,406	6,026	5,980
	24	基幹的農道整備延長	k m	382	386	386

注) 表中の“/”は、圏域毎に推進指標を設けない、または該当事業が無いため標記していない。

第2節 広域仙台都市圏

1 食と農の県民条例基本計画による重点推進事項（関連項目）

項 目	具 体 的 な 内 容
(1) 担い手となる先進的経営体による営農体制の構築と生産基盤の再構築	<p>① 震災復興交付金等の活用により設立、規模拡大した大規模土地利用型経営体や先進的園芸経営体等の育成・支援を図るとともに、新たな地域営農体制の構築、農業の6次産業化を推進します。</p> <p>② 沿岸被災地域をはじめとして、ほ場の2ha標準区画化整備等と一体的に農地中間管理事業等を効果的に活用した農地利用集積及び集約化を図り、「創造的な復興」の具現化と地域農業の維持・発展を推進します。</p> <p>③ 営農及び経営基盤の再構築を支援するため、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進しながら、生産基盤の整備を推進します。</p>
(2) 地産地消の推進と次代の農業・農村の構築支援	<p>① 都市と共存する地域づくりを目指し、農産物直売施設、農家レストラン等の交流拠点を活用したグリーン・ツーリズム等の交流活動を促進します。</p> <p>② 農村地域の維持活性化に向けて、日本型直接支払制度を活用した共同活動や集落間ネットワークの構築活動など地域づくりを支援します。</p> <p>③ ため池や排水機場等の機能回復を図る整備や、農業水利施設等のストックマネジメントを推進し、農村地域の防災・減災機能の向上を図ります。</p>

2 農業農村整備の推進方向

項 目	具 体 的 な 内 容
(1) 競争力と魅力ある農業・農村の再興	<p>① 津波被災が著しい未整備の農地を中心として、新たに組織化された経営体等が農地利用集積及び集約化等により競争力のある農業を実現するため、農地整備事業などを迅速に進めます。</p> <p>② 農地整備事業等と一体的に農地中間管理事業等を効果的に活用し、農地利用集積及び集約化を図り、「創造的な復興」の具現化を推進します。</p> <p>③ 被災地域での安定的な営農を支援するため、再生可能エネルギー利用施設の整備を行うなど社会情勢の変化に対応しながら、良好な農業生産基盤の整備を推進します。</p>
(2) 豊かな自然環境、生活環境の再生・保全	<p>① 農村の持つ多面的機能が発揮されるよう、地域が主体となった地域資源の保全や中山間地域等における農業の維持・保全に対する支援を行い魅力ある地域づくりを推進します。</p> <p>② 都市と共存する地域づくりを目指し、直売施設、市民農園等の交流拠点を活用したグリーンツーリズムなどの交流活動を促進します。</p>
(3) 防災・減災機能の向上と災害対応の体制整備	<p>① 地域開発等に伴う排水量の増加や施設の脆弱化等により、農用地等に被害を与えるおそれのある施設について、防災・減災機能を向上させるため農地防災対策を計画的に行い、安全で安心できる農村づくりを推進します。</p> <p>② 津波、高潮等の自然災害から背後農地を保全するため、海岸保全施設の計画的な整備更新及び老朽化対策を推進します。</p> <p>③ 大規模災害に対応できる体制整備を行うため、技術者の人材育成を計画的に行うとともに市町村・土地改良区との連携強化を図ります。</p>

推 進 指 標 【広域仙台都市圏】

施策	推 進 指 標	単 位	H 2 2 (H21現況値)	H 2 7 (H26実績値)	H 3 2 (最終目標)	
施策 1 優良な生産基盤の確保と有効活用						
①	1	水田ほ場整備面積 [食農]	h a	12,951	14,065	15,076
	2	うち大区画水田ほ場整備面積 [食農]	h a	2,618	3,814	5,091
②	3	事業実施地区内における認定農業者等の経営面積割合	%	41	63	62
	4	担い手育成数	経営体	103	161	159
③	—	農業水利施設等のストックマネジメントの推進		施策3の10～15を参照		
施策 2 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と県民理解の向上						
①	5	農村の地域資源の保全活動を行った面積 [食農]	h a	/	12,227	15,900
	6	環境配慮対策実施地区数	地区	5	10	12
②	7	主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口 [食農]	万人	173	311	389
	8	主要な都市農山漁村交流拠点施設数	箇所	46	53	48
③	9	地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数 [食農]	人	/	/	/
施策 3 農業・農村が有する地域資源の保全・管理と活用						
①	10	基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数 [食農]	箇所	0	11	42
	11	基礎的な農業水利施設の機能を維持する対策により農業生産が維持される農地面積 [食農]	h a	/	/	/
	12	基幹水利施設整備延長	k m	2	3	6
	13	農業水利施設の機能診断実施施設数	箇所	76	116	184
	14	土地改良区数	改良区	13	12	11
	15	償還対策導入調整実施地区数	地区	2	2	2
②	16	農業水利施設を活用した小水力発電施設の箇所数 [食農]	箇所	0	0	/
施策 4 中山間地域等における農業振興と農村活性化						
①	17	中山間地域等直接支払制度の取組面積	h a	234	240	239
②	—	地域資源を活用した農村経済の活性化		施策2の7～8を参照		
施策 5 快適な暮らしを守る生活環境の整備						
①	18	農地等被害防止面積 [食農]	h a	/	/	/
	19	老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数	箇所	2	2	3
	20	老朽ため池等の改修地区数	地区	0	1	6
	21	湛水被害を防止する排水機場の設置数	箇所	1	2	2
	22	農村災害支援技術者の育成数	人	24	29	25
	②	23	農業集落における下水道整備人口 [食農]	人	16,801	12,799
24		基幹的農道整備延長	k m	284	284	284

注) 表中の“/”は、圏域毎に推進指標を設けない、または該当事業が無いため標記していない。

第3節 広域大崎圏

1 食と農の県民条例基本計画による重点推進事項（関連項目）

項 目	具 体 的 な 内 容
(1) 地域多様性を有する大崎 耕地を活かした持続可能 で安全・安心な食料の供 給力向上	○ 効率的な農業経営を確立するため、生産基盤の整備及び担い手への農地の利用集積に併せて先進技術の普及を図るとともに、安定した農産物の生産のために農業水利施設ストックマネジメントを推進します。
(2) 農業を担う経営体の確保 ・育成と多様な農業者の 経営参画の推進	○ 経営管理の合理化を目指す経営体や集落営農の発展を目指す営農組織の法人化等経営力の強化を図るとともに、農地中間管理事業等や農地整備事業を活用し担い手等への農地集積・集約化を推進します。
(3) 快適な農村空間づくりと 都市との交流による農村 地域の活性化推進	① 将来にわたり農業・農村が持つ多面的機能を維持し発揮させるため、地域活動や営農の継続に対する取組を支援します。 ② 農産物直売所・農家レストラン等を拠点とした都市との交流活動、地域産業と連携した滞在型観光及びグリーン・ツーリズムへの支援により、農村地域の活性化を推進します。

2 農業農村整備の推進方向

項 目	具 体 的 な 内 容
(1) 農業生産基盤の有効利用	① 老朽化が進んだ農業水利施設の長寿命化を図るため、定期的に機能診断を行い、計画的に予防保全対策及び更新・整備を進めます。 ② 土地改良施設の管理体制や運営基盤の強化等を図るため、土地改良区の統合整備を支援します。 ③ 労働時間の短縮や生産コストの低減をはじめ、麦、大豆等の安定生産や、新たな地域振興作物の導入を図るため、ほ場の大区画化や汎用化を推進します。 ④ 農地整備を契機とした担い手への農地の利用集積の促進を支援します。
(2) 豊かな田園自然環境の再 生と活用	① 農地・農業用水等の地域資源を適切に保全するため、地域ぐるみで効果の高い活動を実施する取組を支援します。 ② 中山間地域の振興と活性化を図るため、中山間地域等直接支払制度に基づく協定締結集落において、国土・環境保全等多面的機能の維持増進を図る共同活動に取組む地域を支援します。 ③ 環境との調和や生物多様性に配慮した取組を推進します。 ④ 農業集落排水処理施設の機能維持のための取組に対して支援します。
(3) 防災・減災機能の向上と 災害対応の体制整備	① 防災・減災機能の向上を図るため、農業用ため池等の計画的な改修・整備を進めます。 ② 迅速かつ的確な災害復旧を行うため、豊富な技術経験をもとに市町等を支援する技術者の育成・確保に努めます。

推 進 指 標 【広域大崎圏】

施策	推 進 指 標	単 位	H 2 2 (H21現況値)	H 2 7 (H26実績値)	H 3 2 (最終目標)	
施策 1 優良な生産基盤の確保と有効活用						
①	1	水田ほ場整備面積 [食農]	h a	22,312	22,906	24,291
	2	うち大区画水田ほ場整備面積 [食農]	h a	11,568	11,912	13,155
②	3	事業実施地区内における認定農業者等の経営面積割合	%	56	67	68
	4	担い手育成数	経営体	319	546	574
③	—	農業水利施設等のストックマネジメントの推進		施策3の10～15を参照		
施策 2 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と県民理解の向上						
①	5	農村の地域資源の保全活動を行った面積 [食農]	h a	/	17,470	24,700
	6	環境配慮対策実施地区数	地区	16	23	47
②	7	主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口 [食農]	万人	169	247	309
	8	主要な都市農山漁村交流拠点施設数	箇所	235	229	239
③	9	地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数 [食農]	人	/	/	/
施策 3 農業・農村が有する地域資源の保全・管理と活用						
①	10	基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数 [食農]	箇所	0	18	37
	11	基礎的な農業水利施設の機能を維持する対策により農業生産が維持される農地面積 [食農]	h a	/	/	/
	12	基幹水利施設整備延長	k m	51	54	64
	13	農業水利施設の機能診断実施施設数	箇所	84	123	160
	14	土地改良区数	改良区	14	13	6
	15	償還対策導入調整実施地区数	地区	4	4	4
②	16	農業水利施設を活用した小水力発電施設の箇所数 [食農]	箇所	0	2	/
施策 4 中山間地域等における農業振興と農村活性化						
①	17	中山間地域等直接支払制度の取組面積	h a	180	180	139
②	—	地域資源を活用した農村経済の活性化		施策2の7～8を参照		
施策 5 快適な暮らしを守る生活環境の整備						
①	18	農地等被害防止面積 [食農]	h a	/	/	/
	19	老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数	箇所	/	/	/
	20	老朽ため池等の改修地区数	地区	0	2	6
	21	湛水被害を防止する排水機場の設置数	箇所	/	/	/
	22	農村災害支援技術者の育成数	人	13	14	15
②	23	農業集落における下水道整備人口 [食農]	人	28,932	26,554	25,915
	24	基幹的農道整備延長	k m	429	429	429

注) 表中の“/”は、圏域毎に推進指標を設けない、または該当事業が無いため標記していない。

第4節 広域栗原圏

1 食と農の県民条例基本計画による重点推進事項（関連項目）

項 目	具 体 的 な 内 容
(1) 経営力に優れた担い手の育成と生産基盤の整備	① 農業法人や認定農業者、集落営農組織などの担い手の経営能力の向上や経営の安定化を支援するとともに、農地中間管理事業等を活用した農地集積や低コスト化を支援します。さらには、新規就農者の確保や女性農業者の役割向上を支援します。 ② 効率的で生産力の高い農業の実現のため、生産基盤整備の更なる促進や農産物の安定生産のために農業水利施設ストックマネジメントを推進します。また、農業・農村が持つ多面的機能が発揮されるよう、地域資源の保全及び中山間地域に対する支援を行います。
(2) 水田フル活用と生産性の高い農業の振興	○ 飼料用米及び大豆等の作付けを推進し、水田のフル活用により土地利用型農業の所得確保を図ります。

2 農業農村整備の推進方向

項 目	具 体 的 な 内 容
(1) 農業生産基盤の有効利用	① 農業水利施設の長寿命化のため、適時適切な予防保全対策の実施により、施設の機能維持・保全を通じて、安定的な農業生産を支えます。 ② 土地改良区の統合整備により、運営基盤の充実を通じて施設の管理体制の強化を図ります。 ③ ほ場の大区画化・汎用化を図るなど生産基盤の整備により、農地の利用集積を促進し、地域農業の担い手等の育成や効率的な農業経営を支援します。
(2) 豊かな田園自然環境の再生と活用	① 多面的機能支払制度の活動組織や中山間地域等直接支払制度の協定集落への支援を通じて、農村の地域資源である農地や農業用水、自然環境や美しい農村景観を維持・保全し、農業の生産活動や農業・農村の有する多面的な機能の維持を図ります。 ② 農業・農村の活性化を図るため、農村の地域資源を活用した子ども農作業体験学習や都市との交流活動を支援します。
(3) 防災・減災機能の向上と災害対応の体制整備	① 農業用施設を計画的に改修・整備することで、防災・減災機能の向上を図り、大規模災害による被害を最小限にする安全な地域づくりを推進します。 ② 災害に対しては、ダム情報連絡会等により迅速かつ正確な情報収集に努めるとともに、適正な管理と安定的な用水供給を図ります。

推 進 指 標 【広域栗原圏】

施策	推 進 指 標	単 位	H 2 2 (H21現況値)	H 2 7 (H26実績値)	H 3 2 (最終目標)
----	---------	-----	-------------------	-------------------	-----------------

施策 1 優良な生産基盤の確保と有効活用

①	1	水田ほ場整備面積 [食農]	h a	9,006	9,163	9,545
	2	うち大区画水田ほ場整備面積 [食農]	h a	2,502	2,631	2,741
②	3	事業実施地区内における認定農業者等の経営面積割合	%	70	76	76
	4	担い手育成数	経営体	71	95	151
③	-	農業水利施設等のストックマネジメントの推進		施策3の10～15を参照		

施策 2 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と県民理解の向上

①	5	農村の地域資源の保全活動を行った面積 [食農]	h a	/	9,418	11,800
	6	環境配慮対策実施地区数	地区	13	21	31
②	7	主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口 [食農]	万人	83	118	148
	8	主要な都市農山漁村交流拠点施設数	箇所	36	31	38
③	9	地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数 [食農]	人	/	/	/

施策 3 農業・農村が有する地域資源の保全・管理と活用

①	10	基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数 [食農]	箇所	0	12	13
	11	基礎的な農業水利施設の機能を維持する対策により農業生産が維持される農地面積 [食農]	h a	/	/	/
	12	基幹水利施設整備延長	k m	11	11	14
	13	農業水利施設の機能診断実施施設数	箇所	27	64	151
	14	土地改良区数	改良区	4	4	2
	15	償還対策導入調整実施地区数	地区	1	1	1
②	16	農業水利施設を活用した小水力発電施設の箇所数 [食農]	箇所	1	1	/

施策 4 中山間地域等における農業振興と農村活性化

①	17	中山間地域等直接支払制度の取組面積	h a	451	464	472
②	-	地域資源を活用した農村経済の活性化		施策2の7～8を参照		

施策 5 快適な暮らしを守る生活環境の整備

①	18	農地等被害防止面積 [食農]	h a	/	/	/
	19	老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数	箇所	/	/	/
	20	老朽ため池等の改修地区数	地区	0	1	1
	21	湛水被害を防止する排水機場の設置数	箇所	/	/	/
	22	農村災害支援技術者の育成数	人	13	14	14
②	23	農業集落における下水道整備人口 [食農]	人	4,401	4,370	4,070
	24	基幹的農道整備延長	k m	298	298	298

注) 表中の"/"は、圏域毎に推進指標を設けない、または該当事業が無いため標記していない。

第5節 広域登米圏

1 食と農の県民条例基本計画による重点推進事項（関連項目）

項 目	具 体 的 な 内 容
(1) 優良な生産基盤の確保と 経営安定化対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業生産基盤の維持・整備を図り，汎用化された水田には多様な土地利用型作物の作付けを誘導することにより，水田の有効活用による農業所得の向上を図ります。 ② 農地中間管理事業等を進め，担い手への農地集積・集約化を加速度的に推進し，規模拡大による経営の低コスト化を図ります。
(2) 地産地消や食育の推進と 消費者との相互理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業・農村の多面的機能に対する相互理解を深め，都市と農村との交流を図るグリーンツーリズム等の観光の推進，地域住民が一体となった農村環境の維持保全活動を図ります。

2 農業農村整備の推進方向

項 目	具 体 的 な 内 容
(1) 農業生産基盤の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ① 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）等の活用による農業水利ストックマネジメントを推進し，施設の機能維持保全による安定した農業生産を支えます。 ② 土地改良区の体制強化のため，小規模改良区の統合を進め運営基盤の充実・強化を図ります。 ③ 農地整備事業等の活用によりほ場の大区画化や汎用化を進め，優良農地の確保とともに農地の面的利用集積を推進し，効率的な農業経営を目指します。
(2) 豊かな田園自然環境の再生と活用	<ul style="list-style-type: none"> ① 多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の協定活動への支援，環境との調和に配慮した事業の実施を通じて農村の地域資源である農地や農業用水，自然環境や美しい農村景観を維持・保全し，農業の生産活動や農業・農村の有する多面的な機能の維持に努めます。 ② 農村の地域資源を活用した都市と農村の交流活動を契機とした農村の活性化のため，みやぎ型グリーン・ツーリズムを推進します。
(3) 防災・減災機能の向上と 災害対応の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 農村防災施設整備事業等の活用により，揚水機場やため池，河川工作物の計画的な改修・整備を通じて，防災・減災機能の向上を図り，大規模災害による被害を最小限にする安全な地域づくりに寄与します。 ② 災害復旧への対応が迅速に進められるよう，農村災害支援技術者の育成・確保を図ります。

推 進 指 標 【広域登米圏】

施策	推 進 指 標	単 位	H 2 2 (H21現況値)	H 2 7 (H26実績値)	H 3 2 (最終目標)	
施策 1 優良な生産基盤の確保と有効活用						
①	1	水田ほ場整備面積 [食農]	h a	13,723	13,808	13,913
	2	うち大区画水田ほ場整備面積 [食農]	h a	5,425	5,452	5,494
②	3	事業実施地区内における認定農業者等の経営面積割合	%	60	65	61
	4	担い手育成数	経営体	62	287	171
③	—	農業水利施設等のストックマネジメントの推進		施策3の10～15を参照		
施策 2 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と県民理解の向上						
①	5	農村の地域資源の保全活動を行った面積 [食農]	h a	/	9,927	13,200
	6	環境配慮対策実施地区数	地区	8	19	24
②	7	主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口 [食農]	万人	139	159	199
	8	主要な都市農山漁村交流拠点施設数	箇所	126	72	130
③	9	地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数 [食農]	人	/	/	/
施策 3 農業・農村が有する地域資源の保全・管理と活用						
①	10	基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数 [食農]	箇所	0	19	60
	11	基礎的な農業水利施設の機能を維持する対策により農業生産が維持される農地面積 [食農]	h a	/	/	/
	12	基幹水利施設整備延長	k m	0	1	1
	13	農業水利施設の機能診断実施施設数	箇所	26	75	101
	14	土地改良区数	改良区	9	9	9
	15	償還対策導入調整実施地区数	地区	/	/	/
②	16	農業水利施設を活用した小水力発電施設の箇所数 [食農]	箇所	0	0	/
施策 4 中山間地域等における農業振興と農村活性化						
①	17	中山間地域等直接支払制度の取組面積	h a	20	20	18
②	—	地域資源を活用した農村経済の活性化		施策2の7～8を参照		
施策 5 快適な暮らしを守る生活環境の整備						
①	18	農地等被害防止面積 [食農]	h a	/	/	/
	19	老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数	箇所	/	/	/
	20	老朽ため池等の改修地区数	地区	0	0	5
	21	湛水被害を防止する排水機場の設置数	箇所	1	2	2
	22	農村災害支援技術者の育成数	人	2	2	8
②	23	農業集落における下水道整備人口 [食農]	人	17,346	18,770	24,473
	24	基幹的農道整備延長	k m	246	254	254

注) 表中の“/”は、圏域毎に推進指標を設けない、または該当事業が無いため標記していない。

第6節 広域石巻圏

1 食と農の県民条例基本計画による重点推進事項（関連項目）

項 目	具 体 的 な 内 容
(1) 地域農業を託す活力ある担い手の確保・育成	○ 地域農業の中核を担う認定農業者及び集落営農組織、津波被災地などで設立された農業法人や大規模水田営農及び先進的園芸の経営体等の担い手に対して、生産技術向上や経営安定化に向けた支援を行います。
(2) 次代をはぐくむ農村環境の整備	① 農地整備地区を中心に農地中間管理事業等による担い手への農地利用集積を促進するほか、農地の大区画化・汎用化を進め土地利用の効率化を図ります。 ② 農業水利施設等のストックマネジメントや多面的機能支払制度により農地や農業施設等の生産資源及び農村景観等の環境資源を良好に保つことで、防災・減災の面も含めた農業・農村の多面的な機能の発揮を促進します。
(3) 地域資源を活用した農村経済の活性化	○ 各種イベントや物産展等において石巻圏域の「食」をPRしていくとともに、地域食材を活用した付加価値の高い商品開発支援による地域食材の販路拡大やグリーン・ツーリズムによる都市との交流を促進し消費者理解を図ります。

2 農業農村整備の推進方向

項 目	具 体 的 な 内 容
(1) 農業生産基盤の有効利用	① 農地整備事業地区を中心に農地中間管理事業の連携により、ほ場の大区画化や汎用化による優良農地の確保と併せて、農地の利用集積を進め安定した農業経営を目指します。 ② 基幹水利施設のストックマネジメントと各種整備事業の活用により施設の機能維持・保全を図り、安定した農業生産を支えます。 ③ 土地改良区の施設管理体制の強化のため、統合整備による運営基盤の充実を図ります。
(2) 豊かな田園自然環境の再生と活用	○ 多面的機能支払制度の活動への支援や環境との調和に配慮した事業の実施を通じて、農村の地域資源である農地を初めとする自然環境や美しい農村景観などの多面的な機能の維持・保全に努めます。
(3) 防災・減災機能の向上と災害対応の体制整備	○ 農村災害対策整備事業等を活用し、地域に有する農業用施設の総合的な整備計画の策定と実施により、防災・減災機能の充実を図り、大規模災害による被害を最小限にする安全な地域づくりに寄与します。

推 進 指 標 【広域石巻圏】

施策	推 進 指 標	単 位	H 2 2 (H21現況値)	H 2 7 (H26実績値)	H 3 2 (最終目標)	
施策 1 優良な生産基盤の確保と有効活用						
①	1	水田ほ場整備面積 [食農]	h a	6,927	7,954	9,407
	2	うち大区画水田ほ場整備面積 [食農]	h a	4,983	5,787	7,026
②	3	事業実施地区内における認定農業者等の経営面積割合	%	34	47	57
	4	担い手育成数	経営体	142	245	278
③	—	農業水利施設等のストックマネジメントの推進		施策3の10～15を参照		
施策 2 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と県民理解の向上						
①	5	農村の地域資源の保全活動を行った面積 [食農]	h a	/	9,185	10,200
	6	環境配慮対策実施地区数	地区	8	12	22
②	7	主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口 [食農]	万人	83	100	125
	8	主要な都市農山漁村交流拠点施設数	箇所	23	21	27
③	9	地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数 [食農]	人	/	/	/
施策 3 農業・農村が有する地域資源の保全・管理と活用						
①	10	基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数 [食農]	箇所	0	21	53
	11	基礎的な農業水利施設の機能を維持する対策により農業生産が維持される農地面積 [食農]	h a	/	/	/
	12	基幹水利施設整備延長	k m	14	14	25
	13	農業水利施設の機能診断実施施設数	箇所	57	82	84
	14	土地改良区数	改良区	6	6	3
	15	償還対策導入調整実施地区数	地区	0	0	1
②	16	農業水利施設を活用した小水力発電施設の箇所数 [食農]	箇所	0	0	/
施策 4 中山間地域等における農業振興と農村活性化						
①	17	中山間地域等直接支払制度の取組面積	h a	0	0	0
②	—	地域資源を活用した農村経済の活性化		施策2の7～8を参照		
施策 5 快適な暮らしを守る生活環境の整備						
①	18	農地等被害防止面積 [食農]	h a	/	/	/
	19	老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数	箇所	/	/	/
	20	老朽ため池等の改修地区数	地区	0	1	4
	21	湛水被害を防止する排水機場の設置数	箇所	/	/	/
	22	農村災害支援技術者の育成数	人	3	9	8
②	23	農業集落における下水道整備人口 [食農]	人	11,863	11,494	10,593
	24	基幹的農道整備延長	k m	206	206	206

注) 表中の“/”は、圏域毎に推進指標を設けない、または該当事業が無いため標記していない。

第7節 広域気仙沼・本吉圏

1 食と農の県民条例基本計画による重点推進事項（関連項目）

項 目	具 体 的 な 内 容
(1) 海・山・里を活かした農産物生産流通システムの確立とアグリビジネスの推進	○ 商工観光業者、学校及びNPOと連携・協力し、海・山・里における食農教育、地域資源を生かしたグリーン・ツーリズム体験メニューの開発により交流人口の拡大を図ります。
(2) 多様な担い手育成と集落営農の再構築	① 地域の特徴を生かした収益性の高い農業を目指し、認定農業者、新規就農者、女性農業者をはじめ多様な農業者を確保・育成します。 ② ほ場整備地区を中心に、担い手の組織化、法人化を支援するとともに、集落営農の確立をめざし農地中間管理事業等を活用した農地の利用調整・集積を進めます。
(3) 豊かな地域資源に配慮した農村環境の保全管理及び持続可能で安全・安心な農業の推進	○ 農村の豊かな地域資源の適切な保全管理を図るため、多面的機能の発揮に向けた地域の共同活動や農地・農業用施設の質的向上活動を支援します。 特に、復興交付金事業により実施するほ場整備地区については、各工区毎に設立した活動組織を支援し、整備された農地・農業用施設の適切な保全管理を推進します。

2 農業農村整備の推進方向

項 目	具 体 的 な 内 容
(1) 農業生産基盤の確保と有効利用	① 持続的に農業生産を支えていくため、老朽化が進行する農業水利施設の機能を将来にわたって安定的に発揮できるよう地域ニーズを踏まえながら計画的な機能保全対策を検討していきます。 ② 復興事業で実施している農地整備により、効率的で生産性の高い優良農地を確保するとともに、農地中間管理機構との連携を一層強化し、農地整備各地域に設立した営農組織への農地の集積・集約化を推進し、農業経営の安定化を図っていきます。復旧農地についても地域農業の将来像である人・農地プラン等の作成や更新の支援を行い、担い手への農地集積を推進します。
(2) 豊かな田園自然環境の保全と活用	① 日本型直接支払制度による協定活動への支援を行い、農地・農業用水等の保全管理の質と持続性の向上に向け、農業者や地域住民による農村協働力を生かした地域資源の保全管理体制を強化し、将来にわたり農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図っていきます。 ② 農村の地域資源の適切な保全管理を行うとともにそれらを活用した都市と農村の交流活動による地域の活性化のため、みやぎ型グリーン・ツーリズムを引き続き推進します。
(3) 防災・減災機能の向上と災害対応の体制整備	① 豪雨や地震によるため池の災害や湛水被害等を防止し、農地やその周辺地域の安全を確保するため、ため池や農業排水路等の適切な保全管理を支援します。また、農地海岸施設の適正な維持・管理により、波浪や地震による災害被害を最小限にする安全な地域づくりを目指します。 ② 大規模災害の発生に備えた緊急輸送路・避難路を確保するため、整備した農道等の機能維持を支援するとともに、迅速かつ的確な災害復旧を可能とするために豊富な技術・経験を有する農村災害支援技術者の育成・確保を図ります。

推 進 指 標 【広域気仙沼・本吉圏】

施策	推 進 指 標	単 位	H 2 2 (H21現況値)	H 2 7 (H26実績値)	H 3 2 (最終目標)
----	---------	-----	-------------------	-------------------	-----------------

施策 1 優良な生産基盤の確保と有効活用

①	1	水田ほ場整備面積 [食農]	h a	285	312	335
	2	うち大区画水田ほ場整備面積 [食農]	h a	0	1	2
②	3	事業実施地区内における認定農業者等の経営面積割合	%	/	/	/
	4	担い手育成数	経営体	/	/	/
③	-	農業水利施設等のストックマネジメントの推進		施策 3 の 10～15 を参照		

施策 2 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と県民理解の向上

①	5	農村の地域資源の保全活動を行った面積 [食農]	h a	/	620	1,300
	6	環境配慮対策実施地区数	地区	1	1	1
②	7	主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口 [食農]	万人	62	77	96
	8	主要な都市農山漁村交流拠点施設数	箇所	123	71	126
③	9	地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数 [食農]	人	/	/	/

施策 3 農業・農村が有する地域資源の保全・管理と活用

①	10	基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数 [食農]	箇所	/	/	/
	11	基礎的な農業水利施設の機能を維持する対策により農業生産が維持される農地面積 [食農]	h a	/	/	/
	12	基幹水利施設整備延長	k m	/	/	/
	13	農業水利施設の機能診断実施施設数	箇所	0	0	4
	14	土地改良区数	改良区	1	1	1
	15	償還対策導入調整実施地区数	地区	/	/	/
②	16	農業水利施設を活用した小水力発電施設の箇所数 [食農]	箇所	0	0	/

施策 4 中山間地域等における農業振興と農村活性化

①	17	中山間地域等直接支払制度の取組面積	h a	321	311	381
②	-	地域資源を活用した農村経済の活性化		施策 2 の 7～8 を参照		

施策 5 快適な暮らしを守る生活環境の整備

①	18	農地等被害防止面積 [食農]	h a	/	/	/
	19	老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数	箇所	/	/	/
	20	老朽ため池等の改修地区数	地区	/	/	/
	21	湛水被害を防止する排水機場の設置数	箇所	/	/	/
	22	農村災害支援技術者の育成数	人	0	0	4
②	23	農業集落における下水道整備人口 [食農]	人	680	224	607
	24	基幹的農道整備延長	k m	80	80	80

注) 表中の“/”は、圏域毎に推進指標を設けない、または該当事業が無いため標記していない。

参 考 資 料

- 1 食料・農業・農村基本計画の概要
- 2 土地改良長期計画の概要
- 3 TPP対策の概要
- 4 食と農の県民条例基本計画の概要
- 5 食と農の県民条例基本計画 各施策において重点的に
取り組む事項（関係分）
- 6 東日本大震災に係る農地・農業用施設の復旧・復興の
ロードマップの見直しについて

< 参考 >

1 食料・農業・農村基本計画の概要

新たな食料・農業・農村基本計画について

施策推進の基本的な視点

- 農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として**食料・農業・農村施策の改革を着実に推進**

基本法の基本理念の実現に向けた施策の安定性の確保
食料の安定供給の確保に向けた国民的議論の深化
需要や消費者視点に立脚した施策の展開
農業の担い手が活躍できる環境の整備
持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開
新たな可能性を切り拓く技術革新
農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出

中長期的な情勢の変化の見通し

食料・農業・農村をめぐる情勢

高齢化や人口減少の進行
世界の食料需給をめぐる環境変化、グローバル化の進展
社会構造等の変化と消費者ニーズの多様化
農地集積など農業・農村の構造変化
多様な可能性(国内外の新たな市場、ロボット技術等)
東日本大震災からの復旧・復興

評価と課題

これまでの食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法(平成11年7月制定)に基づき策定
今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

平成12年3月決定	基本計画
平成17年3月決定	基本計画
平成22年3月決定	基本計画

おおむね5年ごとに見直し

食料自給率の目標

- 食料自給率目標は**実現可能性を考慮して設定**
【カロリーベース】
39% (H25) → 45% (H37) 65% (H25) → 73% (H37)
- **食料自給率の目標**
・食料消費の見直し
・生産努力目標
・総合食料自給率(カロリーベース、生産額ベース)
・飼料自給率

食料自給力指標を初めて公表

- **食料自給力(食料の潜在生産能力)**
・食料自給力指標
・食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を提示し、食料安全保障に関する国民的議論を深め、食料の安定供給の確保に向けた取組を促進

講ずべき施策

食料の安定供給の確保

- **食品の安定確保と、食品に対する消費者の信頼の確保に向けた取組の推進**
- **食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承の推進**
- 農業や食品産業が、消費者ニーズへの的確な対応や新たな需要の取り込み等を通じて健全に発展するため、**6次産業化、農林水産物・食品の輸出、食品産業の海外展開等**を促進
- 食料の安定供給に係る様々なリスクに対応するため、**総合的な食料安全保障を確立**

農村の振興

- **多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度の着実な推進や鳥獣被害への対応強化**
- 高齢化や人口減少の進行を踏まえ、「集約とネットワーク化」など**地方創生に向けた取組の強化**
- 都市農村交流、多様な人材の都市から農村への**移住・定住等の促進**

農業の持続的な発展

- **力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、経営所得安定対策の着実な推進**
- **女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備**
- **農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保**
- **構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤の整備**
- **米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大、農業の生産・流通現場の技術革新等の実現**
- **気候変動への対応等の推進**

東日本大震災からの復旧・復興

- **農地や農業用施設等の着実な復旧等の推進**
- **食品の安全を確保する取組や風評被害の払拭に向けた取組等の推進**
- **団体の再編整備**
- **農協改革や農業委員会改革の実施**
- **農業共済団体、土地改良区の在り方について、関連制度の在り方を検討する中で、検討**

【基本計画と併せて策定】

農地の見直しと確保	農林水産研究基本計画
農業構造の展望	魅力ある農山漁村づくりに向けて
農業経営等の展望	

「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出

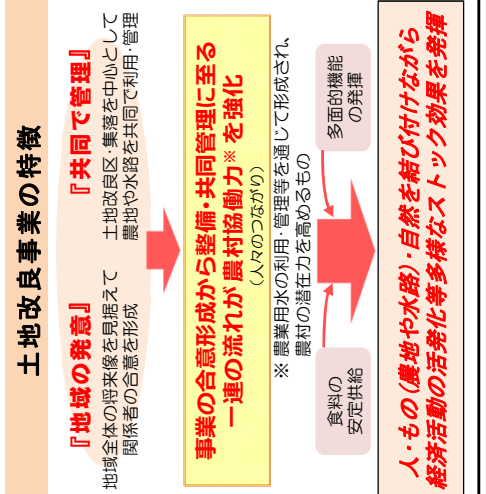
< 参考 >

2 土地改良長期計画の概要

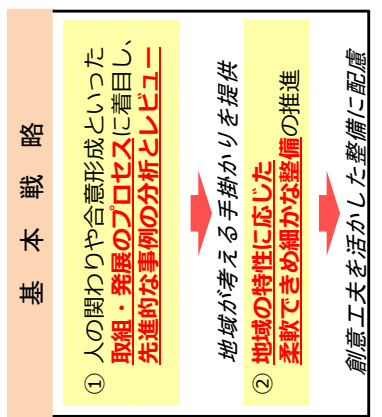
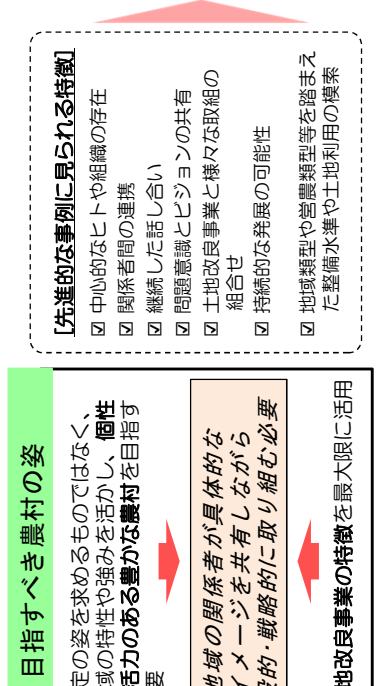
新たな土地改良長期計画（平成28～32年度）の概要

— 『個性と活力のある豊かな農業・農村の実現』を目指して—

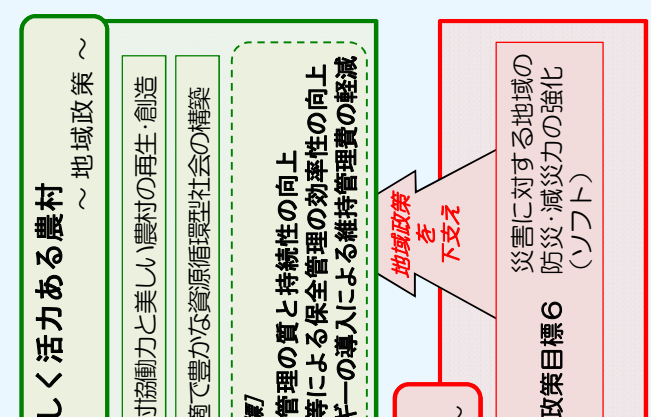
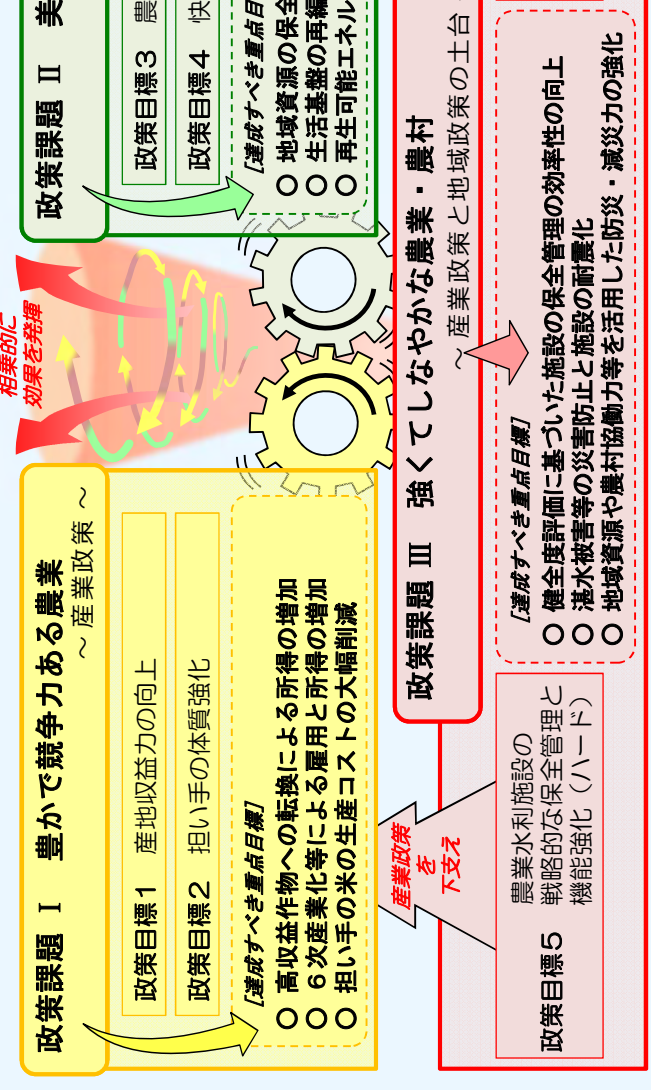
農村の潜在力を高める土地改良事業



目指すべき農村の姿とその実現に向けた基本戦略



社会資本の継承 新たな価値の創出 農村協働力の深化



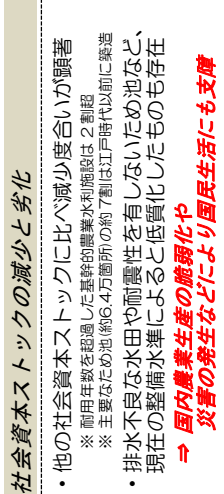
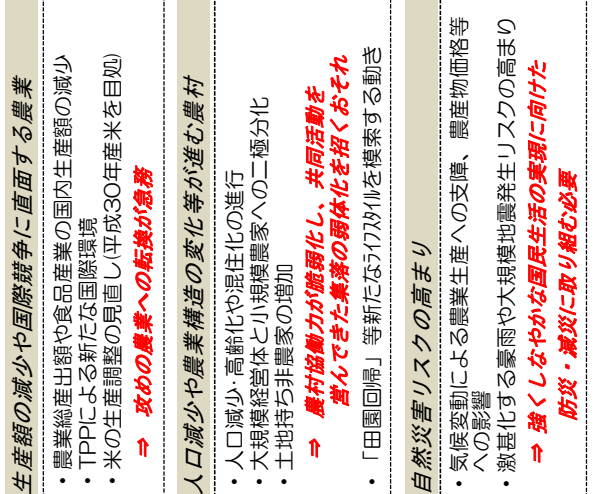
東日本大震災からの復旧と復興

- 被災した農地・農業用施設について平成30年度までに復旧完了
- 福島避難指示区域内の復旧対策

計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項

1. 土地改良制度の検討・検討
2. 関連施策や関連団体との連携強化
3. 技術開拓の促進と普及
4. 人材の育成
5. 入札契約の透明性・公平性・競争性の向上と品質確保の促進
6. 国民の理解の促進

農業・農村をとりまき内外情勢と課題



政策目標 1 産地収益力の向上

- **高収益作物への転換による所得の増加**

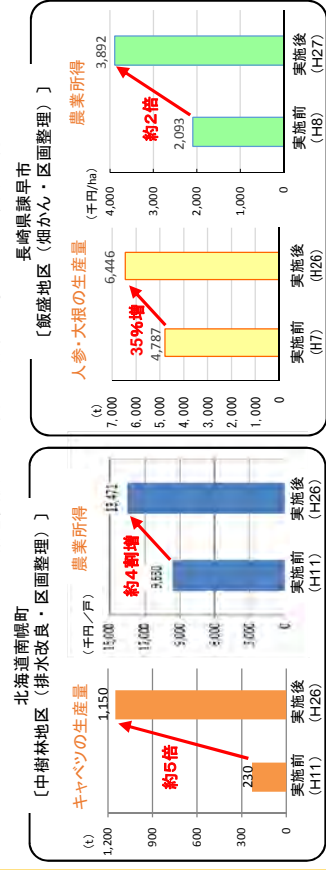
KPI：基盤整備完了地区における生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物が相当地区※の地区の割合 ⇒ [約8割以上]

※ 相当地区とは「8割以上」又は「5割以上かつ50%以上増加」のこと

- **6次産業化等による雇用と所得の増加**

KPI：基盤整備完了地区における6次産業化等の取組による雇用と売上の増加率 ⇒ [約2.5倍以上]

基盤整備を契機とした高収益作物の導入による農業所得の向上



事業量：

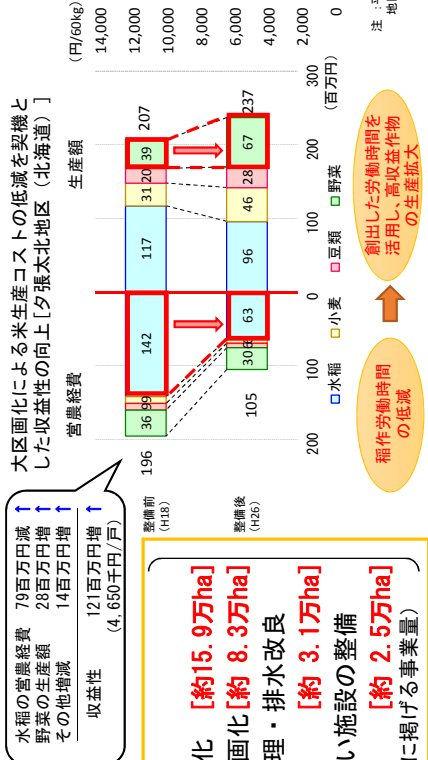
- 水田の汎用化 [約15.9万ha]
 - 水田の大区画化 [約8.3万ha]
 - 畑の区画整理・排水改良 [約3.1万ha]
 - 畑地かんがい施設の整備 [約2.5万ha]
- (政策目標5に掲げる事業量)

政策目標 2 担い手の体質強化

- **担い手の米の生産コストの大幅削減**

KPI：基盤整備完了地区（水田）における担い手の米生産コストが削減目標※に達している地区の割合 ⇒ [約8割以上]

※ 日本再興戦略における担い手の米生産コスト目標（平成35年までに9,600円/60kg）



創出した労働時間を活用し、高収益作物の生産拡大

稲作労働時間の低減

注：平成25年度完了地区（4地区（標準区画13地区、大区画8地区））の担い手数取調査

政策課題Ⅱ 美しく活力ある農村 ～ 地域政策 ～

政策目標 3 農村協働力と美しい農村の再生・創造

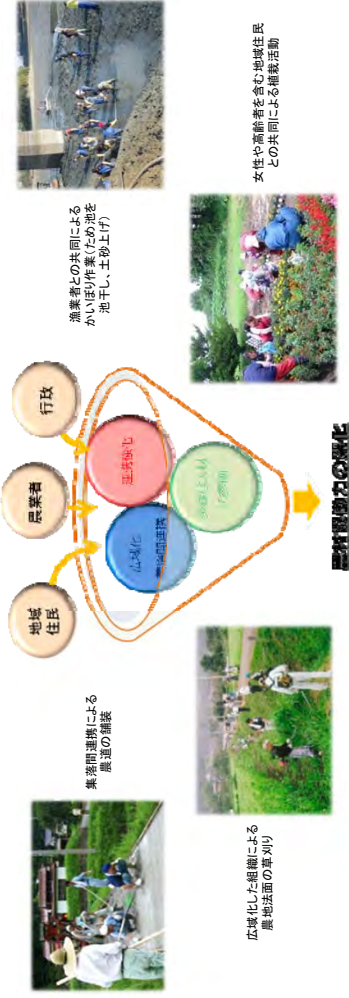
- **地域資源の保全管理の質と持続性の向上**

KPI：地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率 ⇒ [約4割以上]

KPI：持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合 ⇒ [約5割以上]

〔事業量：地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積 [約280万ha]〕

〔多様な人材の参画、集落間連携などによる地域資源の着実な継承〕



政策目標 4 快適で豊かな資源循環型社会の構築

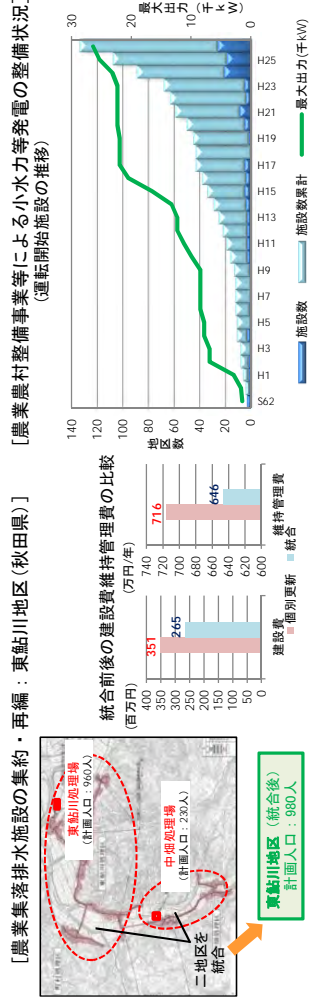
- **農村の生活基盤の再編等による保全管理の効率性の向上**

KPI：農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を設定した再編計画の策定市町村数 ⇒ [約300市町村]

- **再生可能エネルギーの導入による維持管理費の軽減**

KPI：農業水利施設を活用した小水力等発電電力量の削減目標を設定した再編計画の策定市町村数 ⇒ [約3割以上]

〔事業量：機能診断を実施する農業集落排水施設 [約1,600地区]、経済的・効率的な小水力等発電施設の整備地区 [約120地区]〕



政策目標 5

老化や災害リスクに対応した農業水利施設の戦略的な保全管理と機能強化

○ **健全度評価に基づいた施設の保全管理の効率性の向上**

KPI：更新等が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合 ⇒ [約5割以上]

○ **湛水被害等の災害防止と施設の耐震化**

KPI：湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積

⇒ [農地及び周辺地域の面積約34万ha（うち農地面積約28万ha）]

KPI：耐震対策が必要と判明している重要度の高い国営造成施設における耐震化計画の策定割合 ⇒ [10割]

事業量：更新等に着手する基幹的農業水利施設 [水路約1,500km、
機場等約210箇所]

各種防災事業の実施 [約2,400地区]、

耐震対策が必要と判明している重要度の高い国営造成施設のうち耐震化計画を策定する施設 [17箇所]

[健全性維持のための補修]



[ため池の重点的な整備]

政策目標 6 災害に対する地域の防災・減災力の強化

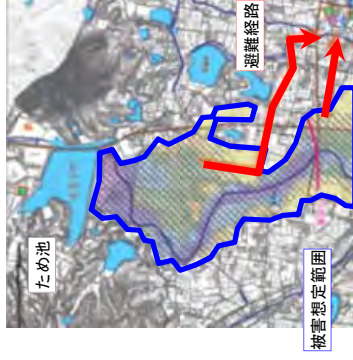
○ **地域資源や農村協働力等を活用した防災・減災力の強化**

KPI：コミュニティを活用した減災活動や農地・施設等が有する減災機能の活用が行われている市町村の割合 ⇒ [10割]

事業量：ハザードマップ等ソフト対策を実施する防災重点ため池 [約5,000箇所]

[災害時の人的被害の軽減]

- ・想定被害範囲や避難場所等を地図化したハザードマップの作成
- ・地域住民一体となった防災訓練等



[水田一時貯留機能の活用（田んぼダム）]

- ・水位調整管を設置し、水田貯留量を増加
- ・洪水調節機能の向上により、下流の市街地等の洪水被害を軽減

田んぼダムのイメージ



政策課題・政策目標・成果指標・事業量一覧

政策課題	政策目標	施策の成果目標	事業量
政策課題 I 豊かで競争力ある農業	【政策目標1】 産地収益力の向上	<p>〇高収益作物への転換による所得の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備着手地区における生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物が相当程度の地区の割合 約8割以上 <p>〇6次産業化等による雇用と所得の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備完了地区における6次産業化等の取組による雇用と売上の増加率 約2.5倍以上 ・ 基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合 約3割以上 ・ 裏作が可能な地域における基盤整備完了区域の耕地利用率 125%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田の汎用化 約15.9万ha ・ 水田の大区画化 約8.3万ha ・ 畑の区画整理・排水改良 約3.1万ha ・ 畑地かんがい施設の整備 約2.5万ha ・ (政策目標5に掲げる事業量)
	【政策目標2】 担い手の体質強化	<p>〇担い手の米の生産コストの大幅削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備完了地区(水田)における担い手の米生産コストが削減目標に達している地区の割合 約8割以上 ・ 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率 約8割以上 ・ 基盤整備完了地区における担い手経営面積に対する集約化率 約8割以上 ・ 基盤整備完了地区における農地中間管理機構との連携率 約8割以上 ・ 基盤整備完了地区において設立又は積極拡大した農業法人数の増加率 約5倍以上 ・ 整備ほ場や水管理等における省力化技術(ICT、GPS等)の導入地区の割合 約8割以上 ・ 基盤整備完了面積(水田)における大区画ほ場の割合 約7割以上 ・ 担い手を支える地域共同活動により構造改革の後押しが図られている地域の割合 約7割以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積 約280万ha
政策課題 II 美しく活力ある農村	【政策目標3】 農村協働力と美しい農村の再生・創造	<p>〇地域資源の保全管理の質と持続性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率 約4割以上 ・ 持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合 約5割以上 <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理への参加者数 延べ1,200万人・団体以上(H28～H32) ・ 基盤整備において農村環境の創造に着手した地域数 約2,000地域(H26)→約2,500地域(H32) ・ うち、農業者以外の多様な人材が参画した地域数 約120地域(H26)→約340地域(H32) ・ うち、地域の活性化に向けた取組を行った地域数 約230地域(H26)→約390地域(H32) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的・効率的な小水力等発電施設の整備地区 約120地区 ・ うち、小水力等発電整備地区において売電益を補修に活用する地区 約100地区 ・ 機能保全計画を策定する農道橋及び農道トンネル [農道橋 約3,100箇所 農道トンネル 約200箇所] ・ 機能診断を実施する農業集落排水施設 約1,600地区 ・ 農業集落排水汚泥の再生利用を実施する地区 約300地区
	【政策目標4】 快適で豊かな資源循環型社会の構築	<p>〇農村の生活基盤の再編等による保全管理の効率的性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を設定した再編計画の策定市町村数 約300市町村 ・ 〇再生可能エネルギーの導入による維持管理費の軽減 ・ 農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合 約3割以上 <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農道橋及び農道トンネルの機能保全計画の策定率 10割 ・ 農業集落排水施設の機能診断の実施率 10割 ・ 汚水処理人口普及率(集落排水、農林水産省、下水道、国土交通省、浄化槽・環境省) 96%以上 ・ 農業集落排水汚泥の再生利用率 69%(H26)→約74%(H32) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新等に着手する基幹的農業水利施設 水路約1,500km、機場等約210箇所 ・ 各種防災事業の実施 約2,400地区 ・ 耐震対策が必要と判明している重要度の高い国営造成施設のうち耐震化計画を策定する施設 17箇所 ・ 機能診断を実施する基幹的農業水利施設 水路約0.9万km、機場等約2,200箇所 ・ 機能保全計画を策定する基幹的農業水利施設 水路約1.3万km、機場等約2,500箇所 ・ 耐震照査を行う重要度の高い国営造成施設 水路約110箇所
政策課題 III 強く豊かな農業・農村	【政策目標5】 老朽化や災害リスクに対応した農業水利施設の戦略的な保全管理と機能強化	<p>〇健全度評価に基づいた施設の保全管理の効率的性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更新等が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合 約5割以上 ・ 施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合 約5割以上 <p>〇漏水被害等の災害防止と施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漏水被害等が防止されている農地及び周辺地域の面積 農地及び周辺地域の面積約34万ha(うち農地面積約28万ha) ・ 耐震対策が必要と判明している重要度の高い国営造成施設における耐震化計画の策定割合 10割 <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹的農業水利施設の機能診断の実施率 10割 ・ 基幹的農業水利施設の機能保全計画の策定率 10割 ・ 基幹的農業水利施設の施設情報の集約化・電子化の割合 10割 ・ 新技術の開発件数 35件(H26)→100件(H32) ・ 重要度の高い国営造成施設における耐震照査の実施率 10割 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新等に着手する基幹的農業水利施設 水路約1,500km、機場等約210箇所 ・ 各種防災事業の実施 約2,400地区 ・ 耐震対策が必要と判明している重要度の高い国営造成施設のうち耐震化計画を策定する施設 17箇所 ・ 機能診断を実施する基幹的農業水利施設 水路約0.9万km、機場等約2,200箇所 ・ 機能保全計画を策定する基幹的農業水利施設 水路約1.3万km、機場等約2,500箇所 ・ 耐震照査を行う重要度の高い国営造成施設 水路約110箇所
	【政策目標6】 災害に対する地域の防災・減災力の強化	<p>〇地域資源や農村協働力等を活用した防災・減災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティを活用した減災活動や農地・施設等が有する減災機能の活用が行われている市町村の割合 10割 ・ ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合 10割 ・ 大規模地震等に備えて業務継続計画(BCP)を策定した土地改良区の数 約100地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップ等ソフト対策を実施する防災重点ため池 約5,000箇所

< 参考 >

3 TPP 対策の概要

農政新時代

～ 努力が報われる農林水産業の実現に向けて ～

＜ 農林水産分野におけるTPP対策 ＞



平成28年3月

農林水産省

Ⅲ 総合的なTPP関連政策大綱

- 世界のGDPの約4割(3,100兆円)という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携。人口8億人という巨大市場が創出される。TPPはアベノミクスの「成長戦略の切り札」となるもの。
- 本政策大綱は、TPPの効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及びTPPの影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするもの。
- 本大綱に掲げた主要施策については、既存施策を含め不断の点検・見直しを行う。また、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、28年秋を目途に政策の具体的内容を詰める。
- 本大綱と併せ、TPPについて国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に努め、TPPの影響に関する国民の不安・懸念を払拭することに万全を期す。

新輸出大国

< TPPの活用促進 >

- 1 丁寧な情報提供及び相談体制の整備
TPPの普及、啓発
中堅・中小企業等のための相談窓口の整備
- 2 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援
中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化
(「新輸出大国」コンソーシアム)
コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進
農林水産物・食品輸出の戦略的推進
インフラシステムの輸出促進
海外展開先のビジネス環境整備

グローバル・ハブ(貿易・投資の国際中核拠点)

< TPPを通じた「強い経済」の実現 >

- 1 TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策
イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進
対内投資活性化の促進
- 2 地域の「稼ぐ力」強化
地域の関する情報発信
地域リソースの結集・ブランド化

< 食の安全、知的財産 >

輸入食品監視指導体制強化、原料原産地表示特許、商標、著作権関係について必要な措置
著作物等の利用円滑化等

農政新時代

< 農林水産業 >

- 1 攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)
次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
国際競争力のある産地イノベーションの促進
畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
高品質な我が国農林水産物の輸出等需要
フロンティアの開拓
合板・製材の国際競争力の強化
持続可能な収益性の高い操業体制への転換
消費者との連携強化、規制改革・税制改正
- 2 経営安定・安定供給のための備え
(重要5品目関連)
米(政府備蓄米の運営見直し)
麦(経営所得安定対策の着実な実施)
牛肉・豚肉、乳製品
(畜産・酪農の経営安定充実)
甘味資源作物(加糖調製品を調整金の対象)

農林水産分野の対策の財源については、TPP協定が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。

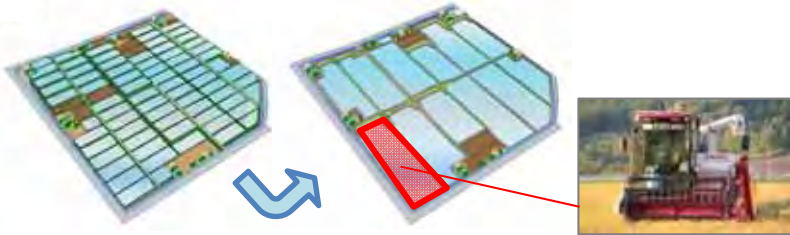
次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

農地中間管理事業の重点実施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化 【370億円】

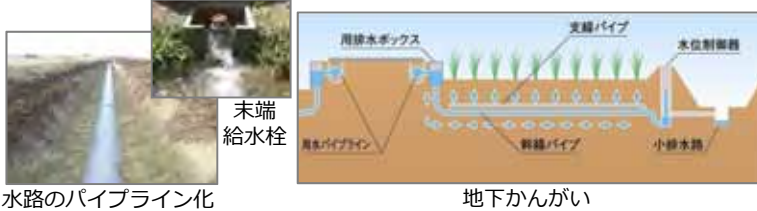
担い手の米の生産コストを大幅に削減するため、**農地の大区画化・排水対策と水管理の省力化のための整備を一体的に推進**します。

<整備のイメージ>

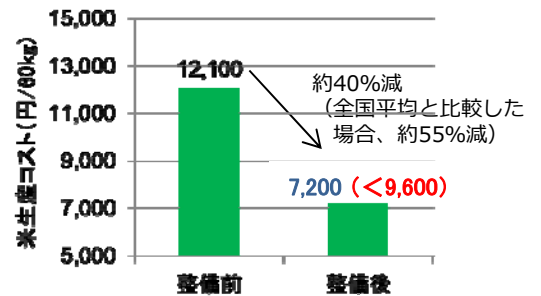
- 大型農業機械の導入が可能な大区画のほ場を整備



- 水管理の省力化を可能とするパイプライン化、地下かんがいを整備



<効果 米の生産コストの低減 (円/60kg) >



※ 対象地区：
平均経営規模15ha程度以上かつ1ha程度以上の大区画で実施した地区（H22～24年度完了地区）
※ 「日本再興戦略」における担い手の米生産コスト削減目標
16,000円/60kg(23年産米全国平均)
→9,600円/60kg

実施主体 国、都道府県

負担率・補助率 2/3、50% 等

中山間地域等における担い手の収益力の向上 【10億円】

中山間地域等において、担い手の収益力の向上を図るため、**経営の規模拡大や高収益作物の導入等**を図る担い手の取組を支援します。



地域特性に応じた収益力向上計画を策定

- 農地の集積（経営規模の拡大）
- 高収益作物の導入（営農計画の転換）
- 作物等の高付加価値化（農産物のブランド化等）

対象者 ・農地中間管理機構等から新たに農地を借り受け、収益力の向上を図る担い手
・収益性の高い作物の導入等を図る担い手

対象地域 中山間地域等（特定農山村法等、地域振興8法で指定された地域）

補助率 定額(5万円/10a以内)

国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力強化を図ります。

産地パワーアップ事業の創設【505億円】（基金化）

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む平場・中山間地域などの産地に対し、**全ての農作物を対象として総合的に支援**します。この際、取組の面的拡大を図る産地等が**戦略的に事業を活用できる**よう、**複数年・複数品目にわたる事業計画も支援対象**とします。

・ICTを活用した高性能機械の導入により、高効率な水田・畑作農業に取り組む事例



【GPS自動操舵システムの導入】

・競争力のある品種の改植や、新たな園芸団地の形成により、高収益作物・栽培体系への転換に取り組む事例



【競争力のある品種】
(写真：ふじ、デコポン)



【トマト団地の形成】

対象者

地域農業再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられる農業者、農業者団体

補助対象

- ① コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入
- ② 穀類遠赤外線乾燥機や果樹の非破壊検査機等の施設導入
- ③ 雨よけハウス等、高付加価値化に必要な生産資材の導入
- ④ 果樹の競争力のある品種について、同一品種での改植 等

補助率

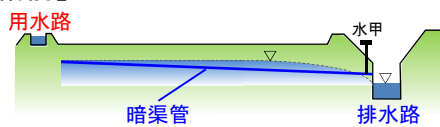
施設整備は1/2以内、農業機械のリース導入は本体価格の1/2以内 等

水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化【406億円】

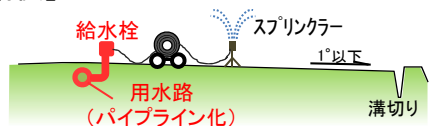
高収益作物を中心とした営農体系への転換を図るため、平場・中山間地域などにおける**水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化**を推進します。

(1) 水田の畑地化の例

【整備前】

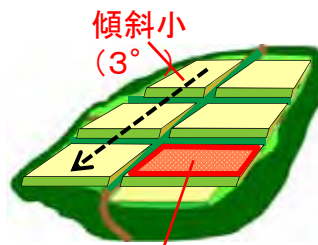


【整備後】



用水路をパイプライン化することにより、スプリンクラーや点滴かんがい等の高度な水管理が可能。

(2) 畑地・樹園地の高機能化の例



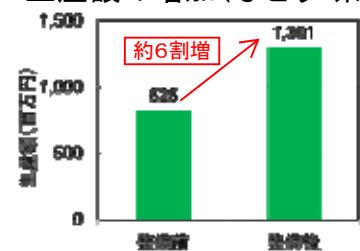
50a程度以上で整備



大区画化に伴う大型機械の導入



畑地かんがいの導入（点滴かんがい）
生産額の増加（ぶどう・茶等）



(資料) 国営地区事業計画書から試算

実施主体

国、都道府県

負担率・補助率

2/3、50% 等

< 参考 >

4 食と農の県民条例基本計画の概要

第2期「みやぎ食と農の県民条例基本計画」（平成28年3月改訂）の概要

基本的な考え方

基本計画の目的

「みやぎ食と農の県民条例」に掲げる目標の実現に向けた施策を効果的に実施するための基本的な計画

基本計画見直しの趣旨

震災からの復興に伴う農業構造変化、国による農政改革、農村社会の活力低下等の社会情勢変化に対応するため、見直しを行う

基本計画の性格

○ 条例第8条に基づく基本計画
○ 「宮城の将来ビジョン」における農業分野の個別計画

基本計画の期間

平成23年度から平成32年度まで

県の食・農業・農村を取り巻く情勢

東日本震災の発生

食を取り巻く情勢

○ 食の安全・安心へのニーズの高まり
○ 震災による県産品の販路の減少
○ 食育・地産地消の取組の広がり

農業を取り巻く情勢

○ 農業産出額の低迷
○ 農業者の減少・高齢化
○ 耕作放棄地の拡大
○ 農業経営の大規模化
○ 6次産業化の取組の拡大
○ 大規模園芸経営体の増加
○ 新たな担い手の出現

農村を取り巻く情勢

○ 農村における集落機能の低下
○ 都市農村交流への関心の高まり
○ 鳥獣被害の深刻化

国による新たな農政改革とTPP交渉の大筋合意

施策の推進方向

I 消費者が求める安全・安心な食料の安定供給

施策1 農畜産物の安全確保の推進
① 農産物の生産工程管理の推進
② 畜産物等の生産衛生管理の推進
③ 安全確保に向けた指導及び検査の徹底【新規】

施策2 消費者と農業者の相互理解の推進
① 地産地消の推進
② 食と農に関する県民理解の醸成
③ 交流機会の拡大及び情報発信の強化

II マーケットインによる競争力と個性のある農業の持続的な発展

施策3 競争力のあるアグリビジネス経営体育成の加速化
① 6次産業化の推進を図る支援体制の強化
② 経営の発展段階に応じたアグリビジネス展開支援

施策4 活力ある担い手の確保・育成

① 地域農業の中核となる経営体の経営安定化と発展
② 次代の農業を牽引する先進的経営体の育成・支援【新規】
③ 新規就農者の確保・育成
④ 女性農業者の活躍の機会拡大
⑤ 異業種からの農業参入の推進

施策5 優良な生産基盤の確保と有効活用

① 農地中間管理事業等の有効活用による人・農地プラン等の実践
② 生産基盤となる農地・施設等の整備
③ 優良農地の確保及び遊休農地の縮小

施策6 水田フル活用による多様な作物生産の振興

① 多様なニーズに対応した売れる米づくりの推進
② 寒害等ニーズに対応した高品質麦及び大豆の生産
③ 新用途への利用促進に向けた飼料用米等の生産拡大

III 農業・農村の多面的な機能の発揮

施策11 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と県民理解の向上

① 農地と水、農村景観の保全管理
② 都市と農村の交流促進
③ 多面的機能への県民理解の向上

IV 農村の活性化に向けた総合的な振興

施策14 中山間・沿岸地域等における農業振興と農村活性化
① 中山間地域等の農業振興
② 地域資源を活用した農村経済の活性化
③ 食品関連企業等との連携による雇用と所得の創出【新規】
④ 鳥獣被害対策等による農作物被害の低減【新規】

将来像

基本計画で掲げる将来像

「農業を若者があじがれる魅力ある産業に！」

将来の見通し・目標

① 販売農家 49,384戸(H22) → 31,500戸(H32)
② 農地面積 136,600ha(H21) → 128,600ha(H32)
③ 農業産出額 1,875億円(H20) → 2,015億円(H32)

◆ 主な推進指標(★は新設等のためH26現況値)

I 消費者が求める安全・安心な食料の安定供給(4指標)

・GAP導入団体数 (H21年) ★ 43 (H32年) 80団体
・学校給食の地産野菜等の利用品目の割合 30.8 40%
・食育コーナー・ターゲットによる食育活動への参加人数 ★ 21,581 26,000人

II マーケットインによる競争力と個性のある農業の持続的な発展(29指標)

・アグリビジネス経営体数 (H21年) 71 (H32年) 130経営体
・認定農業者数 6,259 6,500経営体
・農業法人数 332 780経営体
・年間新規就農者数 97 130人
・水田ほ場整備面積 71,620 79,000ha
・効率的・安定的農業経営を営む担い手への農地利用率 60.7(H20) 77%
・飼料用米の作付面積 ★ 1,954 6,000ha
・先進的園芸経営体数 ★ 25 70経営体
・加工・業務用野菜の取組面積 ★ 270 460ha
・大規模肉用牛農家戸数 ★ 38 50戸

III 農業・農村の多面的な機能の発揮(6指標)

(H21年) (H32年)
・農村の地域資源の保全 活動を行った面積 ★ 64,079 85,000ha
・主要な都市農山漁村交流拠点施設の利人口 901 1,600万人
・農業水利施設を活用した小水力発電施設数 ★ 3 5施設
・環境保全型農業取組面積 21,857(H20) 30,000ha

IV 農村の活性化に向けた総合的な振興(3指標)

(H21年) (H32年)
・農産物直売所推定売上額 69 95億円
・農地等被害防止面積 39,453 41,551ha

将来の見通し・目標と推進指標

第2期「みやぎ食と農の県民条例基本計画」（平成28年3月改訂）の概要

特に重点的に取り組む施策の推進方向

I 消費者が求める安全・安心な食料の安定供給

農畜産物の安全確保の徹底

- ◆ 農畜産物の計画的な放射線物質検査と公表
- ◆ 農薬販売店等の検査・指導による農薬適正流通・使用の推進
- ◆ GAPの取組拡大



消費者と農業者の相互理解の推進

- ◆ 食関連産業等と連携した地産地消の県民運動の展開
- ◆ 多世代に対して「食」と「農」の大切さを学ぶ機会を提供
- ◆ 食の安全安心に関する消費者等との情報交換

III 農業・農村の多面的な機能の発揮

多面的機能の発揮と県民理解向上

- ◆ 集落の将来像を見据えた特色ある保全活動の展開の推進
- ◆ 多様な交流施設の活用や、グリーン・ツーリズム推進、教育分野との連携による都市農村交流促進
- ◆ ワークショップや生き物観察会等、農業・農村の多面的機能への県民理解向上に向けた取組の推進
- ◆ 農業用水利施設を活用した小水力発電施設等の導入推進



IV 農村の活性化に向けた総合的な振興

中山間・沿岸地域等の農業・農村活性化

- ◆ コミュニティビジネスに取り組む農業者・地元住民の企画力向上や収益性改善等の支援
- ◆ 食品関連企業の誘致と、立地した企業と農業者等との連携による新商品開発等、事業創出の支援
- ◆ 鳥獣被害対策にあたる人材育成や、市町村が実施する鳥獣被害防止対策の支援



～産業政策と地域政策をともに推進～

II マーケットインによる競争力と個性のある農業の持続的な発展

農業経営体の育成・支援の強化

- ◆ 経営体の発展段階に応じた経営の効率化・法人化・多角化の支援
- ◆ 6次産業化に取り組む農業者等の支援体制の強化
- ◆ 大規模経営体の経営継続・発展に向け、経営の最適化診断・ICT活用による生産・経営の「見える化」を推進
- ◆ 多様な新規就農者の確保・育成と女性農業者の活躍支援



農地集積の推進と人・農地プラン等の実践

- ◆ 農地中間管理事業等を活用した担い手への農地集積とほ場整備を推進
- ◆ 地域での徹底した話し合いによる人・農地プラン等の作成・更新・実践を支援



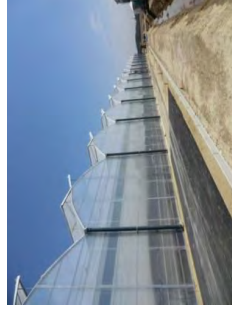
水田フル活用による多様な作物生産

- ◆ 宮城米の販売・ブランド力強化と「地域ブランド米」創出支援
- ◆ 大規模化に対応した技術導入等、省力・低コスト稲作を支援
- ◆ 水田フル活用の基幹作物として、麦・大豆等に加えて飼料用米の作付拡大を推進



園芸の競争力の強化

- ◆ 先進的施設園芸経営体の育成に向けた技術・経営的支援
- ◆ 収益性の高い土地利用型露地園芸への転換誘導と定着支援
- ◆ 契約栽培による加工・業務用野菜の取組支援
- ◆ ICT・ロボット技術等「スマート農業」の推進



畜産の生産基盤の強化

- ◆ 第11回全国和牛能力共進会宮城大会を契機とした日本一の牛づくりと産地化を推進
- ◆ 「好平茂」に続く、優良種雄牛の造成を継続的に実施



県産品の販売戦略の展開と食産業の振興

- ◆ 輸出基幹品目を中心とした新たな海外販路開拓の推進
- ◆ 県内食品製造業の販路回復・開拓に向けた支援
- ◆ リニューアルした東京アンテナショップを拠点とした首都圏での販売・販路の拡大を支援



< 参考 >

5 食と農の県民条例基本計画の概要
各施策において重点的に取り組む事項
(関係分)

施策5 優良な生産基盤の確保と有効活用

① 農地中間管理事業等の有効活用による人・農地プラン等の実践

- 農地中間管理事業等を活用しながら担い手への農地集積を推進
- 地域での徹底した話し合いによる人・農地プランの作成・更新・実行を支援
- 中山間地域等の条件不利地対策のため、地域の将来像を描く活動や課題解決への取組を支援

② 生産基盤となる農地・施設等の整備

- 競争力ある農業経営確立のため、農地の大区画化や汎用化に向けたほ場整備を推進
- 津波被災農地については、2ha標準区画や地下灌漑システム等を導入した先進的な農地整備を実施
- 低コスト耐候性ハウスや養液栽培施設の整備を推進

③ 優良農地の確保及び遊休農地の縮小

- 遊休農地の解消に向けて、地域での話し合いを進めながら実証ほを設置するなどの取組を支援
- 遊休農地の発生防止のため、産地交付金等を活用した地域振興作物の生産を振興

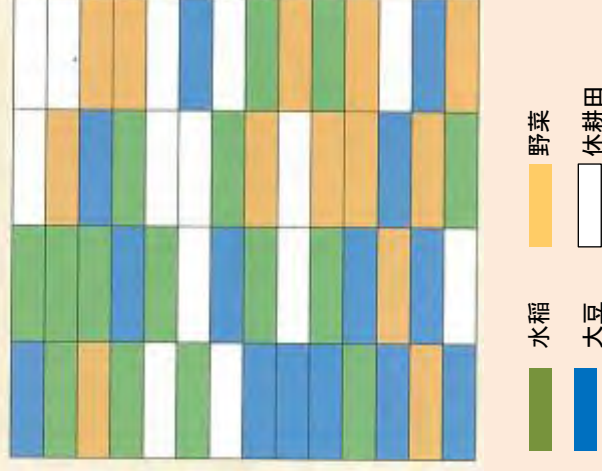
主な取組等

人・農地プラン等の作成，実践支援

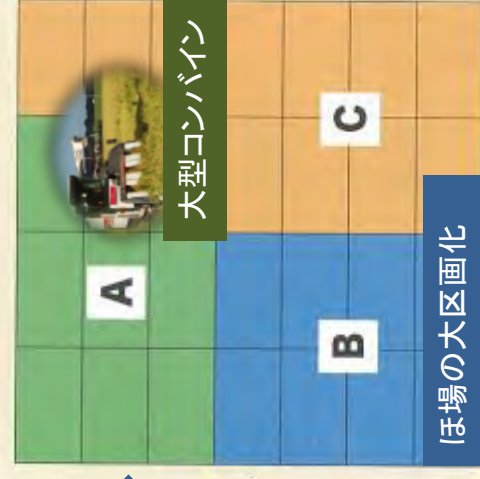
- 地域農業の将来像である人・農地プラン等の作成，更新を支援する。
- 基盤整備事業や水田フル活用事業等と連携して農地中間管理事業等を有効に活用し，担い手への農地集積を推進する。

農地集積バンクを活用した担い手への農地集積（イメージ）

地域内で農地が分散



担い手へ農地を集約



大規模土地利型農業の展開

← 農地中間管理機構

地域農業の維持・発展

施策11 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と県民理解向上

① 農地と水、農村景観の保全管理

- 集落の将来像を見据えた特色ある保全活動の展開
- 多面的機能を支える農地・水等の地域資源の基礎的な活動を支援
- 景観形成や施設の長寿命化のための活動を支援

② 都市と農村の交流促進

- 農産物直売所・農漁家レストラン等を活用した交流機会の提供
- グリーン・ツーリズム推進組織や活動実践者等の取組を支援

③ 多面的機能への県民理解の向上

- ワークショップ等による農業・農村の地域資源を再発見するための取組を推進
- 生き物観察会や体験学習会等に取り組み協働組織への支援
- グリーン・ツーリズム活動の活用など教育分野と農業分野の連携を更に強化

主な取組等

農地と水、農村景観の保全管理と多面的機能への県民理解の向上



農業・農村の多面的機能

○ 農業・農村の多面的機能とは、国土の保全、水源の涵養(かんよ)う)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、安らぎの提供等、農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のことを言います。

○ 宮城県県の農業農村が持つ多面的機能を金額換算すると、年間2,287億円と評価しています。(平成13年試算)

○ 農地と水、農村景観の保全管理は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行う、多面的機能支払事業(交付金)により推進します。



○ 農業体験や交流機会等を活用するなど、県民理解の向上に向けた取組を推進します。

施策12 農業・農村が有する地域資源の 保全・管理と活用

① 農業水利施設等のストックマネジメント の推進

- 耐用年数を超えた農業水利施設の機能診断を実施
- 機能保全計画に基づき予防保全対策工事の実施
- 土地改良事業等で造成された施設の機能診断と整備補修を実施

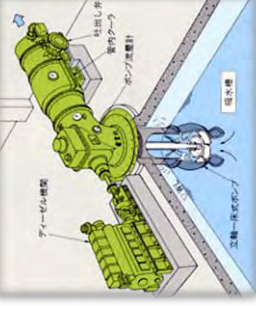
② 再生可能エネルギーの活用 の推進（新規）

- 農業水利施設を活用した発電施設の可能性を把握するため、導入可能性調査を展開
- 農業水利施設を活用した小水力発電施設の導入を推進
- 用排水施設などの維持管理費の低減のため、太陽光発電施設の導入を推進

主な取組等

持続的な農業農村の発展に向けて地域資源の価値を再発見

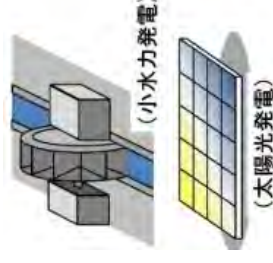
ストックマネジメントの推進



- 耐用年数を超過した農業水利施設の機能診断と機能保全計画の作成
- 機能保全計画に基づく予防保全対策工事の実施
- 突発的な事故に対する緊急補修工事の実施
- 施設管理者を対象とした技術研修会の開催



再生可能エネルギーの活用



- 小水力発電導入可能性調査
- 小水力発電施設の導入
- 被災沿岸部における太陽光発電施設整備



内川小水力発電所（大崎市 最大出力5.5kw）



大沼太陽光発電所（仙台市 最大出力500kw）

■基本項目 IV

農村の活性化に向けた総合的な振興

施策14 中山間・沿岸地域等における農業振興と農村活性化

① 中山間地域等の農業振興

- ▶ 集落単位の多面的機能の維持に向けた活動を支援
- ▶ 生産基盤及び生活環境基盤を総合的に整備

② 地域資源を活用した農村経済の活性化

- ▶ 専門家派遣などによりコミュニティビジネスを支援
- ▶ 地域資源を活用した体験ツアー開発の取組を支援
- ▶ 地域資源を活用した新商品開発・販路開拓を支援

③ 食品関連企業等との連携による雇用と所得の創出（新規）

- ▶ 進出企業の初期負担を軽減し、企業立地を促進
- ▶ 進出企業との連携による新たな事業の創出を支援

④ 鳥獣被害対策等による農作物被害の低減（新規）

- ▶ 市町村が行う鳥獣被害防止対策を支援
- ▶ 狩猟者等向けの研修などにより人材育成を推進

主な取組等

中山間、被災沿岸地域等における農業・農村の活性化

地域に雇用を創出し、所得を増大させ
若者の定住や地域外からの移住による
農業振興と農村活性化を目指す



中山間、被災沿岸地域等における課題

農業就業者の高齢化、減少による深刻な担い手不足
集落人口の減少による農村の多面的機能の喪失の恐れ
野生鳥獣による農作物被害の増加
耕作放棄地の増加

中山間地域等の
農業振興

地域資源を活用した
農村経済の活性化

食品関連企業等との
連携による
雇用と所得の創出

鳥獣被害対策等
による
農作物被害の低減



施策15 快適な暮らしを守る 生活環境の整備

① 農村の防災機能の充実

- 水源かん養等の多面的機能の保全や、自然災害から生命を守るため、排水施設やため池等を整備
- 災害発生時に適切な対応を図るため、農地・農業用施設の災害復旧技術支援を行う人材育成・確保を推進

② 地域の特性に配慮した生活環境の整備

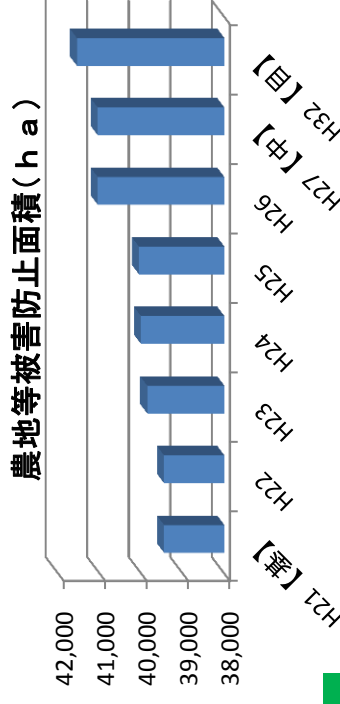
- 農村での居住性を高める汚水処理を中心とした、集落排水施設整備を推進
- 農道や集落道路等のインフラ整備を推進

主な取組等

補助事業を活用した、快適な暮らしを守る生活環境の整備

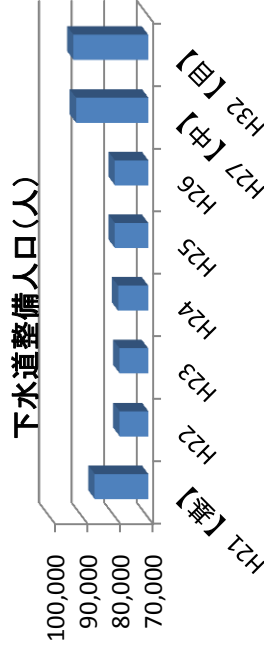
防災事業例

- ため池等整備事業(用水確保のほか、洪水調節機能も発揮)
- ため池整備事業
- 用排水施設等整備事業
- 湛水防除事業(農地の湛水被害を防止)
- 災害復旧事業



生活環境整備の事業例

- 農業集落排水事業(集落排水施設:下水道の整備)
- 集落基盤整備事業(農道や集落道路等のインフラ整備)



< 参考 >

- 6 東日本大震災に係る農地・農業用施設の復旧・復興のロードマップの見直しについて

東日本大震災に係る農地・農業用施設の復旧・復興の ロードマップの見直しについて

1 ロードマップの趣旨

本ロードマップは、農地・農業用施設における東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施する事業の整備目標を明確にし、具体的な実施計画とその進行管理を示すものとして、平成24年1月に作成したものであり、復旧・復興の進捗状況に応じて見直しを行っている。

2 見直し内容及びその理由

昨年改訂したロードマップに基づき、農地復旧は平成30年度、農業用施設は平成28年度、農地海岸は平成29年度、農地整備は平成32年度の完成を目指して事業を実施してきたところであるが、農業用施設については、他事業との計画・工程の調整に時間を要したため、事業全体の完了年度を平成28年度から平成29年度に延伸。なお、事業ごとの見直しの内容は次のとおり。

【農地・農業用施設】		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
農地復旧	変更前	[Progress bar from H23 to H30]									
	変更後	[Progress bar from H23 to H30]									
農業用施設	変更前	[Progress bar from H23 to H28]									
	変更後	[Progress bar from H23 to H28]							[Progress bar from H28 to H29]		
農地海岸	変更前	[Progress bar from H23 to H30]									
	変更後	[Progress bar from H23 to H30]									
農地整備	変更前	[Progress bar from H23 to H32]									
	変更後	[Progress bar from H23 to H32]									

※網掛け部分が今回の延伸部分

- 農地の復旧については、干陸化後の再度の浸水や行方不明者の搜索等を踏まえた工程の見直し等により、4地区において着手年度が、2地区において完了年度が延伸となるが、平成30年度の事業全体の完了年度に変更はない。
- 農業用施設の復旧については、他事業との計画・工程の調整に時間を要したため、3地区において着手年度が、4地区において完了年度が延伸となり、事業全体の完了年度を平成28年度から平成29年度に延伸。
- 農地海岸の復旧については、入札不調や他事業との計画・工程の調整に時間を要したため、2地区において着手年度が、3地区において完了年度が延伸となるが、平成29年度の事業全体の完了年度に変更はない。
- 東日本大震災復興交付金を活用し、津波被災農地の大区画化を図る農地整備事業は、他事業との計画・工程の調整に時間を要したことや入札不調等により1地区において区画整理工事着手年度が、6地区において完了年度が延伸となるが、平成32年度の換地を含む事業全体の完了年度に変更はない。

農地の復旧ロードマップ

平成28年3月末現在

番号	関係市町	復旧対象面積 (ha)	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成27年度末 農地復旧面積 着手・完了率	査定額 (百万円)
1	気仙沼	670	着手	100	295	150	95	10	20	-	-	97%	9,650
			完成	100	10	150	80	240	90	-	-	87%	
2	南三陸	460	着手	20	260	160	20	-	-	-	-	100%	2,104
			完成	20	20	190	60	140	30	-	-	93%	
3	石巻	2,110	着手	1,160	605	95	20	70	110	50	-	92%	13,022
			完成	1,160	230	380	30	70	15	95	130	89%	
4	東松島	1,370	着手	720	250	204	166	10	20	-	-	99%	12,942
			完成	720	124	112	80	259	45	30	-	95%	
5	塩竈	20	着手	-	5	-	-	-	15	-	-	25%	574
			完成	-	-	5	-	-	-	15	-	25%	
6	多賀城	70	着手	70	-	-	-	-	-	-	-	100%	3
			完成	70	-	-	-	-	-	-	-	100%	
7	七ヶ浜	140	着手	131	9	-	-	-	-	-	-	100%	603
			完成	-	80	60	-	-	-	-	-	100%	
8	松島	30	着手	29	-	1	-	-	-	-	-	100%	140
			完成	10	16	3	-	1	-	-	-	100%	
9	仙台市	2,000	着手	620	1,380	-	-	-	-	-	-	100%	25
			完成	620	940	40	400	-	-	-	-	100%	
10	名取	1,500	着手	950	500	50	-	-	-	-	-	100%	5,169
			完成	950	30	330	70	90	30	-	-	98%	
11	岩沼	1,170	着手	440	630	30	30	30	10	-	-	99%	8,411
			完成	440	140	510	-	30	50	-	-	96%	
12	亶理	2,100	着手	1,020	696	10	169	205	-	-	-	100%	12,889
			完成	1,020	20	680	-	90	290	-	-	86%	
13	山元	1,360	着手	520	590	-	90	145	15	-	-	99%	7,802
			完成	-	310	700	90	10	250	-	-	82%	
着手				5,780	5,220	700	590	470	190	50	-		
累計				5,780	11,000	11,700	12,290	12,760	12,950	13,000	-		
進捗率				44%	85%	90%	95%	98%	99%	100%	-		
完了				5,110	1,920	3,160	810	930	800	140	130		
累計				5,110	7,030	10,190	11,000	11,930	12,730	12,870	13,000		
進捗率				39%	54%	78%	85%	92%	98%	99%	100%		

※仙台市(国直轄災害分)の査定額は除く

農業用施設(主な排水機場)の復旧ロードマップ 1/2

平成28年3月末現在

番号	市町村名	箇所・施設名	事業概要	年度別整備スケジュール						全体	平成27年度末 着手状況		平成27年度末 完了状況		査定額(百万円)	
				H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度		H29年度	着手	着手率%	完了		完了率%
	松島町										4	4	100%	4	100%	89
1		富山第1排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧							○		○		
2		富山第2排水機場	排水機場 1箇所		本復旧							○		○		
3		名籠第3排水機場	排水機場 1箇所		本復旧							○		○		
4		古浦排水機場	排水機場 1箇所		本復旧							○		○		
	七ヶ浜町										5	5	100%	5	100%	315
5		吉田浜排水機場	排水機場 1箇所	本復旧								○		○		
6		花刈用排水機場	排水機場 1箇所	本復旧								○		○		
7		垂ヶ森排水機場	排水機場 1箇所			本復旧						○		○		
8		阿川排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧							○		○		
9		阿川沼排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧							○		○		
	名取市										1	1	100%	1	100%	45
10		北釜排水機場	排水機場 1箇所			本復旧						○		○		
	岩沼市										1	1	100%	1	100%	154
11		蒲崎排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧		本復旧						○		○		
	亶理町										3	3	100%	3	100%	1,087
12		荒浜排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧		本復旧						○		○		
13		荒浜第2排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧							○		○		
14		吉田排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧							○		○		
	山元町										6	6	100%	6	100%	1,478
15		新牛橋排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧							○		○		
16		花笠第2排水機場	排水機場 1箇所		本復旧							○		○		
17		花笠排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧							○		○		
18		大谷地排水機場	排水機場 1箇所		本復旧							○		○		
19		谷地排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧							○		○		
20		赤川排水機場	排水機場 1箇所		本復旧							○		○		
	石巻市										14	11	79%	10	71%	2,041
21		吉兵第1排水機場	排水機場 1箇所													
22		長面排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧												
23		谷地中排水機場	排水機場 1箇所													
24		針岡排水機場	排水機場 1箇所	本復旧								○		○		

農業用施設(主な排水機場)の復旧ロードマップ 2/2

番号	市町村名	箇所・施設名	事業概要	年度別整備スケジュール										全体	平成27年度末 着手状況		平成27年度末 完了状況		査定額(百万円)			
				H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	着手	着手率%	完了		完了率%							
25		釜谷崎排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧												○					
26		女川排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧												○					
27		牧野集排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧												○					
28		大瓜東部排水機場	排水機場 1箇所		本復旧												○					
29		大瓜西部排水機場	排水機場 1箇所		本復旧												○					
30		井内排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧												○					
31		宇田川排水機場	排水機場 1箇所			本復旧											○					
32		曾波神排水機場	排水機場 1箇所	本復旧													○					
33		大新筒排水機場	排水機場 1箇所			本復旧											○					
34		蛇田排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧												○					
	真松島市															13	13	100%	13	100%	2,120	
35		赤井排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧												○					
36		第2五味倉排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧												○					
37		柳/目第2排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧												○					
38		大曲第2排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧												○					
39		浜須賀排水機場	排水機場 1箇所			本復旧											○					
40		下街道排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧												○					
41		立沼排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧												○					
42		浜市排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧												○					
43		中下排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧		本復旧											○					
44		大浜排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧		本復旧											○					
45		潜ヶ浦第2排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧												○					
46		波津々浦排水機場	排水機場 1箇所	仮復旧	本復旧												○					
47		洲崎第1排水機場	排水機場 1箇所		本復旧												○					
	着手施設			4施設	29施設	11施設										47	44	94%	43	91%	7,330	
合		累計		<4施設>	<33施設>	<44施設>	<44施設>	<44施設>	<44施設>	<44施設>	<44施設>	<44施設>	<44施設>	<44施設>	<44施設>							
		進捗率		9%	70%	94%	94%	94%	94%	94%	94%	94%	94%	94%	94%							
計	完了施設			4施設	6施設	23施設	10施設	1施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設							
		累計		<4施設>	<10施設>	<33施設>	<43施設>	<43施設>	<43施設>	<43施設>	<43施設>	<43施設>	<43施設>	<43施設>	<43施設>	<43施設>						
		進捗率		9%	21%	70%	91%	91%	91%	91%	91%	91%	91%	91%	91%	100%						

農地・農業用施設等の復旧ロードマップ

[前回計画:平成27年3月12日公表 現計画:平成28年3月10日公表]

工 種		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考	
■農地(除塩含む)	前回計画 面積 13,000ha	着手面積				本 復 旧					
		累計 進捗率	5,780ha (5,780ha)	5,220ha (11,000ha)	700ha (11,700ha)	610ha (12,310ha)	510ha (12,820ha)	180ha (13,000ha)			
	完了面積	累計 進捗率	44%	85%	90%	95%	99%	100%			
		5,110ha (5,110ha)	1,920ha (7,030ha)	3,160ha (10,190ha)	1,310ha (11,500ha)	730ha (12,230ha)	530ha (12,760ha)	150ha (12,910ha)	90ha (13,000ha)		
	現計画 面積 13,000ha	着手面積	39%	54%	78%	88%	94%	98%	99%	100%	
		累計 進捗率	5,780ha (5,780ha)	5,220ha (11,000ha)	700ha (11,700ha)	590ha (12,290ha)	470ha (12,760ha)	190ha (12,950ha)	50ha (13,000ha)		
	完了面積	累計 進捗率	44%	85%	90%	95%	98%	99%	100%		
		5,110ha (5,110ha)	1,920ha (7,030ha)	3,160ha (10,190ha)	810ha (11,000ha)	930ha (11,930ha)	800ha (12,730ha)	140ha (12,870ha)	130ha (13,000ha)		
	累計 進捗率	39%	54%	78%	85%	92%	98%	99%	100%		
■農業用施設	前回計画 排水機場 47施設	着手施設	4施設 (4施設)	29施設 (33施設)	11施設 (44施設)	3施設 (44施設)	3施設 (47施設)	(2)施設 (47施設)			
		累計 進捗率	9%	70%	94%	94%	100%				
	完了施設	4施設 (4施設)	6施設 (10施設)	23施設 (33施設)	10施設 (43施設)	1施設 (44施設)	3施設 (47施設)				
		9%	21%	70%	91%	94%	100%				
	現計画 排水機場 47施設	着手施設	4施設 (4施設)	29施設 (33施設)	11施設 (44施設)	3施設 (44施設)	3施設 (47施設)	3施設 (47施設)			
		累計 進捗率	9%	70%	94%	94%	100%				
	完了施設	4施設 (4施設)	6施設 (10施設)	23施設 (33施設)	10施設 (43施設)	1施設 (44施設)	3施設 (47施設)				
		9%	21%	70%	91%	94%	100%				
	累計 進捗率	9%	21%	70%	91%	91%	94%				
■農地海岸	前回計画 農地海岸 94箇所	着手箇所	4箇所 (4箇所)	34箇所 (38箇所)	32箇所 (70箇所)	7箇所 (77箇所)	1箇所 (78箇所)	1箇所 (79箇所)	15箇所 (94箇所)		
		累計 進捗率	4%	40%	74%	82%	83%	84%	100%		
	完了箇所	0箇所 (0箇所)	2箇所 (2箇所)	11箇所 (13箇所)	10箇所 (23箇所)	48箇所 (71箇所)	8箇所 (79箇所)	15箇所 (94箇所)			
		0%	2%	14%	24%	76%	84%	100%			
	現計画 農地海岸 94箇所	着手箇所	4箇所 (4箇所)	34箇所 (38箇所)	32箇所 (70箇所)	7箇所 (77箇所)	1箇所 (77箇所)	1箇所 (78箇所)	16箇所 (94箇所)		
		累計 進捗率	4%	40%	74%	82%	82%	83%	100%		
	完了箇所	0箇所 (0箇所)	2箇所 (2箇所)	11箇所 (13箇所)	10箇所 (23箇所)	12箇所 (35箇所)	27箇所 (62箇所)	32箇所 (94箇所)			
		0%	2%	14%	24%	37%	66%	100%			
	累計 進捗率	4%	40%	74%	82%	82%	83%	100%			

延 伸

本 復 旧

農山漁村地域復興基盤総合整備事業の復興ロードマップ（震災後新たにに取り組む地区）

〔前回計画：平成27年3月12日公表 現計画：平成28年3月10日公表〕

工種	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備考	
■農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (復興交付金を活用した農地整備事業)	農地整備(土地利用の活性化含み)											
◇当初事業計画												
◇土地改良法手続き 事業計画変更												
◇工事												
◇換地												
◇工事面積 ※上段:地区面積 下段:(受益面積)	前回計画											
	4,812ha (3,789ha)	1,793ha (1,412ha)	1,735ha (1,366ha)	1,723ha (1,316ha)	1,267ha (998ha)	17ha (1.3ha)						
	進捗率	37%	73%	74%	99%	100%						
	完了面積	160ha (126ha)	1,637ha (1,289ha)		2,083ha (1,640ha)	932ha (734ha)			暗渠排水工事 等			
	進捗率	3%	37%		81%	100%						
◇工事面積 ※上段:地区面積 下段:(受益面積)	現計画											
	4,707ha (3,594ha)	1,771ha (1,352ha)	1,723ha (1,316ha)	2,042ha (1,559ha)	731ha (558ha)	461ha (352ha)	21ha (16ha)					
	進捗率	38%	74%	90%	99%	100%						
	完了面積	164ha (125ha)	1,396ha (1,066ha)		2,042ha (1,559ha)	1,065ha (813ha)	40ha (31ha)		暗渠排水工事 等			
	進捗率	3%	33%		77%	100%						

※面工事(区画整理工事)は平成29年度までに完了予定

農山漁村地域復興基盤総合整備事業の復興ロードマップ（震災前からの継続地区）

工種	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備考
■農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (復興交付金を活用した農地整備事業)	農地整備(土地利用の活性化含み)										
◇土地改良法手続き (事業計画変更)											
◇工事											
◇換地											
◇工事面積 ※上段:地区面積 下段:(受益面積)	前回計画										
	1,735ha (1,529ha)	54ha (48ha)	67ha (59ha)	57ha (50ha)	12ha (10ha)	67ha (59ha)					
	進捗率	88%	92%	95%	96%	100%					
	(完了面積)	94ha (17ha) <66ha>	40ha (35ha)	32ha (28ha)	99ha (87ha)	0ha (0ha)	67ha (59ha)		暗渠排水工事 等		
	進捗率	81%	86%	89%	90%	96%	100%				
◇工事面積 ※上段:地区面積 下段:(受益面積)	現計画										
	1,735ha (1,529ha)	54ha (48ha)	67ha (59ha)	57ha (50ha)	6ha (5ha)	9ha (8ha)	64ha (56ha)				
	進捗率	88%	92%	95%	96%	96%	100%				
	(完了面積)	130ha (48ha) <66ha>	36ha (32ha)	43ha (38ha)	44ha (39ha)	15ha (13ha)	0ha (0ha)	64ha (56ha)			
	進捗率	81%	88%	90%	93%	95%	96%	100%			

※面工事(区画整理工事)は平成30年度までに完了予定
※着手面積及び完了面積の<>の面積は従前事業による施工面積